

14.5-428



1200501217146

14.5  
428

公民年鑑

國勢社編  
昭和十一年 下卷



始



14.  
42

昭和十一年  
公民年鑑

(下卷)

東京・京橋 國勢社 版

「國勢グラフ」編輯部編



昭和十一年  
公民年鑑  
(下卷)

東京・京橋 國勢社版



はしがき

▼公民教育は「公民としての社會的責任を自覺せしめ、尊法の精神と共存共榮の本義とを會得せしむる」にあるので、各教材の智的説明は補助的のものではあるが、併し實際教授に當りては或程度に具體的説明を與へなければ生徒はよく之を理解することが出來ず、理解なければ結局公民教育の目的達成を損ふ結果となる。

▼また社會事象の説明に當り、單に之を抽象的概念に止めず、實際の社會事實の現勢と關聯せしめることにより、生徒に數倍の感興を起さしめ善良なる立憲自治の民としての基礎觀念の養成を速かならしむること必定である。

▼本書は如上の意味に於て副教科書たる役目を果たすために生まれたもので、形式は小冊子だが内容は十分選擇したエッセンスのみを盛つたもので、單に學生々徒用としてのみでなく、一般人にとりても亦便利なる公民知識の寶典たることを信ずる。

昭和十一年 公民年鑑 (下卷) 表解欄 目次

(統計表及圖表の目次は卷尾にあり)

14.5-428

國家	人類と國家—國家の使命—國家の要素—國體と政體	三
天皇	統治權の總攬—神聖不可侵の御地位—天皇の大權—大權事項—詔勅	五
皇位の繼承	踐祚—改元—即位禮と大嘗祭—皇位繼承の順位	八
攝政	攝政の資格—攝政就任の順位—攝政の地位	二〇
皇室典範		二二
皇室及皇族		二二
我が國體の尊嚴		三三
我が立憲政治の特徴		三三
我が國立憲政治採用の經過		三三
憲法の分類		三四
帝國憲法		三四
帝國臣民	族稱—權利—義務、附 非常大權	三五
帝國議會	貴族院の組織—衆議院の組織—衆議院議員の選舉—補選—議員の特權と義務—議會の作用—議會の活動—議會の解散—政黨	三八
國務大臣		三七
內閣		三七
樞密顧問		三六

行政	.....	元	財政	.....	三
意義—種類	.....		豫算	.....	三
行政官廳	.....	三	歳出—歳入	.....	三
行政機關—行政官廳—中央行政官	.....		租稅	.....	三
官廳—地方行政官廳—特殊地方行政官廳—官吏	.....		租稅の原則—種類—體系—租稅納期一覽—所得稅々率	.....	三
國法	.....	三	公債	.....	三
裁判所	.....	三	財務	.....	三
裁判所—檢事局—訴訟—刑罰—罪名及刑—調停法—陪審	.....	三	我が國の社會問題	.....	三
兵役	.....	三	社會政策の施設	.....	三
我が國の軍備	.....	三	社會事業の施設	.....	三
國際法	.....	三	參考	.....	三
條約	.....	三	大日本帝國憲法	.....	三
外務機關	.....	三	皇室典範	.....	三
外交官—領事官	.....	三	衆議院議員選舉法抄	.....	三
國際聯盟	.....	三			

## 國家

人類と國家  
人は社會を離れては一日も生存することを得ない。國家は諸種の社會を綜合統制し社會生活の中軸を爲す最高度の社會で人類は國家の統制に服従することによつてのみ社會生活の秩序と安定とを得各その業に安んじ生存を完うする事を得る。

國家の使命  
内—國民の生活の確保を圖り國家自身の維持と國家存立の目的達成を期する。  
外—列國と協調し人類共同の理想に貢献する。

國家の要素  
(1)主權(統治權)—國民を統治支配する唯一最高の權力  
(2)領土—主權の完全に行使せられる地域(地域の外に領海領空を含む、國際法上領海は沿岸より三哩とせられ、領空はそれらの上空)  
(3)人民—國家を構成する成員

### 國體と政體



### 天皇

#### 一、統治權の總攬

大日本帝國は萬世一系の天皇の之を統治し給ふところなることは建國以來一貫渝らざる大原則である(憲法、一)

#### 二、神聖不可侵の御地位

天皇は神聖にして侵す可からざる絶對の至尊にて在し、御一身上及び政務上何らの責任を負はせられない(憲法、三)

#### 三、天皇の大權

國家統治の大權は天皇の總攬し給ふところであり統治權の作用は事細大となく天皇にその淵源を發するのであるが、その統治權の發動は憲法第四條に「天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ」と宣せられてある如く、憲法の規定によつて發動せしめられるのである。その内特に憲法上の獨立機關の參與を必要とされてゐるもの—(即ち立法權を行はせられるには帝國議會の協賛を必要とし司法權を裁判所に命じて之を行はしめられ行政權を各省大臣以下の行政官廳自治團體に委託されるが如き)—と、全く天皇の親裁し給ふことを憲法上の要件とする統治權の作用とがある。後者を憲法上の大權事項といひ次の如くである。

## 天皇の 大事項

- 1 法律を裁可し、その公布及び執行を命ずること（憲法、六）
- 2 帝國議會を召集し、その開會・閉會・停會及び衆議院の解散を命ずること（憲法、七）
- 3 公共の安全を保持し、又その災厄を避くるため、緊急の必要により帝國議會閉會の場合に於て法律に代るべき勅令を發すること（憲法、八）
- 4 法律執行の爲め又は公共の安寧秩序保持及び臣民の幸福増進の爲めに必要なる命令を發し又は發せしむること（憲法、九）
- 5 行政各部の官制及び文武官の俸給を定め及び文武官を任免すること（憲法、十）
- 6 陸海軍を統帥すること（憲法、一一）
- 7 陸海軍の編制及び常備兵額を定めること（憲法、一二）
- 8 宣戰・講和を爲し及び諸般の條約を締結すること（憲法、一三）
- 9 戒嚴を宣告すること（憲法、一四）
- 10 爵位・勳章及びその他の榮典を授與すること（憲法、一五）
- 11 大赦・特赦・減刑及び復権を命ずること（憲法、一六）

## 詔 勅

- 12 公共の安全保持の爲め緊急の必要ある場合に於て、内外の情形により帝國議會を召集し能はざるとき、勅令により財政上必要の處分をなすこと（憲法、七〇）
- 13 戰時又は國家事變の場合に於て、憲法の條規に拘らず統治權を行使すること（憲法、三一）
- 14 憲法改正の發案をなすこと（憲法、七三）
- 15 貴族院の組織を定めること（憲法、三四）  
右に屬する御政務御裁に當つては、國務大臣が輔弼の任に當るを常とし、又樞密顧問が御諮詢に應へ奉ることがある。
- 1 詔書—皇室の大事又は大權の施行に關する勅旨を文書を以て臣民一般に宣誥せられるもの
- 2 勅書—皇室の事務又は國務大臣の職務に關する勅旨で、文書を以て受命者のみに交附されるもの
- 3 上諭—帝國憲法・皇室典範の改正、法律勅令・國際條約・豫算等公布の際附せられる勅旨
- 4 右の他勅語・御沙汰等として勅旨を表示せられる

### 皇位の繼承

天皇崩御ましますときは、その間隙の間隙を許さず何等の手續をも要せず皇嗣は直ちに皇位を滿たされ、祖宗の神器を承けさせられる。(典一〇)これを踐祚といひ、踐祚の式として賢所の儀・皇靈殿神殿に奉告の儀・劍璽渡御の儀・踐祚後朝見の儀を行はせられる。

### 二改元

踐祚と共に元號を建てさせられ、御一代の間再び改められることはない(典、一一)

諒闇の後、秋冬の間に京都に於て行はせられる。

### 三即位の禮

### 大嘗祭

1 賢所大前の儀—新帝親しく皇祖天照大神に登極の御告文を奏せらる。

### 即位の禮

2 紫宸殿の儀—皇族群臣及び外國代表者を召して登極を中外に宣讀せさせ給ふ。

即位の禮に引續いて行はれ、當年の新穀を以て天祖を始め天神地祇を御親祭、御親供になり、神靈の加護の愈裕かならんことを祈らせ給ふ。その齊田は京都以東以南を悠紀の地方とし以西以北を主基の地方として勅定せられる。

### 皇位繼承の順位

皇位は萬世一系の皇統に屬する男系の男子が之を繼承せられる(典一)

一)その順位は

- 1 皇長子及びその御子孫(典、二)  
皇長子及びその御子孫皆在らせられないときは皇次子及びその御子孫、以下その例に従ふ(典、三)
  - 2 皇子孫皆在らせられないときは皇兄弟及びその御子孫(典、五)
  - 3 皇兄弟及びその御子孫も在らせられないときは皇伯叔父及びその御子孫(典、六)
  - 4 皇伯叔父及びその御子孫も在らせられないときにはその以上に於て最近親の皇族(典、七)
- 尙皇子孫が皇位を繼承される順位では、嫡出を先にし庶出を後にし皇庶子孫の皇位を繼承されるのは皇嫡子孫皆在らせられないときに限る(典、四)
- 皇兄弟以上にあつては同等内に於て嫡を先にし、庶を後にし年長を先にし年少幼を後にする(典、八)

### 攝政

#### 一 攝政を置かれる場合

- 1 天皇が満十八歳の成年に達せられない場合
- 2 天皇が久しきに亙る故障により大政を親裁し給ふこと能はざる場合、皇族會議及び樞密顧問の議を経て(典、一九)

#### 二 攝政の資格

- 1 成年に達せられた皇族であること(典、二〇)
- 2 臣下より入りて皇族妃と爲られし方は皇后・皇太后及び太皇太后を除く外はその資格がない(典、二一)
- 3 皇后以外の皇族女子にして攝政に任ぜられる場合は配偶者のないこと(典、二三)

#### 三 攝政就任の順位

- 1 成年に達せられた皇太子又は皇太孫(典、二〇)
- 2 皇太子孫在らせられないとき又は未成年の時は、順次親王及び王・皇后・皇太后・内親王・女王の順(典、二一)
- 1 天皇の御名に於て大權を代行せられる(憲、一七・二項)
- 2 但し天皇御一身上の特權は攝政に及ばない、又憲法及皇室典範を變更することを得ない(憲、七五)
- 3 その就任中は刑事の訴追を受けさせられない(攝政令、四)

#### 四 攝政の地位

### 皇室典範

明治廿二年二月十一日帝國憲法と共に制定された皇室の大法  
皇位繼承・踐祚即位・攝政等を始め専ら皇室の事項を規定せられ  
十二章六十二條と明治四十年並に大正七年に加へられた増補より成る  
その改正は帝國議會の協賛を必要とせず、皇族會議及び樞密顧問の議を経て行  
はれる。又皇室典範を以て憲法の條規を變更することは出来ない。

#### 皇室及び皇族

**皇室** 天皇の御一家をいひ、天皇及び皇族より成り天皇はその家長で在らせら  
れる

太皇太后・皇太后・皇后・皇太子・皇太子妃・皇太孫・皇太孫妃・親王  
親王妃・内親王・王・王妃・女王を皇族といふ。  
親王(内親王)―皇子(女)より皇支孫まで  
王(女王)―五世以下(家名を賜ひ華族に列せられることがある)

**皇族** 所定の順位により皇位を繼承し、又は攝政とならせられる  
特權 成年の皇族男子は貴族院議員及び皇族會議員とならせられる。  
租税の免除及び司法上の特權を有せられる。

### 我が國體の尊嚴

- 一、天皇御一人の上に統治權の主體の存すること
- 二、建國の悠遠にして、皇統一系なること
- 三、君民同祖、君民一家なる一大血族國家なること
- 四、建國の當初より純然たる君先民後の國體なること
- 五、天皇は神聖にして侵す可らず、君臣の大義儼として明らかなること
- 六、君民一德にして有史三千年王道主義の一貫に立つこと
- 七、君國一體、忠君愛國の一致、忠孝一本の國體なること

### 我が立憲政治の特徴

- 一、君民一致の政治（天皇は億兆の心を大御心として大政を親裁し給ひ、その爲め立法作用に公選議員を參與せしめ給ふ）
- 二、法治政治（臣民の生命身體自由及び財産は法律に依つて平等に保證される。右の原則確保の爲嚴格なる三權分立制度が採用される）
- 三、責任政治（大臣責任制度。天皇は神聖不可侵の至尊であらせられるが國務上の大權を行はせられるときには國務大臣の輔弼を受けさせられる。大臣はその弼輔の行爲に就いては何處迄もその責に任ずる）

### 我が國立憲政治採用の經過

- 一、明治元年三月明治大帝五箇條の御誓文を下させ給ひ「廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スベシ」と立憲政治採用の大方針を宣明せられた
- 二、同年閏四月政體書御發布、議政所と行政官とを分ち、議政官中の下局は各藩からの貢士を以て之に充て議事に參與せしめられた
- 三、同二年公議所・待詔局を設け、公議所を更に集議院と改められた
- 四、同七年一月板垣退助等民選議院設立の建議を爲し、これより次第に國會開設の運動が盛となつた
- 五、同年五月地方官會議が開かれた
- 六、同八年四月元老院を立法府とし、大審院を設けて司法の最高機關とされた
- 七、同十一年府縣會規則を公布、府縣會が設けられた
- 八、同十四年十月明治廿三年を期して國會を開設すべき旨の大詔が喚發せられた
- 九、同十八年二月太政官を廢止し内閣を置かれた
- 十、同廿一年四月新に樞密院を設け、第一に憲法の草案を諮詢された
- 十一、同廿二年二月十一日帝國憲法發布
- 十二、同廿三年十一月第一回帝國議會が召集された

### 憲法の分類

- 一、成文の法典であるか否かにより〔成文憲法  
不文憲法〕
- 二、通常法律との間に制定又は改正〔硬憲法（區別ある特別の手續を要する）  
軟憲法（區別なし）〕  
手續上區別のあるなしにより
- 三、成立の過程により〔欽定憲法（君主の制定にかゝるもの）  
協約憲法（人民と君主との協約によつて成立つたもの）〕

### 帝國憲法（欽定・成文の硬憲法、七章七十六條より成る）

- 第一章（第一條—第十七條）——天皇（國體及び政體の規定）
  - 第二章（第一八條—第三二條）——臣民權利義務
  - 第三章（第三四條—第五四條）——帝國議會
  - 第四章（第五五條—第五六條）——國務大臣及樞密顧問
  - 第五章（第五七條—第六一條）——司法
  - 第六章（第六二條—第七二條）——會計
  - 第七章（第七三條—第七六條）——補則（憲法改正の手續を規定）
- 改正 〔發議の權は専ら天皇に屬し、議事を開く爲には貴衆兩院共に總議員の三分  
二以上の出席を要し、更に出席議員三分二以上の多數決により議決〕

### 帝國臣民

國籍法の規定により左の身分の者を帝國臣民とする

- 1 日本人を父として生れた子（國籍法、一）
- 2 父の知らない場合又は無國籍のとき日本人を母として生れた子（國、三）
- 3 父母共に知らない場合又は無國籍のとき日本で生れた子（國、四）
- 4 外國人たる女子にして日本人の妻となつた者
- 5 外國人たる男子にして日本人の入夫となつた者（國、五）
- 6 外國人にして日本人の養子となつた者
- 7 外國人にして日本人によつて認知された者（國、五ノ三）
- 8 日本に歸化した者（國、七）
- 9 國籍を恢復した者、即ち一旦日本の國籍を失ひ再び日本の國籍を得た者  
（國、二五・二六）

### 帝國臣民の族稱

- 1 皇族
  - 2 華族（公・侯・伯・子・男の五爵）
  - 3 士族
  - 4 平民
- 〔朝鮮に王族・公族・貴族の族稱があり、  
王公族は皇族の禮遇を受け貴族は華族の  
禮遇を受ける。〕

### 帝國臣民の權利

- 1 法律の範圍内に於て、居住及び移轉の自由を有する(憲、二二)
- 2 法律に依るに非ずして、逮捕・監禁・審問・處罰を受けることがない(憲、二三)
- 3 法律に定めた場合を除く外、その許諾なくして住所に侵入せられ及び搜索せられることがない(憲、二五)
- 4 法律に定めた場合を除く外、秘密を侵さることがない(憲、二六)
- 5 所有權(民法、二〇六參照)を侵されることがない、但し公益の爲必要な處分は、法律の定める所に依る(憲、二七)
- 6 安寧秩序を妨げず、臣民たる義務に背かない限り信教の自由を有する(憲、二八)
- 7 法律の範圍内に於て、言論・著作・印行・集會・結社の自由を有する(憲、二九)
- 8 法律の定めたる裁判官の裁判を受けるの權を奪はれることがない(憲、二四)

### 一、自由權

### 二、參政權

9 法律命令の定める所の資格に應じて均しく文武官に任ぜられその他の公務に就くことを得る(憲、一九)

### 三、要求權

10 相當の敬禮を守り、別に定める所の規定に従つて請願をなすことを得る(憲、三〇)

右の權利に關する事項は議會の協賛に依る法律を以て規定(憲、三七)されてゐるが、此等の條規は、軍人に對しては陸海軍の法令又は紀律に牴觸せざる限りで準行せられるのである(憲、三二)

### 帝國臣民の義務

- 一、兵役義務—法律の定めるところに従つて兵役の義務がある(憲、二〇)
- 二、納稅義務—法律の定めるところに従つて納稅の義務がある(憲、二一)

### 非常大權

戰爭又は國家事變の場合に於ては天皇の大權は前記臣民の權利義務に關する規定に關係なく發動するものである。これを天皇の非常大權といふ(憲、三一)

帝國議會

性質—立法機關（議會の協賛を経た法案が天皇の御裁可により法律となる）  
組織—貴族院・衆議院の二院制、二院一致の議決が帝國議會の議決となる

1 皇族—成年に達せられた皇族男子はすべて終身議員となられる

貴族院の組織

2 華族

イ 公・侯爵は満三十歳に達すると總て終身議員となる  
ロ 伯・子・男爵は満三十歳に達し同爵間の互選により當選した者が議員となる。任期七箇年、定員數は伯爵議員（一八人）子爵・男爵議員（各六六人）

3 勅任議員

イ 勅選議員—國家に勳勞あり學識ある満三十歳以上の男子で特に勅任された者、終身、定員一二五人  
ロ 帝國學士院議員—三十歳以上の帝國學士院會員から四人を互選し勅任された者、在期七箇年  
ハ 多額納稅議員—多額の直接國稅を納める者百人中より一人又は二百人中より二人を互選し勅任された者、定員は六六人以内、任期七箇年

衆議院の組織（衆議院議員選舉法の定めるところによつて選舉された議員、任期四年、現在の定員四六六人）

衆議院議員の選舉

イ 年齢廿五年以上の帝國臣民たる男子は選舉權がある（衆議院選舉法五ノ一）

1 選舉權

ロ 但し左に該當する者を除く

- a 禁治産者・準禁治産者・破産者で未復權の者
- b 貧困により公私の救助を受け又は扶助を受ける者
- c 一定の住居なき者
- d 一定の刑に處せられた者
- e 現役中或は召集中の陸海軍人
- f 兵役に編入せられた學生及び生徒
- g 華族の戸主

イ 年齢卅年以上の帝國臣民たる男子は被選舉權がある（同、五ノ二）

2 被選舉權

ロ 但し選舉權なき者（右の a—g）及び左に該當する者を除く

- a 在職中の一定の官吏及び歸化人
- b 關係區域内の選舉事務に關係ある官吏及び吏員
- ハ 大臣・政務官・參政官以外の官吏及び待遇官吏及び道府會議員は衆議院議員との兼職を禁止されてゐる

3 選挙人名簿

市町村長は毎年九月十五日現在に於てその日迄當該市町村内に引續き一年以上居住した有資格者を調べて作製、十一月五日より十五日間縦覧に供し脱漏誤記の訂正を爲し十二月廿日確定

4 選挙区

中選挙区制を採用、全道府縣を百二十二區に分け、一區より三人乃至五人を選ぶ

5 立候補

議員候補者たらしむる者はその旨を選挙期日前一週間迄に選挙長(府縣知事)に届出で二千圓の供託金をする必要がある、この供託金は得票が、その選挙区内の有効投票を議員定数で除した数の十分の一に達しない場合は没收される

投票—單記・無記名・秘密投票によつて投票

6 選挙の方法

開票區(郡市)毎に投票を集めて開票、最後に選挙區毎に選挙會を開き一定の法定數を超える有効得票の多數順に當選人を決定する。選挙長はこれを當選人に告知する、告知を受けた日より二十日以内に當選人は當選を承諾するか否かを届出でる事を要し、承諾に依つて議員の資格が成立し、届出なきときは辭退したものと看做される

補選

議員の闕員が同一選挙區に於て二人に達した時は、補選が行はれる  
補選によつて當選した議員は前任者の残任期間在任する

議員の特権と義務

a 發言表決の自由  
議院に於て發言した意見及び表決に就いては院外に於て責を負ふことがない、但し自らその言論を演説刊行筆記又は其他の方法で公布した場合は一般の法律で處分される (憲、五二)

b 身體の自由  
現行犯罪又は内亂外患に關する罪を除くの外、會議中に其の院の許諾なくして逮捕せられることがない (憲、五三)

1 特権

c 歳費及び旅費を要求する權を有つ (議院法、一九)

2 義務

a 會議に出席する義務 (議院法、九九)  
b 院の紀律に服し及びその懲戒に服する義務 (同、九四—九九)

議會の作用——國政參與

1 同意作用（事前に爲すを協賛、事後に爲すを承諾といふ）

a 立法行爲に對する同意權

イ 總て法律は議會の協賛を経ることを必要とする（憲、三七）

ロ 憲法の改正に就いては議會の議決を必要とする（憲、七三・二）

ハ 緊急勅令を發した場合政府は之を次期議會に提出するを要し議會が同意

しなかつた場合、政府は將來に向つてその効力を失ふことを公布せな

ければならない（憲、八・二）

b 財政行爲に對する同意權

イ 國家の歳入の豫算に對する協賛權（憲、六四・一）

ロ 國債を起し及び豫算に定めた以外に於て國庫の負擔となるべき契約をな

す場合の協賛權（憲、六一・三）

ハ 豫算の款項に超過し又は豫算外に生じた支出に對する承諾權

（憲、六四・二）

ニ 緊急財政處分をなした場合に爲す承諾權（憲、七〇）

2 監視作用（政府が國民幸福を圖るや否やを監視）

a 議員の質問權——三十人以上の贊成者を求め簡單なる主意書を作り連署

し議長に提出して政府に質問することが出来る。尙この正規の質問の外

に議事進行上現に議題とされてゐる事項に關し口頭を以て便誼質問する

ことができる（議院法、四八、四九）

b 審査權——各院は國務に關し各種の事情を審査する爲め政府に對し必要

な報告又は文書を求めることができる（議、七四）

c 決算の審議權——國家の歳入の決算は會計検査院が之を検査確定し

政府は其の検査報告と共に之を議會に提出する（憲、七二）

d 請願受理の權——各院は人民の請願を受けることを得（議、六二以下）

e 建議權——各院は法律其他の事件に就き意見を政府に建議し得、但し採

納を得ざるものを同一會期中再びするを得ない（憲、四〇）

f 上奏權——各院は右の建議を爲す代りに天皇に上奏するを得（憲、四九）

g 決議權殊に不信任決議權——各院はその希望又は意向を表明する爲に各

種の決議を爲す、就中衆議院がその多數の意志に反する政策を採用した

政府に對して不信任を表明する決議は重要である。

3 對外的作用

- a 法律案提出權（憲、三八）
- b 議員逮捕許諾權（憲、五三）

4 對内的作用

- a 院内整理規則制定權（憲、五一）
- b 議員の資格審査權（貴族院令、九、議院法、七八以下）
- c 院内警察權（議院法、八五以下）
- d 院内懲罰權（議院法、九四以下）
- e 七議員の請假許可權（議院法、八一—八三）

議會の活動

- 1 召集——天皇の大權に屬し、毎年一回召集するを常例とし之を通常會といふ、之に對して臨時緊急の必要ある場合に召集される議會を臨時會といふ、又解散後には五ヶ月以内に新議會が召集されなければならない、臨時議會以外の召集の詔書は集合の期日を定め四十日前に發布される
- 2 議會の成立——召集の命を受けた議員は所定の時に各院に參集、議員の部署を定め、衆議院では議長及び副議長のない場合之を選擧する

3 開會——兩院成立すると天皇は日を定め兩院議員を貴族院に集め議會の開會を命ぜられる、これにより議會は始めて議事を爲すを得

4 會期——通常議會は三ヶ月、必要あれば勅命で延長される

臨時議會はその時毎に勅命で定められる

5 停會——會期中必要がある場合（議會の反省を促す等）天皇は議會の働きの一時的停止（十五日以内）を命ぜられる

6 休會——會期中又議院自らその會議を休むことがある（議案無き場合等）

7 閉會——會期滿了によつて議會は議事能力を失ふ、その翌日貴族院に於て閉院式が行はれる

8 會期不繼續の原則——會期終了と同時に未だ兩院の議決を得ない一切の議案・建議案は一切議案としての力を失ひ、次の會期に繼續しない

9 議長副議長——貴族院では議員中より勅任、任期七箇年、衆議院では正副各三人の候補者を選擧し内各一人を勅任、任期は議員在任中

10 議事法——三分の一以上の出席を定足數とし出席議員の過半數を以て議決、可否同數の時は議長が決定、會議は公開するが政府の要求又は院議により秘密會ともなる、法律案は通常三讀會の順序を経て議決する

### 議會の解散

衆議院議員の任期満了以前にその資格を失はしめることを解散といひ、政府と衆議院と衝突し、政府が議會の意向を不當と認め、更に國民の所信を問ふことを決した場合天皇は政府の奏上により解散を命ぜられる、又解散は政府と貴族院、貴族院と衆議院との間の衝突の際も行はれる、衆議院解散と同時に貴族院は停會を命ぜられる、解散後三十日以内に總選舉が行はれる、新議員の多數が政府と意見を異にする時内閣は辭職するのが普通である

### 政黨

1 意義——政治上意見を同じくする者が一定の組織の下に相結合してその政治上の主張を貫徹しようとする團體をいふ

2 政黨の作用——その政黨の理想實現の爲の作用

イ選舉民に對する作用

a 政綱政策を決定表明して民衆多數の共鳴を得ること

b 議員候補者の選定並に推薦を行ふこと

c 民衆に對し政治的教化作用を行ふこと

ロ議會内に於て他の黨派との間に行ふ作用(多數を制する爲の諸機能等)  
ハ政府との關係に於て行ふ作用(與黨としての支持反對黨としての監視)

### 國務大臣

一地位——天皇を輔弼し法律勅令及び其他國務に關する詔勅に副署する機關

二輔弼——國務に關し意見を奏上して御採納を請ひ、御諮詢に奉答することをいふ、その進言の御採否は聖斷によるが、それに就いての責任は凡て國務大臣が負ひ如何なる理由有るとも免れるを得ない、之を輔弼の責任といふ

三副署——詔勅に天皇の御名に副へて名を署すこと、輔弼を形式に表したものの四國務大臣の任用——定員の規定なく天皇は任意に適任者を任用される、今日内閣總理大臣及び各省大臣が國務大臣を兼職するも性質上は全く別個のものである、各省大臣でない國務大臣を無任所大臣といふ

### 内閣

一性質——國務大臣は重要な國務に關しては慎重合議意見の一致を見た上輔弼の任に當らなければならぬ、その合議體を内閣といふ

二内閣總理大臣——内閣の首班で國務大臣の任免、閣議の準備指揮其他を爲す

三閣議を経べき事項——1 法律案及豫算案 2 外國條約及重要國際條件 3 官制又は規則及法律施行に係る勅令 4 諸省間主管權限の爭議 5 天皇より下附又は議會より送致の人民の請願 6 豫算外支出 7 勅任官及地方長官の任命進退

### 樞密顧問

一性質——重要なる國務に就き天皇の御諮詢ある毎に審議して意見を奉答する憲法上の機關、國務大臣の如く進んで意見を奏上することなく又政治上の責任も負はない

二任務——その會議は左の場合に開く

- 1 皇室典範によりその權限に屬する事項
  - 2 憲法の條項又は憲法に附屬する法律勅令に關する草案及び疑義
  - 3 憲法第十四條戒嚴の宣告、同第八條及び第七十條の勅令その他罰則ある勅令
  - 4 列國交渉の條約及び約束
  - 5 樞密院の官制及び事務規定の改正に關する事項
  - 6 前諸項に掲げたるもの、外臨時に御諮詢あらせられた事項
- 三組織——現在正副議長各一名、顧問官廿四名より成る合議體  
國務大臣は顧問官として議席に列し表決に加はる、議決は多數決による、樞密院の上奏する意見の御採否は一に聖斷による  
顧問官は國家の元勳及び鍊達之士にして年齢四十歳以上の者が任ぜられる

### 行政

意義——立法、司法を除く總ての統治權の作用を行政といふが斯る廣汎なる行政作用の中特に、大權事項以外の行政機關の作用を狹義に於ける行政とする

行政の種類

- 1 内務行政
  - イ 警察行政——安寧秩序の保持
  - ロ 助長行政——國利民福の増進
    - 教育、産業、郵便、軍信、電話、鐵道
    - 内務省、文部省、農林省、遞信省、商工省、拓務省
- 2 外務行政——我國及我國人の外國との關係一切を掌る——外務省
- 3 軍務行政——陸軍海軍空軍の編成・軍需品の供給——陸軍省、海軍省  
徴兵・徴發等の事を掌る
- 4 司法行政——裁判所の配置・犯罪の捜査・司法事務の監督等を掌る——司法省  
租税の徴收・國債の發行
- 5 財務行政——國有財産の收支整理等を掌る——大藏省

## 行政官廳

### 行政機關

廣義——帝國議會及び司法裁判所を除く他の總ての國家機關の總稱  
狹義——國務大臣及び樞密院以外の國家機關をいふ

行政官廳——行政機關中、委任された範圍内の行政事務に就き國家の意志を決定

し直接に之を表明し得る國家機關——各省大臣府縣知事等

補助機關——行政官廳を助けるのみで國家意志決定の權限をもたない

各省の次官、局長、課長、屬、府縣の部長、課長、技師、屬等

事實上の行爲——學校の設立、道路の開設等の如き

行政行爲——法律上の行爲——官廳のみの意思によつて行政上の効果を生ずる行

爲（命令禁止認可許可特許等）を行政處分といふ

行政官廳の種類——權限の及ぶ範圍を標準とする區別

### I 中央行政官廳——その權限全國に及ぶもの

a 內閣——各省大臣の合議制官廳、各般の行政の統一保持を主要任務とする

b 內閣總理大臣——內閣の首班、又獨任制の最高行政官廳として各省の管轄に

屬しない行政を監督、即ち恩給局、印刷局、資源局、賞勳局、法制局の事務

を統括し其事務に就き地方長官、警視總監を監督、其命令を閣令といふ

### イ 內閣總理大臣の主管事務

1 詔書、勅書、法律、命令等の公布

2 憲法、詔書、勅書、法律、命令等の原本の保存

3 官吏の恩給に關する事務

4 殖民地行政の監督

5 行政上の統計に關する事務

6 官報の發行

7 勳章、記章、褒章に關する事務

8 高等試験に關する事務

### ロ 內閣所屬各局

1 內閣官房

2 恩給局

3 統計局

4 印刷局

5 法制局

6 賞勳局

7 資源局

8 高等試験委員

### ハ 內閣總理大臣補助機關

1 內閣書記官長

2 書記官

3 內閣總理大臣秘書官

4 所屬各局總裁、長官、局長、屬、技手

シ 各省大臣——各省大臣は獨任制の行政官廳として各行政の一部を擔任し下級

官廳を指揮監督する、この發する命令を省令といふ

イ 外務大臣 外國に關する政務を施行、外國に於ける帝國商事の保護及外國在留臣民に關する事務を管理し、外交官、領事官及外交に關する事項に就ては關東長官を指揮監督し對支文化事業に關する事務を管理する

所屬局部 1 亞細亞局 2 歐米局 3 通商局 4 條約局 5 情報部

6 文化事業部

ロ 内務大臣 神社、地方行政・議員選舉・警察・土木・衛生・都市計畫・地理・出版著作權及拓殖に關する事務を管理し警視總監及地方長官を監督する

所屬局部 1 神社局 2 地方局 3 警保局 4 土木局 5 衛生局

外局として6 社會局 7 中央職業紹介事務局 8 復興局

ハ 大藏大臣 政府の財政を總括し、會計・出納・租稅・國債・貨幣・預金・保管金・政府所有又は保管に係る有價證券・銀行・信託・無盡及有價證券割賦販賣に關する事務を管理し北海道地方費、府縣市町村、公共組合の財政を監督する

所屬局部 1 主計局 2 主稅局 3 理財局 4 銀行局 5 預金部

外局として6 營繕管財局 7 造幣局 8 專賣局

ニ 陸軍大臣 陸軍々政を管理し、陸軍々人軍屬を統督し、所轄諸部を監督する

所屬局 1 人事局 2 軍務局 3 整備局 4 兵器局 5 經理局 6 醫務局

ホ 海軍大臣 海軍々政を管理し、海軍々人軍屬を統督し、所轄諸部を監督する

所屬局 1 人事局 2 軍務局 3 教育局 4 軍需局 5 警務局 6 經理局

7 建築局 8 法務局

ヘ 司法大臣 裁判所及檢事局を監督し、檢察事務を指揮し、民事・刑事・非訟事件・戶籍・供託・監獄・少年の矯正審判・及釋放者の保護に關する事項其他諸般の司法行政事項を管理する

所屬局 1 民事局 2 刑事局 3 行刑局

ト 文部大臣 教育、學藝及宗教に關する事務を管理する

所屬局部 1 専門學務局 2 普通學務局 3 實業學務局 4 社會教育局

5 圖書局 6 宗教局 7 學生部

チ 商工大臣 商・工・鑛山及び地質、度量衡及計量並に軍需調査統轄に關する事務を管理する

所屬局部 1 商務局 2 工務局 3 鑛山局 4 中央度量衡檢定所

5 地質調査部 6 保險部 外局として7 特許局 8 製鐵所等

リ農林大臣 農・林・水産・畜産及米穀法施行に關する事務を管理する

所屬局 1 農務局 2 山林局 3 水産局 4 畜産局 5 蠶絲局

又逓信大臣 郵便・電信・航路標識・發電水力・航空・電氣・船舶・水陸運

輸に關する事務を管理する

所屬局 1 郵務局 2 電務局 3 工務局 4 電氣局 5 管船局 6 航空局

7 經理局

ル鐵道大臣 國有鐵道及附帶の業務を管理し、地方鐵道、軌道其他陸運を監督

所屬局 1 監督局 2 運輸局 3 建設局 4 工務局 5 工作局 6 電氣局

7 經理局

ヲ拓務大臣 朝鮮臺灣總督府・關東廳・樺太及南洋廳に關する事務を統理し

滿鐵及東洋拓殖兩會社の業務を監督し又涉外事項に關するものを除くの外

移殖民に關する事務及海外拓殖事業の指導獎勵に關する事務を管理し且つ

其事務に付き外務大臣を経て領事を指揮監督する

所屬局 1 管理局 2 殖産局 3 拓務局 4 朝鮮部

各大臣補助機關

政務次官 事務次官 參與官 局長 秘書官 書記官 屬等



### 會計検査院及び行政裁判所

d 會計検査院——天皇に直屬し國務大臣に對して獨立の地位を有つ合議制官廳

1 官金の收入支出、官有物及國債に關する計算を檢査確定し會計

を監督する(政府は決算書に檢査報告書を添へ議會へ提出する)

イ 權 限

2 權限内に於て政府に意見を述べ

3 權限内に於て天皇に上奏する

4 出納事務を掌る官吏の賠償責任に就き審判を下す

ロ 組 織——院長・部長・檢査官・書記官

e 行政裁判所——國務大臣及司法裁判所から獨立した地位を有つ合議制官廳

(一審制度で東京に一個所在するのみ)

イ 權 限

行政官廳の違法處分に因つて權利を侵害されたとして起した人民

の訴訟を審判する

ロ 行政訴訟事項

1 海關税を除く外、租税及手数料の賦課に關する事

2 租税滯納處分に關する事

3 營業免許の拒否、取消に關する事

4 水利及土木に關する事

5 土地の官民有區分査定に關する事

6 其他法律勅令により特に行政訴訟を許した事項

ハ 組 織——長官・評定官

II 地方行政官廳——その權限一地方に限るもの

a 府縣知事——内務大臣又は各省大臣の指揮・監督を受け、各府縣内の教育・衛生・警察・産業・土木・社寺・徴兵等の事務を掌り部内の市町村長及警察署長を指揮監督し、非常急變の場合は出兵を請求することを得る、府縣知事の命令を府縣令といふ

補助機關——書記官・地方事務官・地方警視・地方小作官・地方技師・地方視學官・視學・屬・技手・警部等

府縣支廳——島地その他交通不便の地に置かれる、支廳長は知事の指揮監督を受けて法律命令を施行、部内町村長を指揮監督する

b 警視總監——内務大臣及び各大臣の指揮・監督を受け東京府内の警察・消防・衛生事務を掌る、其の發する命令を警視廳令といふ

c 北海道長官——その掌るところは拓殖事務、國有林野事務を附加する他は大體府縣知事のそれに同じ

d 特別行政官廳——イ税關　ロ税關支署　ハ稅務監督局　ニ稅務署　ホ營林局　ヘ營林署　ト社會局　チ營繕管財局　リ造幣局　ヌ專賣局　ル貯金局　ワ遞信局　ヰ遞信官署　カ鑛山監督局　ヨ鐵道局等

III 特殊地方行政官廳

a 朝鮮總督——朝鮮に於ける諸般の政務を統理し、又安寧秩序を保つ爲必要な場合陸海軍司令官に出兵を請求することを得る

命令——朝鮮總督府令——普通の行政命令  
制令——總理大臣を経て勅裁を請ふを要し法律と同一効力を有す

補助機關——政務總監・局長・部長等

諮詢機關——中樞院

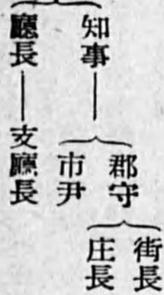
地方下級官廳——知事(知事の下に府尹・郡守・島司・邑長・面長あり)

b 臺灣總督——拓務大臣の指揮監督の下に臺灣諸般の政務を司る

命令——臺灣總督府令——普通行政命令  
律令——勅裁を請ふを要し法律と同一効力を有す

補助機關——總務長官、局長等

地方下級官廳——州に知事、廳に廳長がある



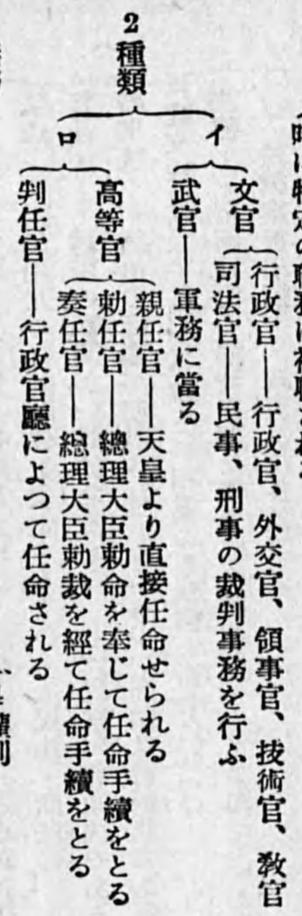
c 樺太廳長官——主として拓務大臣の指揮監督を受けて樺太に於ける諸般の政務を管理する（その権限は内地地方長官より遙に廣い）  
 命令——樺太廳令を發す  
 地方下級官廳——支廳

d 關東廳長官——主として拓務大臣の指揮監督を受け（外國との事務に就いては外務大臣の指揮監督を受け）關東州に於ける諸般の政務を管理すると共に、南滿洲に於ける鐵道線路の警備に當り、南滿洲鐵道株式會社の業務を監督する  
 命令——關東廳令を發す  
 補助機關——局長・財務部長  
 地方下級官廳——管内を三區に分け各區に民政署長

e 南洋廳長官——主として拓務大臣の指揮監督を受けて南洋群島（統治を委任された舊獨逸領）に於ける諸般の政務を管理する  
 命令——南洋廳令を發す  
 地方下級官廳——須要の地に南洋廳支廳

官 吏

1 意義  
 任命に基づいて天皇の下にあつて一定の國家事務を擔任し國家の爲勤務に服する特別義務を有する者、日本臣人は任官要件を備ふる時は何人も官吏となれる、任官の前には個人の同意を要す、官吏は任官の後又は同時に特定の職務に補職される



3 義務  
 (イ) 職務又は職務上居住の地を離れるを得ない義務  
 (ロ) 本屬長官の命令遵守の義務  
 (ハ) 力めて國家の利益を圖る義務  
 (ニ) 官の秘密嚴守の義務(ホ) 品位保持の義務  
 (ヘ) 許可なく私職に就き商業を營むを得ない義務

4 權利  
 (イ) 濫りに地位を奪はれない權利  
 (ロ) 俸給を受ける權利  
 (ニ) 恩給及扶助料を受ける權利  
 (ハ) 實費支辨を受ける權利

國 法

種類——國法を諸種の標準により次の如く分類するを得

成文法——文書即ち法典として公布されたもの

不文法——文書に依らず法として成立したもの——慣習法、判例法

公法——國家と臣民、國家と地方公共團體と云ふが如き公の關係を規定するもの——憲法・行政法・刑法・刑事訴訟法・民事訴訟法等

私法——臣民相互の私的關係を規定するもの——民法・商法等

普通法——適用の範圍が一般的なるもの——民法が普通法であるに對し

特別法——適用の範圍が制限されてゐるもの——商法は特別法である如き

(成文法に於ける制定手續上の相違より法律と命令に分つ)

法律——帝國議會の協賛を経た後天皇の御裁可により公布

法律案提出權——政府及び各議院

協賛——一院が可決すれば他の院に送り原則として各院共三讀會を経て可決される、最後に可決された院より即日奏上

御裁可——法律案は御裁可によつて法律として成立する

公布——公布の日又は公布後或期間を経て法律として効力發生

ニ

立法事項——憲法上法律を以て定むべき事が規定されてゐる事項

1 戒嚴の要件及び効力 2 日本臣民たる要件 3 兵役の義務 4 納税の義務

5 居住及移轉自由の制限身體の自由の制限 7 裁判官の資格要件、懲戒規定、裁判手續、裁判所の構成 8 住所の安全の制限 9 信書の秘密の制限

10 所有權の制限 11 言論著作印刷集會結社の自由の制限 12 衆議院議員選舉法 13 議院法 14 特別裁判所の管轄 15 行政裁判所、會計検査院の組織及權限

命令——帝國議會の協賛を経ることなく發せられる

緊急勅令を除く他の命令を以て法律を廢止又は變更することを得

ない、法律に牴觸する限り命令は無効である

1 緊急勅令——公共の安全を保持し又は其の災厄を避ける爲緊急立法の必要があり併し議會開會中の場合發せられる勅令、これは法律に

代る効力を有つ、但し次期議會の承諾なき時は以後効力を失ふ

2 勅令——貴族院令、樞密院官令

大權命令(官制、恩赦令等) 行政命令(執行命令、獨立命令)

3 行政官廳より發せられる行政命令

關令・省令・府縣令・警視廳令・制令・律令其他

裁判所——天皇の御名に於て法律に依り司法権を行ふ機關

(憲、五七)

- 一 司法の意義——民事(私生活の權利義務事項)刑事(犯罪事項)の裁判を爲すこと
- 二 司法権の獨立——行政上及立法上の不當な勢力に動かされて裁判の公正を失ふが如きことのなきやう司法権を立法權及行政權より完全に獨立せしめる即ち裁判官は精密に規定されてある法律に従つてのみ裁判を行ひ、他の官廳の干渉或は上級機關の指揮を受けず、獨立に法令を解釋し適用する
- 三 司法官の獨立——司法権の獨立を一層確實にする爲、裁判官に獨立の地位を與へ其の身分を保障する、即ち
  - イ 法律に定めたる資格を有する者を以て之に任じ
  - ロ 刑法の宣告或は懲戒の處分に依る外職を免ぜられることはない (憲、五八)
  - ハ 懲戒の條規は法律に依つて定められなければならない
  - ニ 終身官である (裁判所構成法、六七)
  - ホ 刑法の宣告又は懲戒處分によるの外は本人の意志に反して轉官、轉所、停職、免職又は減俸せられることはない (同、七三)

四 裁判を受ける權——日本臣民は裁判官に裁判を受ける權を奪はれることはない (憲、二四)

五 裁判の公開——裁判は原則として公開で行はれる (憲、五九)

裁判所の種類

イ 通常裁判所 (區裁判所以外は何れも事務の分配上民事部と刑事部に分れる)

單獨制——區裁判所 輕微な民事・刑事裁判と一定の非訟事件とを取扱ふ最下級の裁判所で、一人の判事がその裁判權を行ふ

二 地方裁判所 區裁判所の權限に屬しない事件の第一審と區裁判所の判決に對する控訴とを取扱ふ、三人の判事が合議により裁判權を行ふ

合議制 三 控訴院 地方裁判所の第一審判決に對する控訴を取扱ふ、三人の判事が合議により裁判權を行ふ

四大審院 地方裁判所及び控訴院の第二審の判決に對し不服ある者の上告する最上級の裁判所、尙別に皇室及び國事に關する重大な犯罪の第一審且つ終審の裁判をも行ふ五人の判事が合議によつて裁判權を行ふ

ロ 特別裁判所

- 陸海軍軍法會議・臺灣總督府裁判所・朝鮮總督府裁判所・南洋廳裁判所
- 關東州裁判所・少年審判所・領事廳等

裁判所職員

イ大審院長

ロ控訴院長

ハ地方裁判所長

ニ區裁判所監督判事

各裁判所の一般の事務を指揮しその執務を監督する

ホ判事——民事の訴訟を断じ、刑事に就き犯罪及刑罰を判定する裁判官

ヘ裁判所書記——記録會計の事務を掌る

ト執達吏(區裁判所)——文書の送達及び裁判の執行を掌る

その他の裁判所所屬員

チ辯護士——訴訟當事者の委任又は裁判所の命令により訴訟代理、辯論等の法律事務をとる

リ公證人——民事に關する公正證書を作る

検事局——各裁判所に附置せられ、検事を置く

刑事につき裁判所に對し獨立の地位を有し、國家の利益を代表して犯罪

を検査し公訴を提起し法の適用を請求する外民事に就いても公益に關する訴訟に關與する、實質上行政官で、その最上長官は司法大臣

訴訟

裁判所に於て權利を保護し義務を強要する爲にする手段で、これを民事意義訴訟、刑事訴訟に區別し、夫々その手續は民事訴訟法、刑事訴訟法に規定されてゐる

民事訴訟——私法上の權利・義務に就いての争點を審理確定し—— 裁判

確定せる權利・義務の内容を實現せしめて私權を保護する手續

イ原告から訴狀を裁判所に提出

ロ裁判長被告に訴狀を送り口頭辯論期日に出頭することを命じ、且

つ答辯書の提出を命ず

ハ口頭辯論期日に原告被告出頭、證據を提出、法理を辯論する

ニ裁判官は證人訊問・鑑定・書證・檢證・當事者訊問等の證據調の手續を経て判決を下す

その手續

ホ判決に不服の者は二週間以内に上訴(第一回が控訴、第二回が上

告)することを得る、期限内に上訴なき時裁判は確定

ヘ敗訴の言渡を受けた者その判決内容を實行しない時は裁判所は執

達吏をして強制執行をなさしめる

刑事訴訟——犯罪者に對し刑罰を課する手續

イ必ずしも被害者の告訴を待たず、第三者の告發又は現行犯によつて検事が犯人及び證據を捜査し犯罪を訴追する

ロ事件の性質重大なる時は豫審(公開せず)を請求、その他のものは直ちに公判(公開)手續を請求する

ハ豫審に附せられた事件は豫審判事被告人の訊問證據の蒐集を爲した上管轄違、公訴棄却及び免訴又は公判に附すべきものとの決定をなす

その手續

公判

ニ公判には、判事、検事、裁判所書記、被告人、辯護人等が出廷  
a 先づ検事は事件の要旨を述べ  
b 判事は被告人の訊問又は證據調をする  
論告 c 次に検事は犯罪事實及び法の適用に就き意見を述べる  
d 次に被告人及び辯護人が意見を述べる  
判決 e 最後に判事が判決を下す

上訴——判決に對し検事及び被告人は一定期間内に上訴することを得

刑

一 犯罪

犯罪の成立にはその行爲が有責違法なることを要する、即ち

イ有責行爲——責任能力と責任條件を具備した行爲

a 責任能力——心神喪失者及十四歳未満者を責任無能力者とす

b 責任條件——故意を罰するを原則とし過失を罰するは例外

ロ違法行爲——刑法に定められた犯罪の構成要件に合する行爲(正當防衛又緊急行爲に依る行爲は無罪又は減刑せられる)

死刑……絞首

——生命刑

懲役

無期……終身

(刑務所に拘留し定役に服せしむ)

有期……一年以上十五年以下

禁錮

無期……終身

(刑務所に拘留し定役に服せしめず)

有期……一年以上十五年以上

拘留

……二日以上三十日未満——留置場に拘留

罰金

……二十圓以上

(完納不能の場合勞役場に留置す)

……十錢以上二十圓未満

主刑

附加刑——沒收……犯罪關係物の剝奪——主刑に附加

刑産財

二 刑罰の種類

附加刑

沒收……犯罪關係物の剝奪——主刑に附加

刑産財

罪名及刑 (其の一)

罪名	最重刑	最軽刑
皇室に對する罪	死刑	二月以上四年以下懲役
内亂に關する罪	死刑	一年以上十年以下禁錮
外患に關する罪	死刑	一年以上十年以下懲役
國交に關する罪	一年以上十年以下懲役	二年以下懲役又は二百圓以下罰金
公務の執行を妨害する罪	三年以下懲役又は禁錮	二年以下懲役又は三百圓以下罰金
逃走の罪	一年以上十年以下懲役	一年以下懲役
犯人藏匿及證憑湮滅の罪	二年以下懲役又は二百圓以下罰金	罰せず
騒擾の罪	一年以上十年以下懲役又は禁錮	五十圓以下罰金
放火及失火の罪	死刑又は無期若くは五年以上懲役	三百圓以下罰金

罪名及刑 (其の二)

濫水及水利に關する罪	死刑又は無期若くは五年以上懲役	三百圓以下罰金
往來を妨害する罪	死刑又は無期懲役	五百圓以下罰金
住居を侵す罪	三月以上五年以下懲役	三年以下懲役又は五十圓以下罰金
秘密を侵す罪	一年以下懲役又は二百圓以下罰金	六月以下懲役又は百圓以下罰金
阿片煙に關する罪	一年以上十五年以下懲役	一年以下懲役
飲料水に關する罪	死刑又は無期若くは五年以上懲役	六月以下懲役又は五十圓以下罰金
通貨偽造の罪	無期又は三年以上懲役	行使名價三倍以下罰金又は科料
文書偽造の罪	無期又は三年以上懲役	六月以下懲役又は五十圓以下罰金
有價證券偽造の罪	—	三月以上十年以下懲役

罪名及刑 (其の三)

印證偽造の罪	二年以上有期懲役	三年以下懲役
偽證の罪	—	三月以上十年以下懲役
誣告の罪	—	三月以上十年以下懲役
猥褻、姦淫及重婚の罪	無期又は三年以上懲役	科料
賭博及富籤に関する罪	三月以上五年以下懲役	罰金三百圓以下又は科料
禮拜所及墳墓に関する罪	三月以上五年以下懲役	五十圓以下罰金又は科料
瀆職の罪	一年以上十年以下懲役	六月以下懲役又は禁錮
殺人の罪	死刑又は無期懲役	二年以下懲役
傷害の罪	無期又は三年以上懲役	一年以下懲役又は五十圓以下罰金若しくは科料
過失傷害の罪	三年以下禁錮又は千圓以下罰金	五百圓以下罰金又は科料
墮胎の罪	六月以上七年以下懲役	一年以下懲役
遺棄の罪	六月以上七年以下懲役	一年以下懲役
逮捕及監禁の罪	六月以上七年以下懲役	三月以上五年以下懲役

罪名及刑 (其の四)

脅迫の罪	三年以下懲役	一年以下懲役又は百圓以下罰金
略取及誘拐罪	二年以下有期懲役	三月以上五年以下懲役
名譽に對する罪	一年以下懲役若しくは禁錮又は五百圓以下罰金	拘留又は科料
信用及業務に對する罪	—	三年以下懲役又は千圓以下罰金
竊盜及強盜の罪	死刑又は無期懲役	免除
詐欺及恐喝の罪	十年以下懲役	五年以下懲役又は千圓以下罰金
横領の罪	十年以下懲役	一年以下懲役又は百圓以下罰金若しくは科料
贓物に関する罪	十年以下懲役及千圓以下罰金	免除
毀棄及隠匿の罪	三月以上七年以下懲役	六月以下懲役若しくは禁錮又は五十圓以下罰金若しくは科料

罪名及刑 (其の五)

× 印舊刑法・單行法律

× 公選の投票を偽造の罪

一年以上五年以下禁錮五圓  
以上五十圓以下罰金附加  
一年以上二年以下禁錮二圓附加

× 傳染病豫防に關する罪

一月以上一年以下禁錮又は  
二十圓以上百圓以下罰金  
十一日以上二月以下禁錮  
又は五圓以上五十圓以下  
罰金

・ 暴力行爲に關する罪

三年以下懲役又は五百圓以  
下罰金  
六月以下懲役若しくは禁錮  
又は五十圓以下罰金

・ 決闘に關する罪

一年以上五年以下禁錮二十  
圓以上二百圓以下罰金附加  
一月以上一年以下禁錮五  
圓以上五十圓以下罰金附  
加

・ 爆發物に關する罪

死刑又は無期懲役若しくは七  
年以上懲役又は禁錮  
百圓以下罰金

・ 外國に於て流通する貨幣  
・ 紙幣銀行券證券偽造の罪

有期懲役  
免除

・ 印紙に關する罪

五年以下懲役  
正十圓以下罰金又は科料

・ 治安維持に關する罪

死刑又は無期若しくは五年以  
上懲役又は禁錮  
免除

・ 盜犯防止に關する罪

無期又は十年以上懲役  
六月以上懲役

調停法——訴訟に依る解決の缺點を補ふ平和的爭議解決方法として  
制定せらる

1 借地借家調停法——土地建物の賃借・地代・家賃その他借地借家關係に就き争  
の起つたときの調停制度 (東京、京都、大阪、神奈川、兵庫、愛知に施行)

手續

- イ 當事者より區裁判所に調停の申立を爲す
- ロ 裁判所は調停を開始すべきものと認めたる時期日を定めて調停申立人  
及相手方を呼出す (利害關係人の參加を求めるときもある)
- ハ 當事者及利害關係人は原則として自身出頭するを要す
- ニ 調停は非公開で行はれる
- ホ 裁判所自身調停を爲す事もあるが多くは調停委員會に調停を命ず  
ヘ 調停委員會は調停主任 (判事) 一人と調停委員二人以上より成る  
ト 調停委員は毎年地方裁判所長が人民中特別の知識經驗ある者を選任  
チ 調停不成立の場合は委員會の決定した調停條件を双方に送る  
リ 送付を受け一箇月内に異議申立なき時は調停に服したことになる

2 商事調停法——商事に關し爭議を生じた場合の調停法

(施行區域は借地借家調停法施行區域に同じ)

手續は借地借家調停法と同じ

3 小作調停法——小作料その他小作關係に爭議を生じたとき地主小作人間を調停

する制度（沖繩を除く内地全部に施行せらる）

イ地主又は小作人（多數の時總代を選任）地方裁判所へ申立を爲す

ロ裁判所自身調停を爲すこともあるが多くは調停委員會に命ず

ハ調停委員會は裁判所の選任した判事と委員とより成る

ニ又適當な者をして勸解を爲さしめることもある

ホ調停委員會は裁判所以外の適當なる場所で開かれる

ヘ調停委員會では市町村長及小作官が補助機關となる

ト調停委員會は非公開で、多數決により決議する

4 労働爭議調停法——使用者と労働者との間の労働條件に関する紛議を調停する制度（全國に施行）

イ爭議の發生した時、行政官廳は當事者の請求又は請求なきも必要ありと認められた場合調停委員會を開設して調停を行はしめる

ロ調停委員會は爭議當事者各三人と中立委員三人とより成立し爭議解決に必要な調査審議をする

ハ調停委員會は非公開で行はれ多數決により決議をする

### 陪 審（我國の陪審法は刑事事件に就いてのみ陪審を認める）

#### 1 陪審事件

イ法定陪審——死刑又は無期の懲役又は禁錮に相當する事件は被告が辭退又は自白をした場合の外は當然陪審に附せられる

ロ請求陪審——三年を超える有期の懲役又は禁錮に相當する事件で地方裁判所の管轄に屬するものは被告人の請求により陪審に附せられる

2 陪審員——その資格——帝國臣民たる卅歳以上の男子で引き続き二年以上同一市町村内に住み直接國稅三圓以上を納め讀み書きを爲し得る者

イ陪審員資格者名簿——市町村長毎年九月一日現在を以て調査作製

ロ陪審員候補者名簿——市町村長毎年資格者中より抽籤により選任して作製

ハ陪審員——陪審事件の公判期日定ると地方裁判所長は豫め定めた市町村順に候補者名簿より一人乃至數人を抽籤し卅六人を呼出す、其中十二人で陪審を構成

3 陪審手續——陪審員は公判に列席し辯論終了後裁判長より犯罪の構成に關する法律上の論點及問題となる事實並に證據に就き説示を受け、犯罪構成事實の有無に關し評議の上答申すべきを命ぜらる、即ち評議室にて過半数を以て決議し、問書の餘白に「然り」「然らず」と記し

公判廷にて裁判長に提出す裁判長答申を適當とする時之に基き法律を適用し不當と爲す時他の陪審に附す

兵役

一 兵役の義務

帝國臣民たる男子は憲法及兵役法の規定するところにより満十七歳より満四十歳迄の間兵役に服する義務がある

二 兵役の種類

1 常備兵役

現役 陸軍二年 徴兵検査合格者より抽籤により順次徴集、又  
海軍三年 満十七歳に達すれば志願することを得  
豫備役 陸軍五年四月 現役終了者  
海軍四年

2 後備兵役

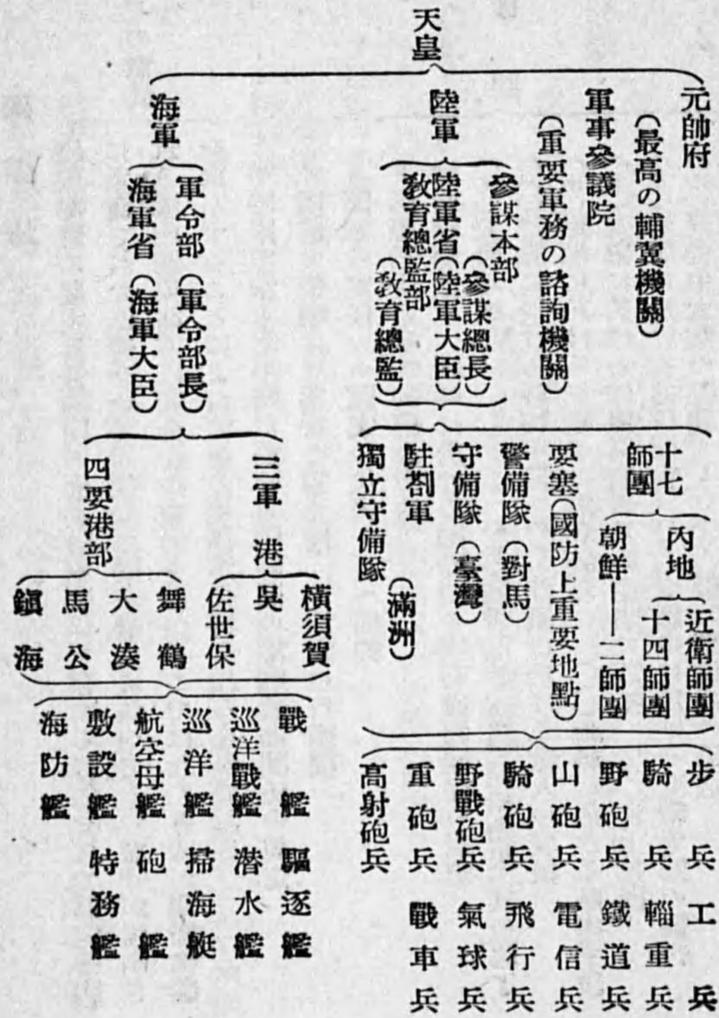
陸軍十年 常備役終了者  
海軍五年

3 補充兵役

第一補充兵役 陸軍十二年四月 現役に適する者の中當年の所要兵員に超過する者  
海軍一年  
第二補充兵役 陸軍十二年四月 現役に適する者の中現役終了者は十一月四月 又は第一補充に徴集されぬ者海軍第一補充終了者  
第一國民兵役 後備役終了者、教育を受けた補充兵役終了者  
第二國民兵役 自十七歳至四十歳、以上何れにも屬せざる者

4 國民兵役

我が國の軍備



## 國際法

### その意義

國際團體に屬する各國間の權利義務關係を律する目的を以て制定各國に承認された法規をいふ、従つて國家權力に依つてその遵守が強制される國內法の如くに完全な拘束力を有つものではなく各國が國際信義を重んずることによつてその規律が維持されるものである

1 平時國際法——平時に於ける國際間の權利義務關係の規定

イ 國家の領域    ロ 國家の獨立權    ハ 國家の自衛權

ニ 國家の責任    ホ 國家の代表    ヘ 條約

ト 國際紛争の平和的解決方法

2 戰時國際法——戰時に於ける國際間の權利義務關係の規定

(イ) 交戰地域    (ロ) 戰爭開始、戰爭開始効果、其の終了

(ハ) 陸戰に於ける敵害手段    (ニ) 陸戰に於ける敵人の取扱

(ホ) 敵地に於ける交戰者の權利義務    (ヘ) 海戰に於ける敵害手段

(ト) 海戰に於ける俘虜傷病者及難船者の取扱    (チ) 海上捕獲

(リ) 海戰に於ける通信妨害    (ヌ) 交戰中に於ける交戰者間の協約

(ル) 局外中立國の義務    (ヲ) 戰時禁制品の輸送

(ワ) 戰時禁制海運    (カ) 封鎖

### 種類

條約——國際法により國家間に結ばれた約束、條約遵守の義務に基づいて効力を有つ——

### 種類

政治的條約——國家の存立・領土・威信等に關するもの

(同盟條約・講和條約・境界確立條約等)

非政治的條約——經濟的利益又は社會的事項に關するもの

(通商航海條約・領事條約・郵便電信條約等)

### 條約の締結

1 外交大權——我が國に於ては條約の締結は天皇の大權に屬す

2 締結の手續

イ 全權委員を任命して議定せしめる

ロ 談判成立すると全權委員は條約案に署名調印する

ハ 天皇これを批准し給ふ    條約案を内容とする條約を國家の意思として承認

ニ 相手國の元首と批准書を交換、こゝに條約は成立し、併もその効力は全權

の署名捺印した時に遡つて發生するのが通例である    樞密院に諮詢の後行はせられる

の署名捺印した時に遡つて發生するのが通例である

外務機關

外務大臣——外務行政の最高機關で、直接に一切の外交事務を主管する  
 外交官——外務大臣の指揮監督を受け外交事務處理の爲外國に派遣された官吏

特命全權大使  
 特命全權公使  
 外交使節  
 代理公使  
 隨員——外交使節を輔佐す

その主要任務  
 イ 在任國に對し國交上の儀禮を盡す  
 ロ 事有る場合交渉談判の衝に當る  
 ハ 在任國の狀勢を察し本國に報告す  
 ニ 條約が正當に履行されるかを監視  
 ホ 在邦人を保護す

2 外交官及家族の特權——國家の威嚴を尊重し自由に職務を執行せしむる爲に  
 イ 不可侵權——身體及榮譽を侵されない權利

ロ 治外法權——駐劄國の法律裁判及警察權に服せず又對人的の直接税を免除

される等法律上恰も其領域外にあると同様の取扱を受ける權利

領事官——外務大臣の指揮監督を受け又駐在國に在る外交使節の監督を受ける

總領事 領事 副領事  
 その主要任務  
 イ 商工業に關する利益保護  
 ロ 航海に關する保護及監督  
 ハ 在留邦人の保護及取締  
 (外交使節の如く國家を代表する資格及び特權は有たない)

國際聯盟——大正八年六月各國全權國際聯盟規約案に調印翌年一月批准交換

批准交換

成立の主旨  
 非戰主義をとつて秘密外交を廢し國際法の確立を期し正義と義務の履行によつて國際的紛争を聯盟國協同して平和的に解決し國際協同を一層増進せんとする目的の下に結盟

聯盟總會(聯盟國全部の代表者を以て組織)

聯盟事務局 (壽府)

聯盟理事會 (現在英佛伊の三常任國と他の九國と他の九國の代表者を以て組織する)

軍備縮少臨時混成委員會  
 常設陸海空軍諮問委員會  
 常設委任統治諮問委員會  
 交通通過專門諮問委員會  
 經濟財政委員會  
 臨時國際保健機關  
 阿片取締諮問委員會  
 常設婦人兒童賣買取締委員會  
 智的國際協力委員會

國際司法裁判所 (ヘーグ)

國際勞動機關(實際は獨立して諸種の決定を行ふ)

勞働理事局—事務局 (壽府)  
 勞働總會

財政

意義 個人又は私法人の私經濟に對し國家又は地方團體等の權力團體の公經濟即ちこれら等が公共的活動を營む爲に行ふ收入支出を財政といふ。狭義に於ていふとき財政とは國家財政を指し地方團體の財政を地方財政と云ふ。

一 主體上の特徵

私經濟の主體は私人又は私法人  
財政の主體は國家又は地方團體

二 目的上の特徵

私經濟の目的は私人の欲望の充足にあり  
財政の目的は公共の安寧福利進歩發展を圖るにある

三 收入支出の範圍上の特徵

私經濟に於ては收支は任意であり自由である  
財政の收支は目的達成に必要な範圍に於て制限を受く

四 收入の方法上の特徵

私經濟の收入は生産交換買賣贈與相續等の方法により  
財政に於ては收入の大部分は強制的徴收による

五 收入支出の原則上の特徵

私經濟に於ては入るを計り出るを制するを原則とし  
財政に於ては出るを計りて入るを定むるを原則とする

六 收支關係の原則上の特徵

私經濟に於ては成るべく多くの剩餘を得るを目的とし  
財政に於ては收支の均衡を圖るを主眼とする

財政の特徵

豫算

意義 來るべき會計年度—毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る—に於ける國家の收入(歳入)と經費支出(歳出)との見積表を豫算といひ帝國議會の協賛により成立す、國家の財政は總て豫算に基いて行はれる

經費—國家がこの目的遂行の爲に支出する費用

經費支出の原則

- (一) 政治的の原則—個人又は個人の團體では爲し得ず又は爲し難い事業(即ち軍事・司法・警察・鐵道等の如き)に充てらるべきである
- (二) 社會政策的の原則—一地方・一階級・一個人のみを利することなく一般の目的を達する爲に支辯さるべきである
- (三) 經濟的の原則—その使用が有形的にも無形的にも必ず國家公共の存立發達に貢獻するものでなければならぬ
- (四) 財政的の原則—如何なる場合にも冗費を節約して、目的を達し得る限り最少の金額でなければならぬ

經費の區別

- 一人件費—勤勞の爲に支拂れる經費
- 二物件費—國家が事業遂行の爲に必要とする物に就いての經費
- 一經常費
- 二臨時費
- 一施政費
- 二經濟費

### 歳入の體系

1 公經濟的歳入——臣民から一方的に強制的に收納するもの

一般犠牲的のもの(租税)

イ 對人民的 課徵物  
財政的のもの  
特別報償的のもの(廣義手数料)

行政的のもの(罰金・科料・沒收)

ロ 對統治團體の課徵物(分擔金・貢納)

ハ 對官吏的の課徵物(官吏國庫納金)

2 私經濟的歳入——臣民から合意によつて收納するもの

イ 對人民的 營利歳入  
官公有財産收入  
土地貸下料・有價證券の利子配當

官公營業收入(山林鐵道・航運・銀行等收入)

ロ 對統治團體的收納物(補助金・交付金)

3 混成的歳入

イ 財政獨占收入(專賣收入)

ロ 公益獨占收入(造幣・郵便・電信・電話・保險)

二 臨時收入  
公債、官公有財産拂下代金、統治團體相互間に授受される一時的納付金、交付金、前年度剩餘金繰入、違約金、損害賠償金、無主物沒收

### 租税の原則

租税制度の設定に當り據らるべき原則として次の如きものがある

イ 租税の負擔は出来る限りその能力に應じて平等でなければならぬこと(負擔平等の原則)

一 道義的の原則

ロ 負擔が一般總ての人に課せられなければならないこと

イ 財政收入が充分にあるべきこと

二 財政政策的の原則

ロ その收入が財政上の緩急に應じて伸縮自在でなければならぬこと

三 國民經濟的の原則

イ 國民經濟の發達を妨害するやうなことの無いこと

ロ 更に進んでは國民經濟の進展を圖るやう努めらるべきこと

四 行政的の原則

イ 社會政策的な考慮を拂はるべきこと

ロ 國民の道義心を維持するやう注意さるべきこと

ハ 國民の健康保持に注意さるべきこと

ニ 收税方法の確實であること

ホ 收税方法が人民の利便を圖り且つ政府の利便に合すること

ヘ 徴收費が成るべく少ないこと

租税の種類

一その負擔が直接であるか間接であるかに依る區別

1 直接税——納税者が實際に租税を負擔するもの

(所得税・地租・營業收益税・資本利子税等)

2 間接税——一旦納めた税金を他の者に轉嫁させるもの

(酒造税・砂糖消費税・織物消費税)

二税源を何に求めるかに依る區別

1 所得税——直接各人の所得に著目して課せられるもの

2 財産税——財産を所有するといふ事實に基いて課せられるもの

3 収益税——収益の存在に著目して課せられるもの

4 交通税——財産的價値の移轉に著目して課せられるもの

5 消費税——財貨又は金錢の使用及消費に著目して課せられるもの

三課徴の方法に依る區別

1 比例税——同種の租税に就いては課税される税率が同一比例であるもの

2 累進税——同種の租税につき税率を級數的に増加せられるもの、これに所得

税の如き從價累進と、相續税の如き從價累進とがある

國税の體系

基本税

所得税

第一種——法人所得(比例税及累進税)

第二種——公債・社債・銀行預金の利子、貸付信託の利益、外國人の内國法人よりの所得(比例税)

第三種——第二種以外の個人所得(法人の配當所得は第一種の外個人の所得にて其の六割を綜合して累進課税)

地租——臺帳價格を課税標準とする比例税

營業收益税——純益に對する比例税

資本利子税——支拂額又は收入金による比例税

其他の税——鑛業税・砂鑛區税・取引所營業税

収益税

相續税

流通税——登録税・印紙税・兌換銀行券發行税・取引所取引税

專賣(煙草・粗製樟腦・樟腦油)

輸入關稅

酒造税・麥酒税・酒精含有飲料税・清涼飲料税・骨牌税・砂糖

消費税——織物消費税

其他の税——噸税・狩獵免許税

補完税

其他の税——噸税・狩獵免許税

(1) 覽一期納稅租

月別	一月	二月	三月	五月	七月	八月
稅目	田租 宅地租 第三種所得稅	田租 酒造稅	田租 酒造稅 第三種所得稅	田租	宅地租 第三種所得稅	個人營業收益稅 乙種資本利子稅
區分	前年第一期(四分一) 前年第二期(四分一) 前年第三期(四分一)	前年第二期(四分一) 第三期	前年第三期(四分一) 前年第四期(四分一) 前年第四期(四分一)	前年第四期(四分一)	第一期(四分一) 第一期(四分一)	第一期(二分一)
期限	前年十二月十六日より 一月十五日限 一日より三十一日限	一日より末日限 十六日より二十八日限	一日より三十一日限 同日より三十一日限 三月十六日より三十一日限 三月中	一日より三十一日限	一日より三十一日限 同日より三十一日限	同日より三十一日限

(2) 覽一期納稅租

隨時	每月	十二月	十一月	十月	九月
砂糖消費稅、織物消費稅	第一種所得稅、法人營業收益	第二種所得稅 甲種酒本利子稅 麥酒酒精及酒精含有飲料稅 清涼飲料稅 取引所營業稅	畑租、雜地租 個人營業收益稅 乙種資本利子稅	第三種所得稅 酒造稅	畑租、雜地租
		翌年分	第二期(二分一) 第二期(二分一) 第二期(二分一)	第二期(四分一)	第一期(二分一)
	前月徵收分 同前月查定分	同	同	同日より三十一日限 十六日より三十一日限	同日より三十一日限
取引の都度	決定の都度	同	同日限	同日限	同日限

所得稅々率

第一種 (法人の所得)

甲 法人の普通所得

本法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人  
 本法施行地に本店又は主たる事務所を有せざる法人  
 普通所得金額中資本金額に對し年四分の十の割合で  
 算出した金額を越ゆる金額

乙 法人の超過所得

同百分の二十の割合で算出した金額を越ゆる金額  
 同百分の三十の割合で算出した金額を越ゆる金額  
 積立金又は本法其他の法律に依り所得稅を課せられ  
 ざる所得より成る金額

丙 法人の清算所得

其の他の金額

第二種

甲 本法施行地で支拂を受ける

イ 公債の利子  
 ロ 社債又は銀行預金の利子若しは貸付信託の利益

乙 本法施行地に住所又は一年以上居所を有しない者の内地法人より受ける利益若しくは利息の配當、剰餘金の分配又は利益若しくは剰餘金の處分

たる賞與若しくは賞與の性質を有する給與

7.5	5	4	10	5	20	10	4	10	5
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

第三種 (第二種に屬せざる個人の所得)

所得階級

超過端數に對する稅率

所得階級

超過端數に對する稅率

千二百圓以下	九・六〇	〇・八	三萬圓	二八六五・六〇	一五
千二百圓	九・六〇	二	五萬圓	五八六五・六〇	一七
千五百圓	一五・六〇	三	七萬圓	九二六五・六〇	一九
二千圓	三〇・六〇	四	十萬圓	一四九六五・六〇	二一
三千圓	七〇・六〇	五	二十萬圓	三五九六五・六〇	二三
五千圓	一七〇・六〇	六・五	五十萬圓	一〇四九六五・六〇	二五
七千圓	三〇〇・六〇	八	百萬圓	二二九九六五・六〇	二七
一萬圓	五四〇・六〇	九・五	二百萬圓	四九九九六五・六〇	三〇
一萬五千圓	一〇一五・六〇	一一	三百萬圓	七九九九六五・六〇	三三
二萬圓	一五六五・六〇	一三	四百萬圓	一二九九六五・六〇	三六

〔備考〕 (イ) 例へば所得額千三百圓なれば千二百圓に對する稅額九門六十錢に超過端數百圓に對する百分の二即ち二圓を加ふ (ロ) 山林の所得と他の所得とは區別し、その所得を五分した金額に對し左の稅率を適用算出したもの、五倍を稅額とする

## 公債

### 公債の種類

- イ 國債——公債の債務者が國家である場合
- 地方債——公債の債務者が地方公共團體である場合
- ロ 内債——公債を國內で募集するとき
- 外債——公債を外國で募集するとき
- ハ 確定公債——總額・利率・償還期の確定せるもの(普通一般の公債)
- 流動公債——金庫不足や決算の少額の不足を補ふ爲の短期間のもの  
(その主なるものは大藏證券)
- ニ 償還公債(有期公債)——政府が一定期に償還すべき義務を有するもの
- 利息公債(永久公債)——利子の支拂のみに就き政府は規則正しく之を行ふ義務を有し元金の償還に就いては期限の特定せざるもの
- ホ 強制公債——應募を強制するもの
- 任意公債——自由意志によつて應募せしめるもの
- 利附公債——公債に利子を附するもの
- 無利子公債——公債に利子を附せざるもの

### 公債の發行

- 公債が賣出に當つては通常、1發行總金額2證書面金額3利率4据置年限5償還期限6發行價格等を定めて公募する
- イ 直接發行——政府又は地方公共團體により直接一般から募集する場合
  - 間接發行——中央銀行又は銀行團等の仲介を経て募集する場合
  - 平價發行——發行價格が額面價格と同じの場合(公債の利子が市中金利と一致するとき)
  - ロ 低價發行——額面を割引して發行する場合(公債の利廻りの低いとき)
- ### 公債の償還
- イ 自由償還方法——年々豫算面の全般から見て償還額を決定する方法
  - 強制償還方法——減債基金制度を設け一定額の償還を勵行する方法
  - 抽籤償還方法——抽籤に當つた者に償還する方法
  - ロ 買上償還方法——政府が隨時市場より公債を買上げて償却する方法

### 公債の替借

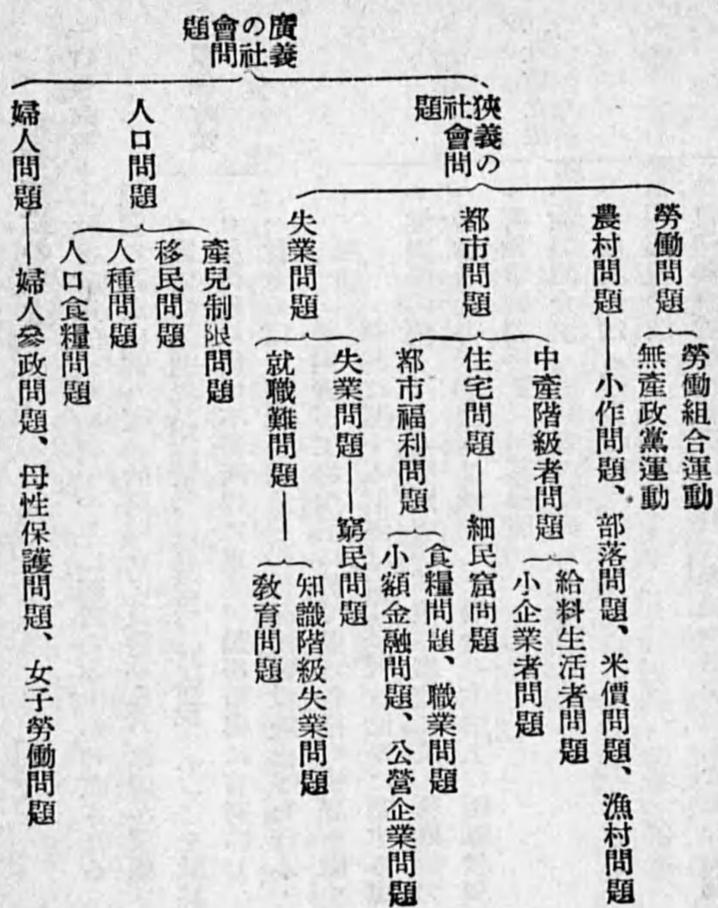
一般金利が低下したとき舊公債を償還する爲、低利率の公債を發行しその間に利子の差額に相當する負擔の軽減を圖ること

### 財務

#### 一 豫算と議會の協賛

- 1 豫算は政府が編成し帝國議會に提出
  - 2 提出された豫算案は衆議院先づ審議し貴族院に廻付する  
イ 皇室費及繼續費は既に確定されたもので審議を必要としない  
ロ 憲法上の大權に基づく文武官の俸給、法律の結果支出する帝國議會費、法律上の義務に屬する公債償還、利子支拂等は政府の同意なく削減するを得ない
  - ハ 原案以上に豫算を増加するを得ない
  - 3 帝國議會の協賛を得た後上奏御裁可を経て確定
  - 4 豫算成立すれば政府はそれによつて支出を爲さねばならぬ、萬一不成立となつた時は前年度の豫算を踏襲する
- 二 豫備金—豫算の實行に當り豫算額を超過又は豫算外の必要ある時豫備金による  
三 財政上緊急處分—或る事情により議會召集の不能の場合公共の安全保持の爲め緊急の必要あれば政府は議會の協賛を待たず豫算外の支出をなし後議會の承諾を求めることができる

### 我が國の社會問題



### 社會政策の施設

一 財政政策——社會政策的役割を果すやうに經費の支出が考慮される

税制の設定に當り道義的原則殊に負擔平等の原則が重視され

### 二 租税政策

イ 富者に累進税(相續税、營業税、財産税に於て)を賦課し

ロ 所得税に於て不勞所得に重く、勤勞所得に有利にし

ハ 貧者の爲に課税の減免、必需品消費税廢止等を行ふ

### イ 工場法

〔労働者が工場生活に於て蒙る各種の害悪を除く爲に雇傭契約に關する制限、工場設備、扶助等に關する規定を定む〕

### ロ 健康保險法

〔労働者が不慮の事故に依り労働能力を喪失又

ハ 労働者災害扶助法〕は減少した場合の生活上の困難救済の爲

ニ 労働爭議調停法(54頁参照)

ホ 職業紹介法(失業者の救済と失業防止の爲)

ヘ 小作調停法(54頁参照)

ト 産業組合法

チ 自作農創設維持規定 一般に農民生活を向上せしむる爲

リ 米穀法

### 三 社會立法

### 社會事業の施設

#### 一 救護事業

一般救護——養老院・養育院・育兒院・施療院・救護所等  
特別救護——行旅病死救護・災害救助・軍事救助等

#### 二 經濟的保護事業

住宅供給・公益質屋・公益市場・簡易食堂・簡易宿泊所  
公設浴場・公設質屋・共同宿泊所等

#### 三 醫療保護事業

無料診療——病院・診療所・巡迴診療班  
輕費診療——實費診療所  
特種療養——精神病・結核・癩・花柳病・トラホーム療養所

妊産婦保護——産院・妊婦相談所

乳幼兒保護——乳兒院・牛乳配給・乳幼兒健康相談所・托兒所

#### 四 兒童保護事業

病弱兒保護・貧兒保護——育兒事業・就學兒童保護

教護事業——少年教護院

異常兒童保護——盲學校・聾啞學校

社會教育事業——矯風事業——禁酒運動——廢娼運動等

#### 五 社會教化事業

隣保事業——隣保館・セトルメント  
融和事業

# 大日本帝國憲法 (明治二十二年二月十一日)

## 第一章 天皇

- 第一條 大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス
- 第二條 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス
- 第三號 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス
- 第四條 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ
- 第五條 天皇ハ帝國議會ノ協贊ヲ以テ立法權ヲ行フ
- 第六條 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス
- 第七條 天皇ハ帝國議會ヲ召集シ其ノ開會閉會停會及衆議院ノ解散ヲ命ス
- 第八條 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル爲緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス
- 此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘシ若議會ニ於テ承諾セサルトキハ政府ハ將來ニ向テ其ノ效刀ヲ失フコトヲ公布スヘシ
- 第九條 天皇ハ法律ヲ執行スル爲ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ增

進スル爲ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス

- 第十條 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各々其ノ條項ニ依ル
- 第十一條 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス
- 第十二條 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム
- 第十三條 天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ締結ス
- 第十四條 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス
- 戒嚴ノ要件及效力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム
- 第十五條 天皇ハ爵位勳章及其ノ他ノ榮典ヲ授與ス
- 第十六條 天皇ハ大赦特赦減刑及復權ヲ命ス
- 第十七條 攝政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル
- 攝政ハ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フ

## 第二章 臣民權利義務

- 第十八條 日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル
- 第十九條 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應シ均ク文武官ニ任セラレ及其

ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得

第二十條

日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス

第二十一條

日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納稅ノ義務ヲ有ス

第二十二條

日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住及移轉ノ自由ヲ有ス

第二十三條

日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監禁審問處罰ヲ受クルコトナシ

第二十四條

日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權利ヲ奪ハル、コトナシ

第二十五條

日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外其ノ許諾ナクシテ住所ニ侵入セラレ及搜索セラレ、コトナシ

第二十六條

日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外信書ノ秘密ヲ侵サル、コトナシ

第二十七條

日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サル、コトナシ

第二十八條

公益ノ爲ニ必要ナル處分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第二十九條

日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス

第三十條

日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集會及結社ノ自由ヲ有ス

第三十一條

日本臣民ハ相當ノ敬禮ヲ守リ別ニ定ムル所ノ規程ニ從ヒ請願ヲ爲スコトヲ得

第三十二條

本章ニ掲ケタル條規ハ戰時又ハ國家事變ノ場合ニ於テ天皇大權ノ施行ヲ妨クルコトナシ

第三十三條

本條ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ牴觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス

第三十四條

本條ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ牴觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス

第三十五條

本條ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ牴觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス

第三十六條

本條ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ牴觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス

第三十七條

本條ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ牴觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス

第三十八條

本條ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ牴觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス

第三十九條

本條ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ牴觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス

第四十條

本條ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ牴觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス

第四十一條

本條ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ牴觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス

第四十二條

本條ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ牴觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス

第四十三條

本條ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ牴觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス

第四十四條

本條ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ牴觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス

第四十五條

本條ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ牴觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス

第四十六條

本條ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ牴觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス

第四十七條

本條ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ牴觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス

第四十八條

本條ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ牴觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス

第四十九條

本條ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ牴觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス

第五十條

本條ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ牴觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス

第五十一條

本條ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ牴觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス

第五十二條

本條ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ牴觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス

第五十三條

本條ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ牴觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス

第五十四條

本條ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ牴觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス

第五十五條

本條ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ牴觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス

第五十六條

本條ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ牴觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス

第五十七條

本條ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ牴觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス

第五十八條

本條ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ牴觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス

第五十九條

本條ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ牴觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス

第六十條

本條ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ牴觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス

第六十一條

本條ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ牴觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス

第六十二條

本條ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ牴觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス

第六十三條

本條ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ牴觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス

第六十四條

本條ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ牴觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス

第六十五條

本條ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ牴觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス

第六十六條

本條ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ牴觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス

第六十七條

本條ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ牴觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス

第六十八條

本條ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ牴觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス

第六十九條

本條ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ牴觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス

第七十條

本條ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ牴觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス

第七十一條

本條ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ牴觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス

第三章 帝國議會

第三十三條

帝國議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成立ス

第三十四條

貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族華族及勅任セラレタル議員ヲ以テ組織ス

第三十五條

衆議院ハ選舉法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス

第三十六條

何人モ同時ニ兩議院ノ議員タルコトヲ得ス

第三十七條

凡テ法律ハ帝國議會ノ協贊ヲ經ルヲ要ス

第三十八條

兩議院ハ政府ノ提出スル法律案ヲ議決シ及各々法律案ヲ提出スルコトヲ得

第三十九條

兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同會期中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得ス

第四十條

兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同會期中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得ス

第四十一條

兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同會期中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得ス

第四十二條

兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同會期中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得ス

第四十三條

兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同會期中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得ス

第四十四條

兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同會期中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得ス

第四十五條

兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同會期中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得ス

第四十六條

兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同會期中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得ス

第四十七條

兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同會期中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得ス

第四十八條

兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同會期中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得ス

第四十九條

兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同會期中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得ス

第五十條

兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同會期中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得ス

第五十一條

兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同會期中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得ス

第五十二條

兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同會期中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得ス

第五十三條

兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同會期中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得ス

第五十四條

兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同會期中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得ス

第五十五條

兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同會期中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得ス

第五十六條

兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同會期中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得ス

第五十七條

兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同會期中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得ス

第五十八條

兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同會期中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得ス

第四十條 兩議院ハ法律又ハ其ノ他ノ事件ニ付各々其ノ意見ヲ政府ニ建議スルコトヲ得但シ其ノ採納ヲ得サルモノハ同會期中ニ於テ再ヒ建議スルコトヲ得ス

第四十一條 帝國議會ハ毎年之ヲ召集ス

第四十二條 帝國議會ハ三箇月ヲ以テ會期トス必要アル場合ニ於テハ勅令ヲ以テ之ヲ延長スルコトアルヘシ

第四十三條 臨時緊急ノ必要アル場合ニ於テ常會ノ外臨時議會ヲ召集スヘシ  
臨時議會ノ會期ヲ定ムルハ勅令ニ依ル

第四十四條 帝國議會ノ開會閉會會期ノ延長及停會ハ兩院同時ニ之ヲ行フヘシ  
衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ貴族院ハ同時ニ停會セララルヘシ

第四十五條 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ勅令ヲ以テ新ニ議員ヲ選舉セシメ解散ノ日ヨリ五箇月以内ニ之ヲ召集スヘシ

第四十六條 兩議院ハ各々其ノ總議員三分ノ一以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ス

第四十七條 兩議院ノ議事ハ過半数ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第四十八條 兩議院ノ會議ハ公開ス但シ政府ノ要求又ハ其ノ院ノ決議ニ依リ秘密會

ト爲スコトヲ得

第四十九條 兩議院ハ各々天皇ニ上奏スルコトヲ得

第五十條 兩議院ハ臣民ヨリ提出スル請願書ヲ受クルコトヲ得

第五十一條 兩議院ハ此ノ憲法及議院法ニ掲クルモノ、外内部ノ整理ニ必要ナル諸規則ヲ定ムルコトヲ得

第五十二條 兩議院ノ議員ハ議院ニ於テ發言シタル意見及表決ニ付院外ニ於テ責ヲ負フコトナシ但シ議員自ラ其ノ言論ヲ演說刊行筆記又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ公布シタルトキハ一般ノ法律ニ依リ處分セララルヘシ

第五十三條 兩議院ノ議員ハ現行犯罪又ハ内亂外患ニ關スル罪ヲ除クノ外會期中其ノ院ノ許諾ナクシテ逮捕セララル、コトナシ

第五十四條 國務大臣及政府委員ハ何時タリトモ各議院ニ出席シ及發言スルコトヲ得

#### 第四章 國務大臣及樞密顧問

第五十五條 國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス

第五十六條 凡テ法律勅令其ノ他國務ニ關スル詔勅ハ國務大臣ノ副署ヲ要ス  
樞密顧問ハ樞密院官制ノ定ムル所ニ依リ天皇ノ諮詢ニ應ヘ重要ノ國務

ヲ審議ス

### 第五章 司法

第五十七條 司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五十八條 裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス

裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルノ外其ノ職ヲ免セラルトコトナシ

懲戒ノ條規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五十九條 裁判ノ對審判決ハ之ヲ公開ス但シ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アルトキハ法律ニ依リ又ハ裁判所ノ決議ヲ以テ對審ノ公開ヲ停ムルコトヲ得

第六十條 特別裁判所ノ管轄ニ屬スヘキモノハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第六十一條 行政官廳ノ違法處分ニ由リ權利ヲ傷害セラレタリトスルノ訴訟ニシテ別ニ法律ヲ以テ定メタル行政裁判所ノ裁判ニ屬スヘキモノハ司法裁判所ニ於テ受理スルノ限ニ在ラス

### 第六章 會計

第六十二條 新ニ租稅ヲ課シ及稅率ヲ變更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

但シ報償ニ屬スル行政上ノ手数料及其ノ他收納金ハ前項ノ限ニ在ラス  
國債ヲ起シ及豫算ニ定メタルモノヲ除ク外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スハ帝國議會ノ協贊ヲ經ヘシ

第六十三條 現行ノ租稅ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改メサル限ハ舊ニ依リ之ヲ徵收ス

第六十四條 國家ノ歳出歳入ハ毎年豫算ヲ以テ帝國議會ノ協贊ヲ經ヘシ

豫算ノ款項ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ生シタル支出アルトキハ後日帝國議會ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

第六十五條 豫算ハ前ニ衆議院ニ提出スヘシ

第六十六條 皇室經費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年國庫ヨリ之ヲ支出シ將來增額ヲ要スル場合ヲ除ク外國議會ノ協贊ヲ要セス

第六十七條 憲法上ノ大權ニ基ツケル既定ノ歳出及法律ノ結果ニ由リ又ハ法律上政府ノ義務ニ屬スル歳出ハ政府ノ同意ナクシテ帝國議會之ヲ廢除シ又ハ削減スルコトヲ得ス

第六十八條 特別ノ須要ニ因リ政府ハ豫メ年限ヲ定メ繼續費トシテ帝國議會ノ協贊

ヲ求ムルコトヲ得

第六十九條

避クヘカラサル豫算ノ不足ヲ補フ爲ニ又ハ豫算ノ外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツル爲ニ豫備費ヲ設クヘシ

第七十條

公共ノ安全ヲ保持スル爲緊急ノ需用アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ政府ハ帝國議會ヲ召集スルコト能ハサルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

第七十一條

帝國議會ニ於テ豫算ヲ議定セス又ハ豫算成立ニ至ラサルトキハ政府ハ前年度ノ豫算ヲ施行スヘシ

第七十二條

國家ノ歳出入ノ決算ハ會計検査院之ヲ検査確定シ政府ハ其ノ検査報告ト俱ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ  
會計検査院ノ組織及職權ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第七章 補 則

第七十三條

將來此ノ憲法ノ條項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅命ヲ以テ議案ヲ帝國議會ノ議ニ付スヘシ

第七十四條

此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各々其ノ總員三分ノ二以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ得ルニ非サレハ改正ノ議決ヲ爲スコトヲ得ス

第七十五條

皇室典範ヲ改正ハ帝國議會ノ議ヲ經ルヲ要セス  
皇室典範ヲ以テ此ノ憲法ノ條項ヲ變更スルコトヲ得ス

第七十六條

憲法及皇室典範ハ攝政ヲ置クノ間之ヲ變更スルコトヲ得ス  
法律規則命令又ハ何等ノ名稱ヲ用ヒタルニ拘ラス此ノ憲法ニ矛盾セサル現行ノ法令ハ總テ遡由ノ效力ヲ有ス

歳出上政府ノ義務ニ係ル現在ノ契約又ハ命令ハ總テ第六十七條ノ例ニ依ル

皇室典範

(明治二十二年二月十一日)

第一章 皇位繼承

第一條

大日本國皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス

第二條

皇位ハ皇長子ニ傳フ

第三條 皇長子在ラサルトキハ皇長孫ニ傳フ皇長子及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇次子及其ノ子孫ニ傳フ以下之ニ例ス

第四條 皇子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ嫡出ヲ先ニス皇庶子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ皇嫡子孫皆在ラサルトキニ限ル

第五條 皇子孫皆在ラサルトキハ皇兄弟及其ノ子孫ニ傳フ

第六條 皇兄弟及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇伯叔父及其ノ子孫ニ傳フ

第七條 皇伯叔父及其ノ子孫皆在ラサルトキハ其ノ以上ニ於テ最近親ノ皇族ニ傳フ

第八條 皇兄弟以上ハ同等内ニ於テ嫡ヲ先ニシ庶ヲ後ニシ長ヲ先ニシ幼ヲ後ニス

第九條 皇嗣精神若ハ身體ノ不治ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シ前數條ニ依リ繼承ノ順序ヲ換フルコトヲ得

第二章 踐祚即位

第十條 天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク

第十一條 即位ノ禮及大嘗祭ハ京都ニ於テ之ヲ行フ

第十二條 踐祚ノ後元號ヲ建テ一世ノ間ニ再ヒ改メサルコト明治元年ノ定制ニ從フ

第三章 成年立后立太子

第十三條 天皇及皇太子皇太孫ハ滿十八歳ヲ以テ成年トス

第十四條 前條ノ外ノ皇族ハ滿二十年ヲ以テ成年トス

第十五條 儲嗣タル皇子ヲ皇太子トス皇太子在ラサルトキハ儲嗣タル皇孫ヲ皇太孫トス

第十六條 皇后皇太子皇太孫ヲ立ツルトキハ詔書ヲ以テ之ヲ公布ス

第四章 敬 稱

第十七條 天皇太皇太后皇太后皇后ノ敬稱ハ陛下トス

第十八條 皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王妃親王妃内親王王妃女王王妃女王ノ敬稱ハ殿下トス

第五章 攝 政

第十九條 天皇未タ成年ニ達セサルトキハ攝政ヲ置ク

天皇久キニ互ルノ故障ニ由リ大政ヲ親ラスルコト能ハサルトキハ皇族會議及樞密顧問ノ議ヲ經テ攝政ヲ置ク

第二十條 攝政ハ成年ニ達シタル皇太子又ハ皇太孫之ニ任ス

第二十一條 皇太子皇太孫在ラサルカ又ハ未タ成年ニ達セサルトキハ左ノ順序ニ依リ攝政ニ任ス

第一 親王及王

第二 皇后

第三 皇太后

第四 太皇太后

第五 内親王及女王

第二十二條 皇族男子ノ攝政ニ任スルハ皇位繼承ノ順序ニ從フ其ノ女子ニ於ケルモ亦之ニ準ス

第二十三條 皇族女子ノ攝政ニ任スルハ其ノ配偶アラサル者ニ限ル

第二十四條 最近親ノ皇族未タ成年ニ達セサルカ又ハ其ノ他ノ事故ニ由リ他ノ皇族

攝政ニ任シタルトキハ後來最近親ノ皇族成年ニ達シ又ハ其ノ事故既ニ

除クト雖モ皇太子及皇太孫ニ對スルノ外其ノ任ヲ讓ルコトナシ

第二十五條 攝政又ハ攝政タルヘキ者精神若ハ身體ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アル

トキハ皇族會議及樞密顧問ノ議ヲ經テ其ノ順ヲ換フルコトヲ得

### 第六章 太 傅

第二十六條 天皇未タ成年ニ達セサルトキハ太傅ヲ置キ保育ヲ掌ラシム

第二十七條 先帝遺命ヲ以テ太傅ヲ任セサリシトキハ攝政ヨリ皇族會議及樞密顧問

ニ諮詢シ之ヲ選任ス

第二十八條 太傅ハ攝政及其ノ子孫之ニ任スルコトヲ得ス

第二十九條 攝政ハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シタル後ニ非サレハ太傅ヲ退職セシ

ムルコトヲ得ス

### 第七章 皇 族

第三十條 皇族ト稱フルハ太皇太后皇太后皇后皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親

王親王妃内親王王王妃女王ヲ謂フ

第三十一條 皇子ヨリ皇太孫ニ至ルマテハ男ヲ親王女王ヲ内親王トシ五世以下ハ男ヲ

女王ヲ女王トス

第三十二條 天皇支系ヨリ入テ大統ヲ承クルトキハ皇兄弟姉妹ノ女王タル者ニ特

ニ親王内親王ノ號ヲ宣賜ス

第三十三條 皇族ノ誕生命名婚嫁薨去ハ宮内大臣之ヲ公告ス

第三十四條 皇統譜及前條ニ關スル記録ハ圖書寮ニ於テ尙藏ス

第三十五條 皇族ハ天皇之ヲ監督ス

第三十六條 攝政在任ノ時ハ前條ノ事ヲ攝行ス

第三十七條 皇族男女幼年ニシテ父ナキ者ハ宮内ノ官寮ニ命シ保育ヲ掌ラシム事宜

第三十八條 皇族ノ後見人ハ成年以上ノ皇族ニ限ル  
第三十九條 皇族ノ婚嫁ハ同族又ハ勅旨ニ由リ特ニ認可セラレタル華族ニ限ル  
第四十條 皇族ノ婚嫁ハ勅許ニ由ル

第四十一條 皇族ノ婚嫁ヲ許可スルノ勅書ハ宮内大臣之ニ副署ス  
第四十二條 皇族ハ養子ヲ爲スコトヲ得ス  
第四十三條 皇族國疆ノ外ニ旅行セムトスルトキハ勅許ヲ請フヘシ  
第四十四條 皇族女子ノ臣籍ニ嫁シタル者ハ皇族ノ列ニ在ラス但シ特旨ニ依リ仍内親王女王ノ稱ヲ有セシムルコトアルヘシ

第八章 世心御料

第四十五條 土地物件ノ世傳御料ト定メタルモノハ分割讓與スルコトヲ得ス  
第四十六條 世傳御料ニ編入スル土地物件ハ樞密顧問ニ諮詢シ勅書ヲ以テ之ヲ定メ宮内大臣之ヲ公告ス

第九章 皇室經費

第四十七條 皇室諸般ノ經費ハ特ニ常額ヲ定メ國庫ヨリ支出セシム

第四十八條 皇室經費ノ豫算決算検査及其ノ他ノ規則ハ皇室會計法ノ定ムル所ニ依ル

第十章 皇族訴訟及懲戒

第四十九條 皇族相互ノ民事ノ訴訟ハ勅旨ニ依リ宮内省ニ於テ裁判員ヲ命シ裁判セシメ勅裁ヲ經テ之ヲ執行ス  
第五十條 人民ヨリ皇族ニ對スル民事ノ訴訟ハ東京控訴院ニ於テ之ヲ裁判ス但シ皇族ハ代人ヲ以テ訴訟ニ當ラシメ自ラ訴訟ニ出ルヲ要セス

第五十一條 皇族ハ勅許ヲ得ルニ非サレハ勾引シ又ハ裁判所ニ召喚スルコトヲ得ス  
第五十二條 皇族其ノ品位ヲ辱ムルノ所行アリ又ハ皇室ニ對シ忠順ヲ缺クトキハ勅旨ヲ以テ之ヲ懲戒シ其ノ重キ者ハ皇族特權ノ一部又ハ全部ヲ停止シ若ハ剝奪スヘシ

第五十三條 皇族蕩産ノ所行アルトキハ勅旨ヲ以テ治産ノ禁ヲ宣告シ其ノ管財者ヲ任スヘシ  
第五十四條 前二條ハ皇族會議ニ諮詢シタル後之ヲ勅裁ス

第十一章 皇族會議

第五十五條 皇族會議ハ成年以上ノ皇族男子ヲ以テ組織シ内大臣樞密院議長宮内大臣司法大臣大審院長ヲ參列セシム

第五十六條 天皇ハ皇族會議ニ親臨シ又ハ皇族中ノ一員ニ命シテ議長ヲラシム

第十二章 補 則

第五十七條 現在ノ皇族五世以下親王ノ號ヲ宣賜シタル者ハ舊ニ依ル

第五十八條 皇位繼承ノ順序ハ總テ實系ニ依ル現在皇太子皇猶子又ハ他ノ繼嗣タルノ故ヲ以テ之ヲ混スルコトナシ

第五十九條 親王内親王王女王ノ品位ハ之ヲ廢ス

第六十條 親王ノ家格及其ノ他此ノ典範ニ牴觸スル例規ハ總テ之ヲ廢ス

第六十一條 皇族ノ財産歳費及諸規則ハ別ニ之ヲ定ムヘシ

第六十二條 將來此ノ典範ノ條項ヲ改正シ又ハ増補スヘキノ必要アルニ當テハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シテ之ヲ勅定スヘシ

皇室典範增補

(明治四十年二月十一日)

第一條 王ハ勅旨又ハ情願ニ依リ家名ヲ賜ヒ華族ニ列セシムルコトアルヘシ

第二條 王ハ勅許ニ依リ華族ノ家督相續人トナリ又ハ家督相續ノ目的ヲ以テ華族ノ養子トナルコトヲ得

第三條 前二條ニ依リ臣籍ニ入りタル者ノ妻直系卑族及其ノ妻ハ其ノ家ニ入ル但シ他ノ皇族ニ嫁シタル女子及其ノ直系卑屬ハ其ノ限ニ在ラス

第四條 特權ヲ剝奪セラレタル皇族ハ勅旨ニ由リ臣籍ニ降スコトアルヘシ  
前項ニ依リ臣籍ニ降サレタル者ノ妻ハ其ノ家ニ入ル

第五條 第一條第二條第四條ノ場合ニ於テハ皇族會議及樞密顧問ノ諮詢ヲ經ヘシ

第六條 皇族ノ臣籍ニ入りタル者ハ皇族ニ復スルコトヲ得ス

第七條 皇族ノ身位其ノ他ノ權義ニ關スル規程ハ此ノ典範ニ定メタルモノノ外別ニ之ヲ定ム

皇族ト人民トニ涉ル事項ニシテ各々適用スヘキ法規ヲ異ニスルトキハ前項ノ規程ニ依ル

第八條 法律命令中皇族ニ適用スヘキモノトシタル規定ハ此ノ典範又ハ之ニ基ツキ

發スル規則ニ別段ノ條規ナキトキニ限り之ヲ適用ス

皇室典範增補 (大正七年十一月二十八日)

皇族女子ハ王族又ハ公族ニ嫁スルコトヲ得

衆議院議員選舉法抄 (大正十四年五月五日)

第一章 選舉ニ關スル區域

第一條 衆議院議員ハ各選舉區ニ於テ之ヲ選舉ス(以下略)

第二條 投票區ハ市町村ノ區域ニ依ル(以下略)

第三條 開票區ハ郡市ノ區域ニ依ル(以下略)

第二章 選舉權被選舉權

第五條 帝國臣民タル男子ニシテ年齡二十五年以上ノ者ハ選舉權ヲ有ス

帝國臣民タル男子ニシテ年齡三十年以上ノ者ハ被選舉權ヲ有ス

第六條 左ニ掲クル者ハ選舉權及被選舉權ヲ有セス

一 禁治産者及準禁治産者

二 破産者ニシテ復權ヲ得サル者

三 貧困ニ依リ生活ノ爲公私ノ救助ヲ受ケ又ハ扶助ヲ受クル者

四 一定ノ住居ヲ有セサル者

五 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者(以上略)

第七條 華族ノ戸主ハ選舉權及被選舉權ヲ有セス

陸海軍軍人ニシテ現役中ノ者(未タ入營セサル者及歸休下士官兵ヲ除ク)及戰時

若ハ事變ニ際シ召集中ノ者ハ選舉權及被選舉權ヲ有セス兵籍ニ編入セラレタル學

生生徒(勅令ヲ以テ定ムル者ヲ除ク)及志願ニ依リ國民軍ニ編入セラレタル者亦同

第八條 選舉事務ニ關係アル官吏及吏員ハ其ノ關係區域内ニ於テ被選舉權ヲ有セス

(以下略)

第三章 選舉人名簿

第十二條 市町村長ハ毎年九月十五日ノ現在ニ依リ其ノ日迄引續キ一年以上其ノ市

町村内ニ住居ヲ有スル者ノ選舉資格ヲ調査シ十月三十一日迄ニ選舉人名簿ヲ調製

スヘシ(以下略)

**第十三條** 市町村長ハ十一月十五日ヨリ十五日間市役所、町村役場又ハ其ノ指定シタル場所ニ於テ選舉人名簿ヲ縦覽ニ供スヘシ(以下略)

**第十四條** 選舉人名簿ニ脱漏又ハ誤載アリト認ムルトキハ選舉人ハ理由書及證憑ヲ具ヘ其ノ修正ヲ市町村長ニ申立ツルコトヲ得

縦覽期間ヲ經過シタルトキハ前項ノ申立ヲ爲スコトヲ得ス

**第十五條** 市町村長ニ於テ前條ノ申立ヲ受ケタルトキハ其ノ理由及證憑ヲ審査シ申立ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ之ヲ決定スヘシ(以下略)

#### 第四章 選舉、投票及投票所

**第十八條** 總選舉ハ議員ノ任期終リタル日ノ翌日之ヲ行フヲ例トス(以下略)

衆議院解散ヲ命セラレタル場合ニ於テハ總選舉ハ解散ノ日ヨリ三十日以内ニ之ヲ行フ(以下略)

**第二十一條** 投票所ハ市役所、町村役場又ハ投票管理者ノ指定シタル場所ニ之ヲ設ク

**第二十五條** 選舉人ハ選舉ノ當日自ラ投票所ニ到リ選舉人名簿ノ對照ヲ經テ投票ヲ爲スヘシ

投票管理者ハ投票ヲ爲サムトスル選舉人ノ本人ナリヤ否ヤヲ確認スルコト能ハサルトキハ其ノ本人ナル旨ヲ宣告セシムヘシ其ノ宣告ヲ爲ササル者ハ投票ヲ爲スコトヲ得ス

**第二十九條** 選舉人名簿ニ登録セラレサル者ハ投票ヲ爲スコトヲ得ス(以下略)

#### 第五章 開票及開票所

**第四十五條** 開票所ハ支廳、市役所又ハ開票管理者ノ指定シタル場所ニ之ヲ設ク

**第五十二條** 左ノ投票ハ之ヲ無効トス

- 一 成規ノ用紙ヲ用ヒサルモノ
- 二 議員候補者ニ非サル者ノ氏名ヲ記載シタルモノ
- 三 一投票中二人以上ノ議員候補者ノ氏名ヲ記載シタルモノ
- 四 被選舉權ナキ議員候補者ノ氏名ヲ記載シタルモノ
- 五 議員候補者ノ氏名ノ外他事ヲ記載シタルモノ但シ官位、職業、身分、住居又ハ敬稱ノ類ヲ記入シタルモノハ此ノ限りニ在ラス
- 六 議員候補者ノ氏名ヲ自書セサルモノ
- 七 議員候補者ノ何人ヲ記載シタルカヲ確認シ難キモノ
- 八 衆議院議員ノ職ニ在ル者ノ氏名ヲ記載シタルモノ(以下略)

(第六章選舉會ハ省略)

第七章 議員候補者及當選人

第六十七條 議員候補者タラムトスル者ハ選舉ノ期日ノ公布又ハ告示アリタル日ヨリ選舉ノ期日前七日迄ニ其ノ旨ヲ選舉長ニ届出ツヘシ(以下略)

第六十八條 議員候補者ノ届出又ハ推薦届ヲ爲サムトスル者ハ議員候補者一人ニ付二千圓又ハ之ニ相當スル額面ノ國債證書ヲ供託スルコトヲ要ス

議員候補者ノ得票数其ノ選舉區内ノ議員ノ定數ヲ以テ有效投票ノ總數ヲ除シテ得タル數ノ十分ノ一ニ達セサルトキハ前項ノ供託物ハ政府ニ歸屬ス(以下略)

第六十九條 有效投票ノ最多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス但シ其ノ選舉區内ノ議員ノ定數ヲ以テ有效投票ヲ除シテ得タル數ノ四分ノ一以上ノ得票アルコトヲ要ス  
當選人ヲ定ムルニ當リ得票数同シキトキハ年齢多キ者ヲ取り年齢モ亦同シキトキハ選舉會ニ於テ選舉長抽籤シテ之ヲ定ム(以下略)

第八章 議員ノ任期及補闕

第七十八條 議員ノ任期ハ四年トシ總選舉ノ期日ヨリ之ヲ起算ス但シ議會開會中ニ任期終ルモ閉會ニ至ルマテ在任ス

第七十九條 議員ニ闕員ヲ生スルモ其闕員ノ數同一選舉區ニ於テ二人ニ達スル迄ハ補闕選舉ハ之ヲ行ハス(以下略)

第八十條 補闕議員ハ其ノ前任者ノ殘任期間在任ス

(第九章訴訟ハ省略)

第十章 選舉運動

第八十八條 議員候補者ハ選舉事務長一人ヲ選任スヘシ(以下略)

第九十條 選舉事務所ハ議員候補者一人ニ付七箇所ヲ超ユルコトヲ得ス(以下略)

第九十三條 選舉委員及選舉事務員ハ議員候補者一人ニ付通シテ五十人ヲ超ユルコトヲ得ス

第九十八條 何人ト雖投票ヲ得若ハ得シメ又ハ得シメサルノ目的ヲ以テ戸別訪問ヲ爲スコトヲ得ス

(第十一章選舉運動ノ費用、第十二章罰則、第十三章補則ハ省略)

# 公民科資料詳解

## 本書は 公民科 の寶典

公民科の各項目を詳細に解説したもので外に必要な統計表と圖表とを豊富に添加しました。解説は何等疑問の残りぬ様に親切に行届いてゐますから、教授に當られる方の好參考書たるは勿論學生も之により十分自修が出来ます。

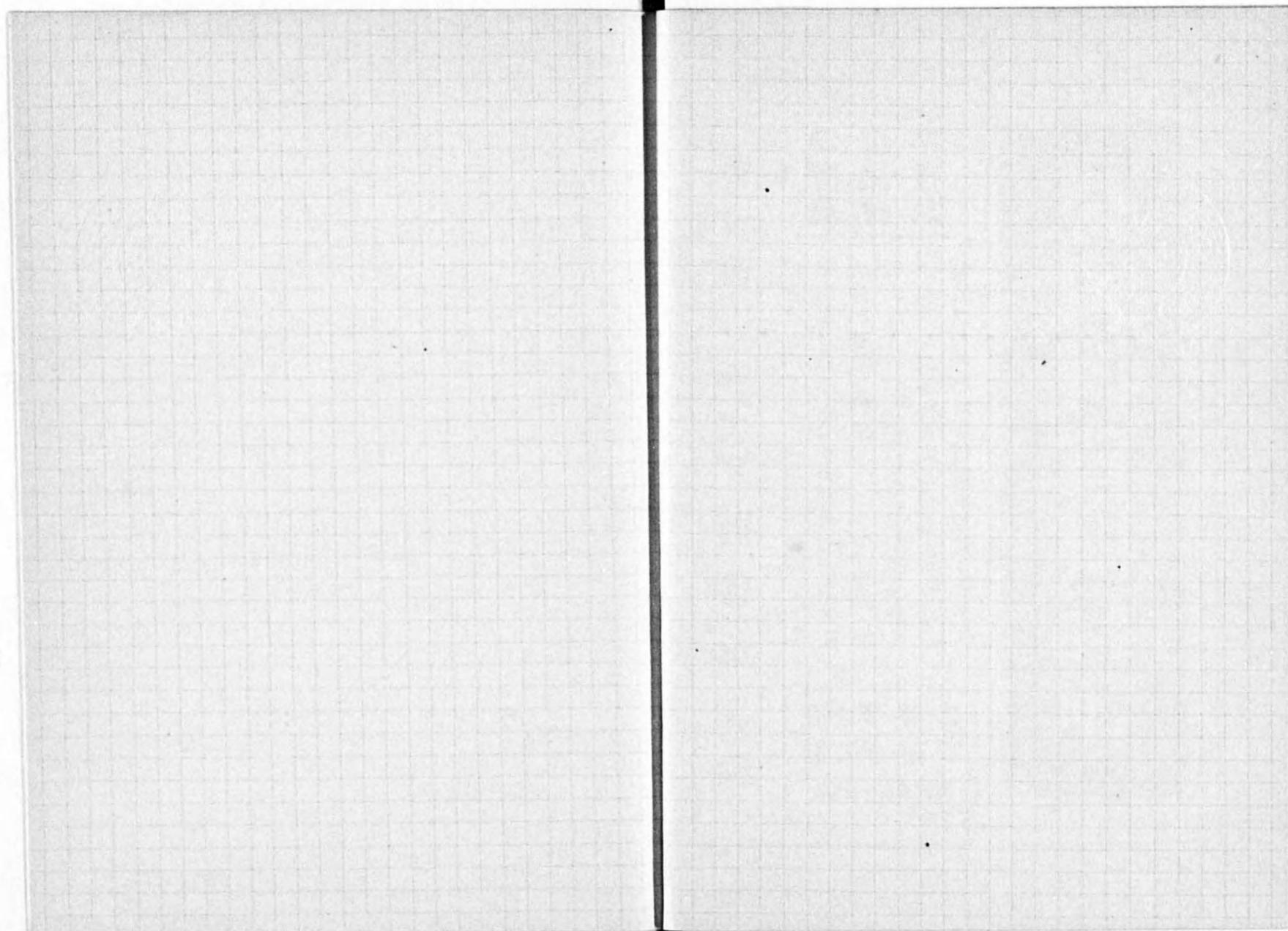
上卷 十四錢  
下卷 卅五錢  
送料各卷四錢

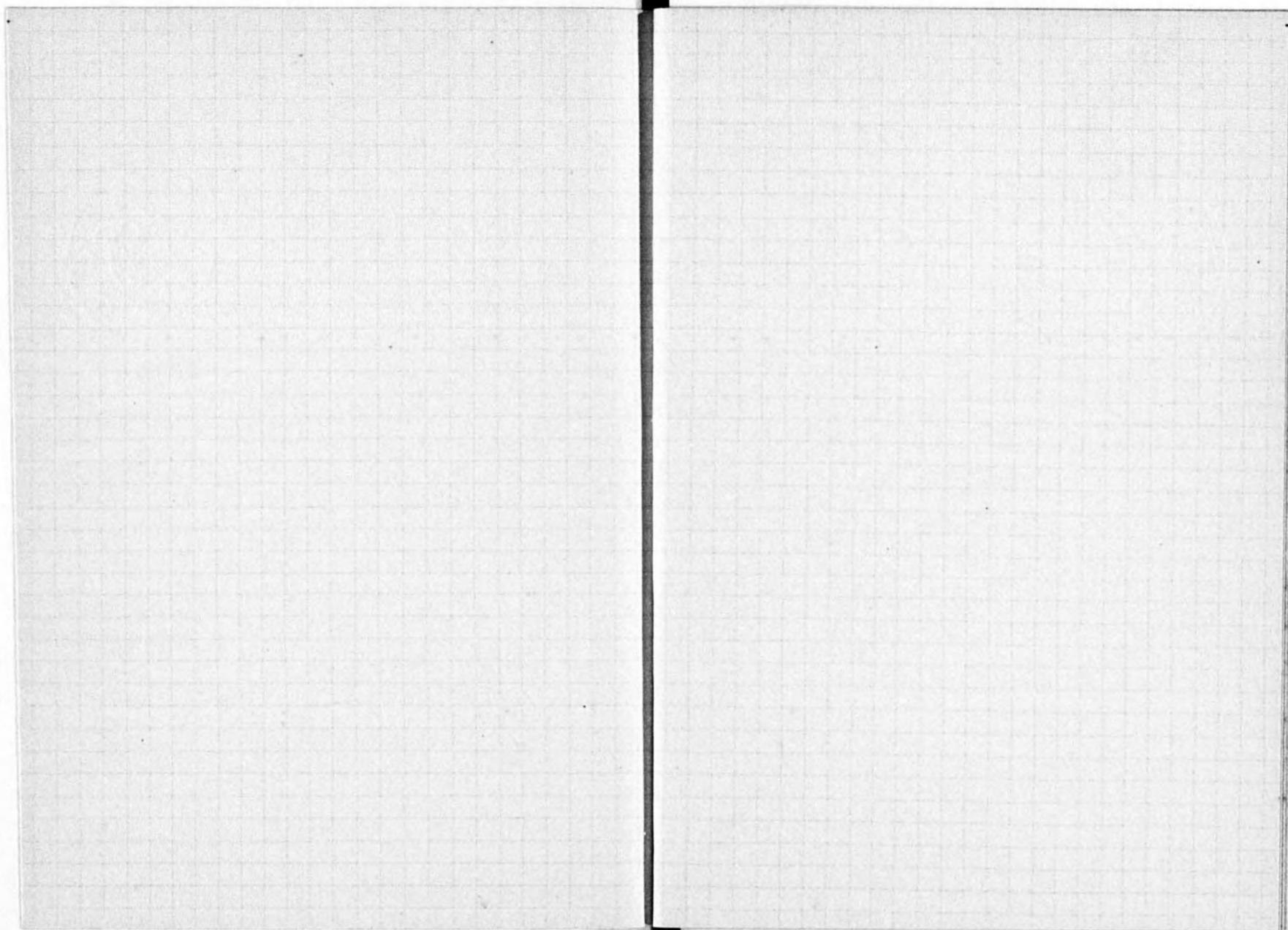
發行所

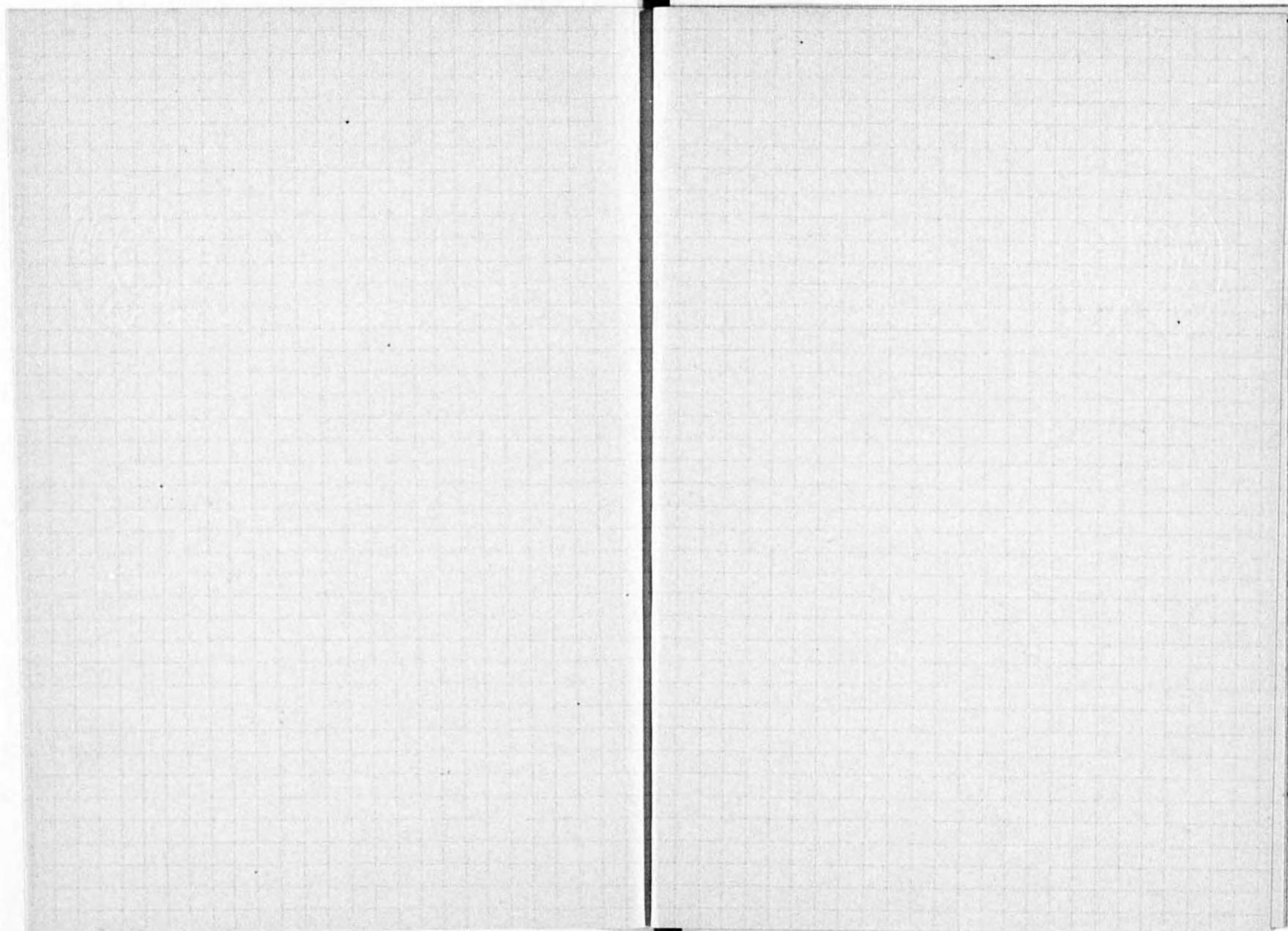
東京・京橋  
第一相互館

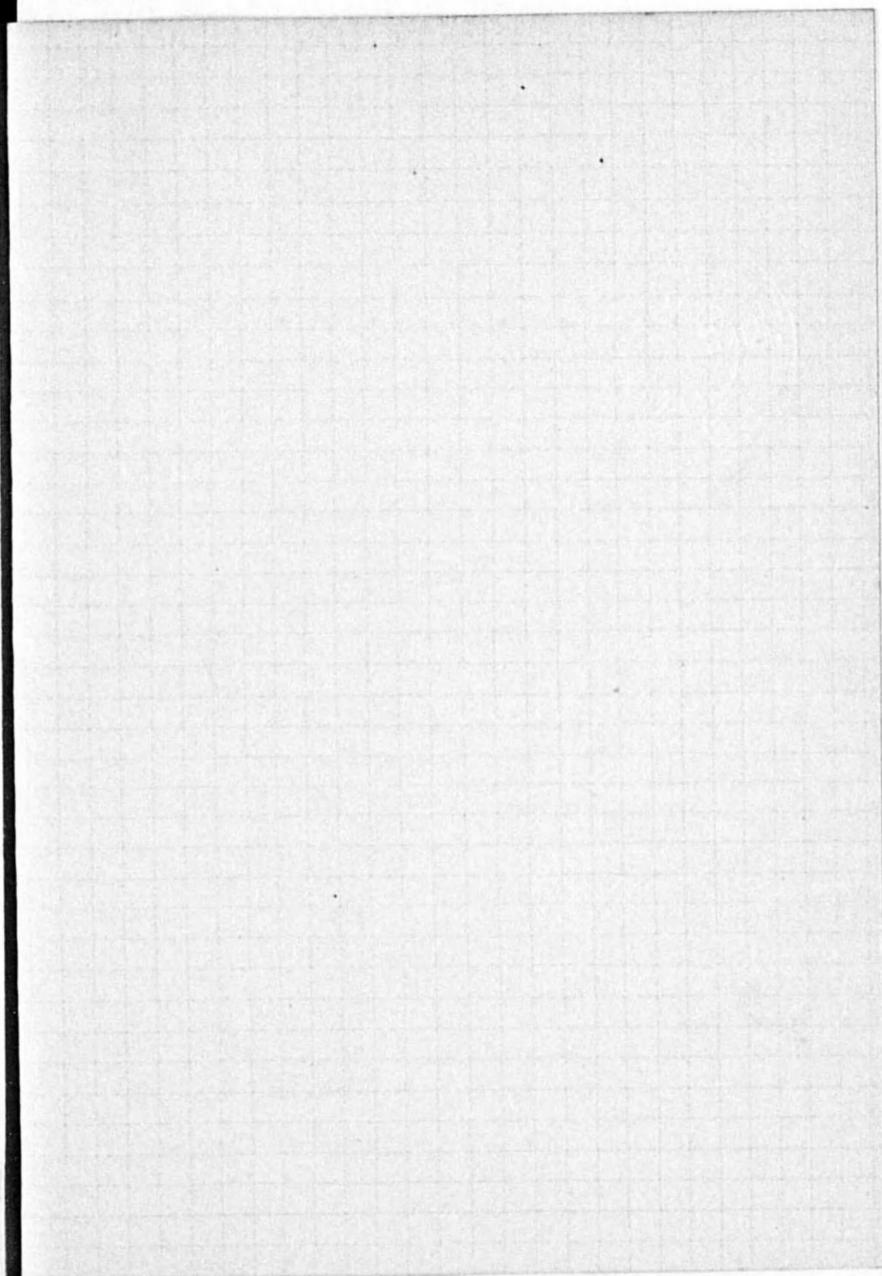
國勢社

振替東京  
三七六番









昭和十一年  
公民年鑑  
(下卷)

圖表 と 統計

目次

圖表

世界の領土……………	3	中央及地方歳出累年……………	15
世界の人口……………	4	歳出入内譯……………	16
列國の人口密度……………	5	本邦國債現在高……………	17
列國の領土膨脹……………	6	世界米・小麥産額……………	18
在外内地人……………	7	世界生絲・人絹産額……………	19
百年間の列國人口……………	8	世界鋼鐵・石炭産額……………	20
選挙權の擴張……………	9	本邦貿易品内譯……………	21
選挙區圖……………	10, 11, 12, 13	本邦貿易相手國別……………	22
所得稅率……………	14		

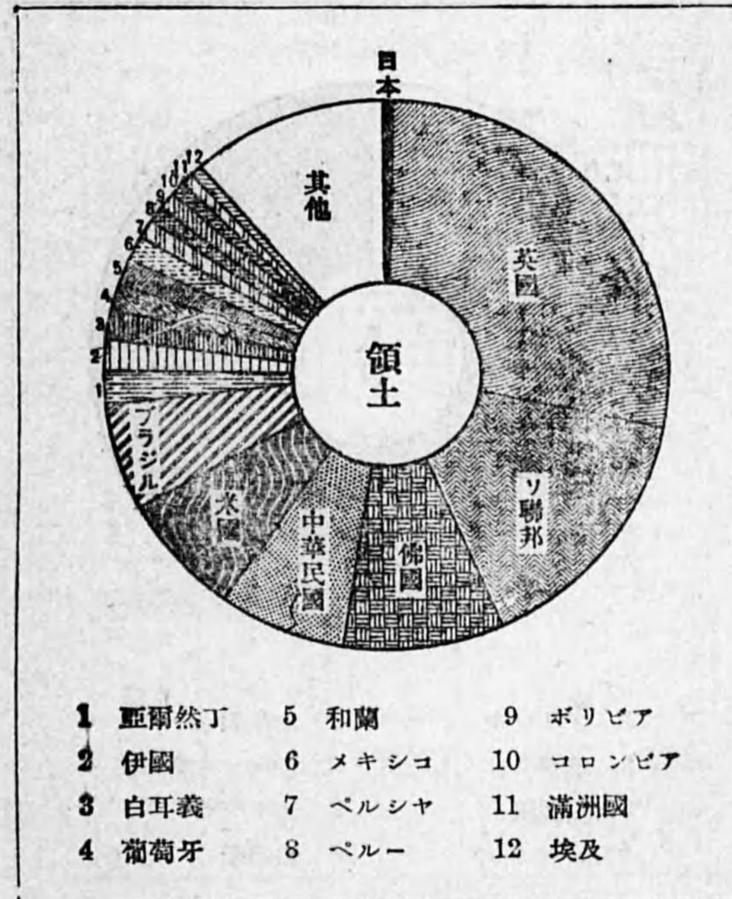
統計

帝國の面積……………	23	有位者人員……………	26
帝國領土の膨脹……………	23	貴族院議員……………	27
列國の面積と人口……………	24	衆議院議員……………	27
百年間の列國人口増加……………	25	毎回選挙議員及有權者	
華族戶數……………	26	比率……………	29
朝鮮貴族戶數……………	26	總選挙投票者及棄權者……………	29

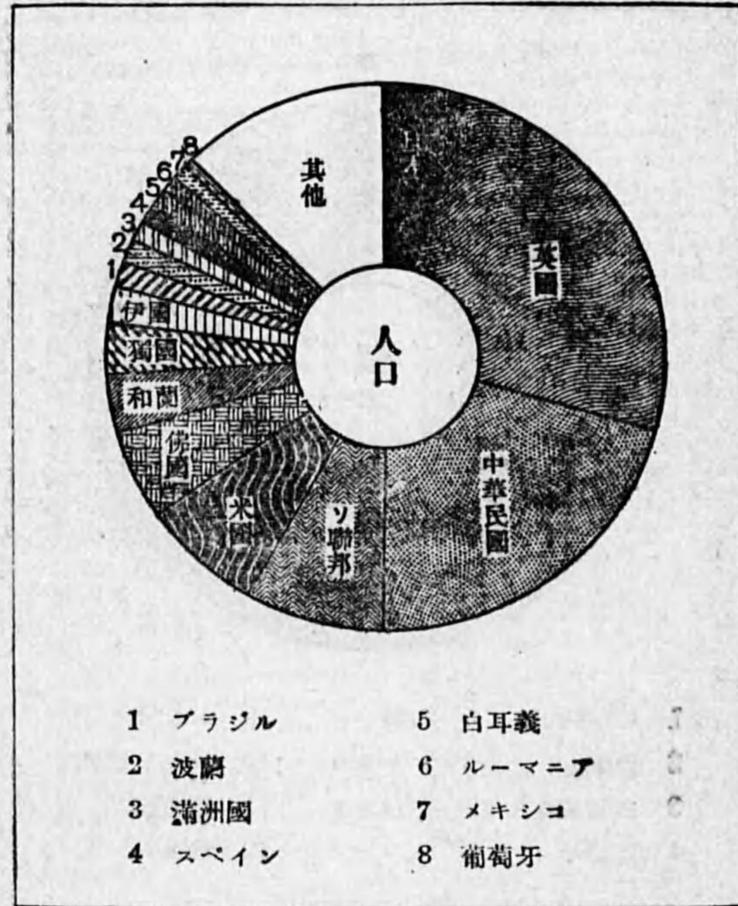
毎回選出議員年齢.....30  
 同職業別.....30  
 無効投票種類別.....31  
 衆議院解散一覽.....31  
 衆議院議員選舉區.....32  
 歴代内閣.....37  
 衆議院政黨別議員數.....38  
 裁判所.....39  
 裁判所職員.....40  
 民事事件.....40  
 刑法犯罪名別.....41  
 徴兵成績.....42  
 壯丁教育程度.....42  
 現役志願兵.....43  
 陸軍兵力兵種別.....43  
 陸軍常備團數.....44  
 陸軍航空部隊.....44  
 海軍區.....45  
 海軍航空部隊.....45  
 帝國艦艇數.....45  
 日米海軍勢力比較.....46  
 列國軍事費.....47  
 本邦の條約國.....48  
 國際聯盟加入國と脱退國.....49  
 本邦國富推計額累年.....50  
 同 内譯.....50  
 歳出入累年比較.....51  
 歳入款項別.....51  
 歳出所管省別.....52  
 國債現在高.....52  
 特別會計歳出入豫算.....53  
 租稅歳入内譯.....55  
 官業及官有財産收入.....55

世界の米産額.....56  
 世界の小麦産額.....56  
 世界の小麥産額.....57  
 世界の繭産額.....58  
 世界の生絲産額.....58  
 世界人造絹絲産額.....59  
 世界の羊毛産額.....59  
 世界棉花消費.....60  
 世界紡績錠數.....61  
 日英綿布輸出高.....61  
 列國の林業.....62  
 列國の家畜在高.....63  
 世界の魚獲高.....65  
 世界の金産額.....66  
 世界の銀産額.....66  
 世界の鐵鋼産額.....67  
 世界の銅産額.....67  
 世界の石炭産額.....68  
 世界の原油産額.....68  
 本邦工業生産高.....69  
 貿易總額累年比較.....72  
 主な貿易品.....73  
 本邦貿易相手國別.....74  
 我重要輸出品國別.....75  
 我重要輸入品國別.....76  
 本邦貿易外收支.....77  
 本邦國際收支.....78  
 海外在留内地人數.....79  
 本邦の移民.....80  
 社會事業施設類別.....81  
 社會事業獎勵助成.....82  
 地方社會事業費.....82  
 索引.....83

### 世界の領土



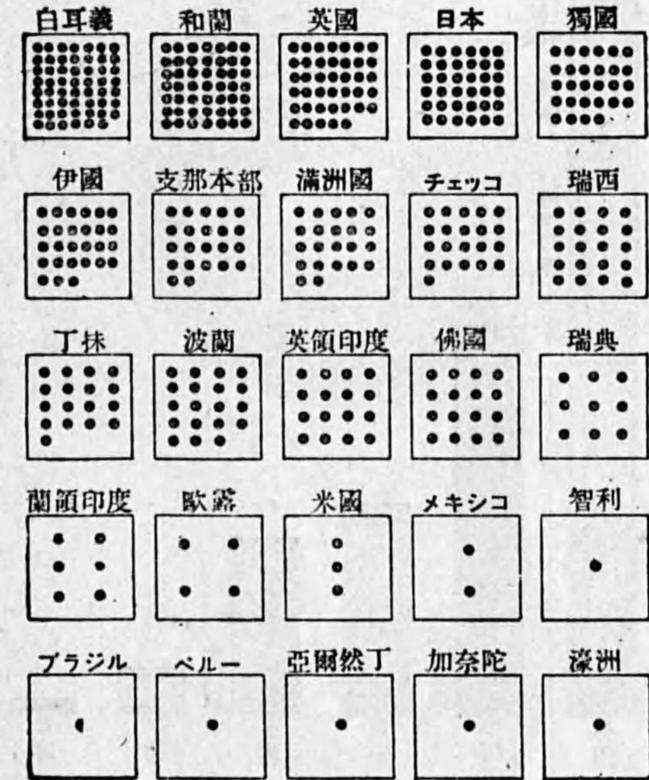
### 世界の人口



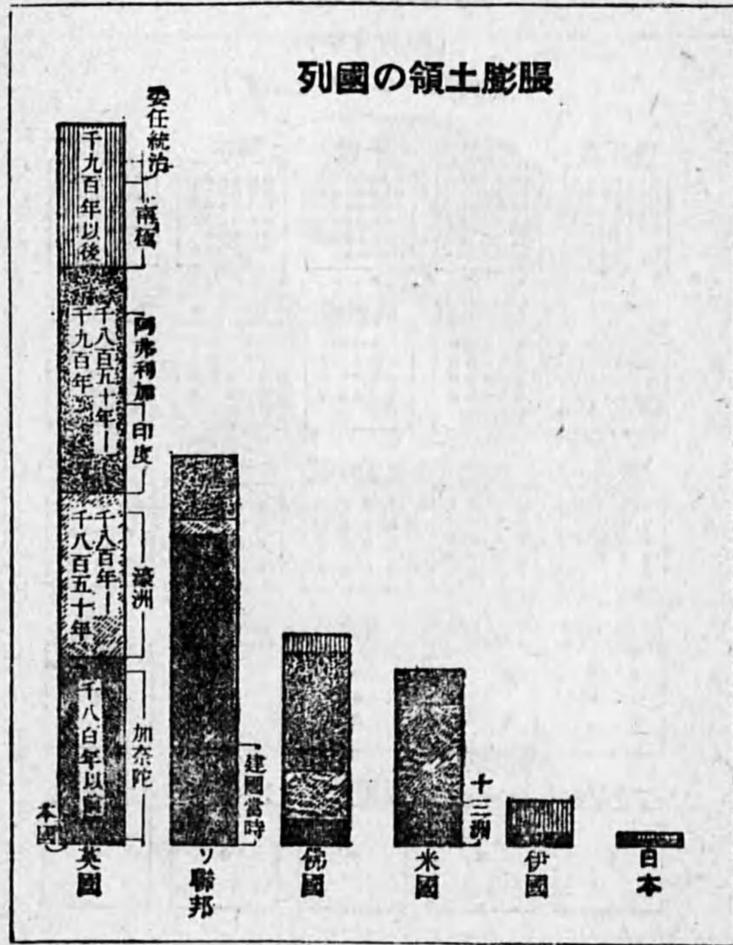
### 列國の人口密度

(昭和9年初)

(黒點一つ5人を示す)

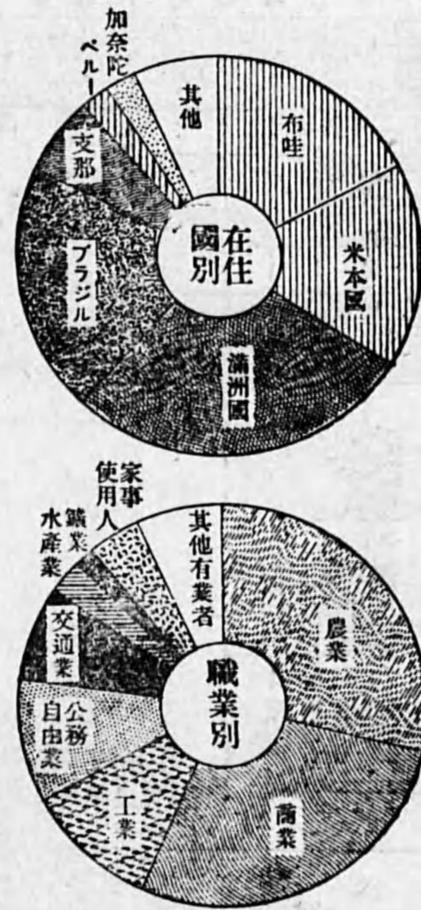


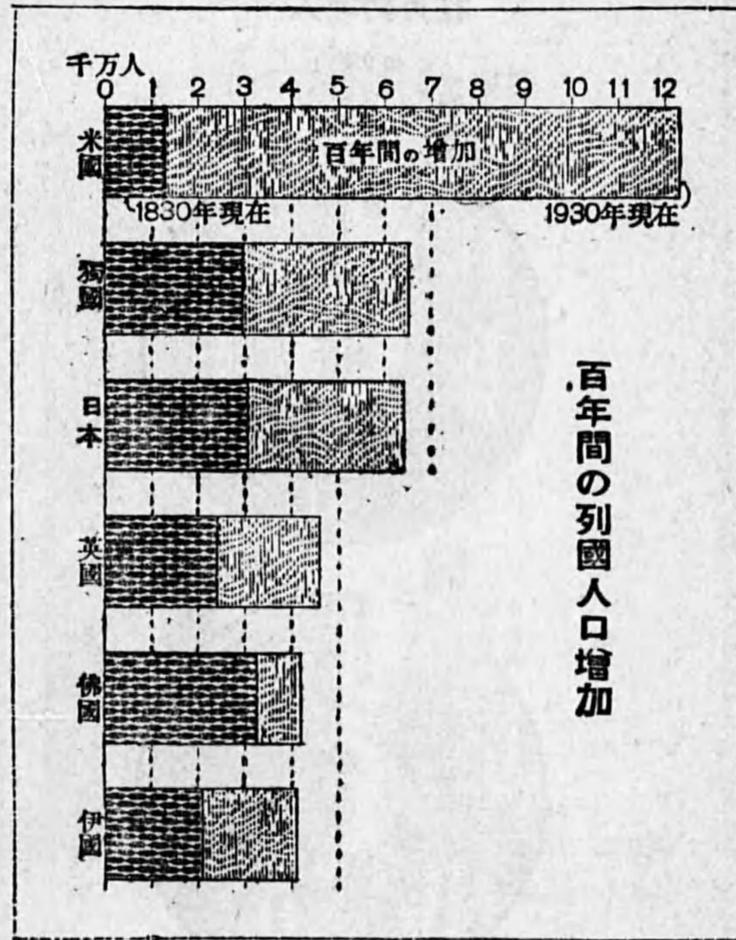
### 列國の領土膨脹



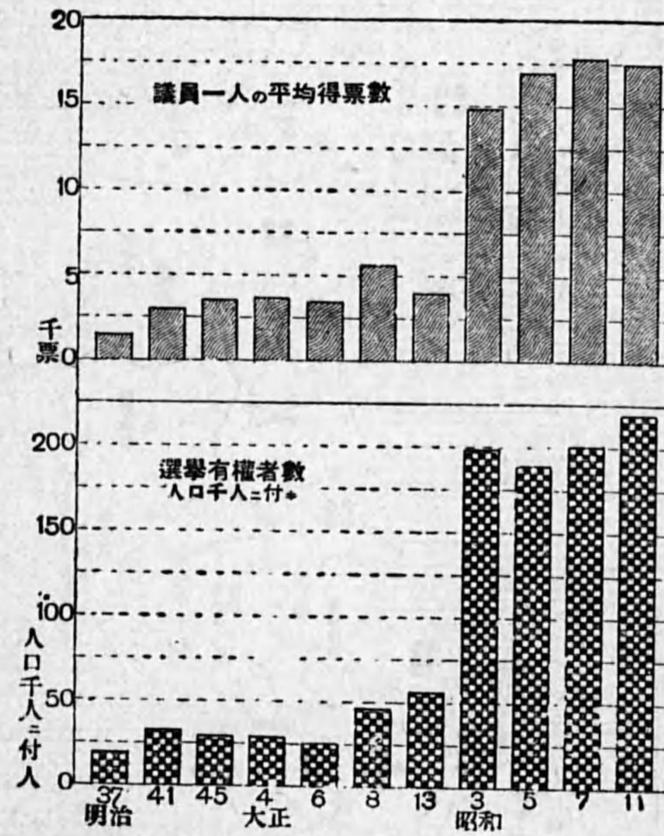
### 在外内地人

(昭和9年)

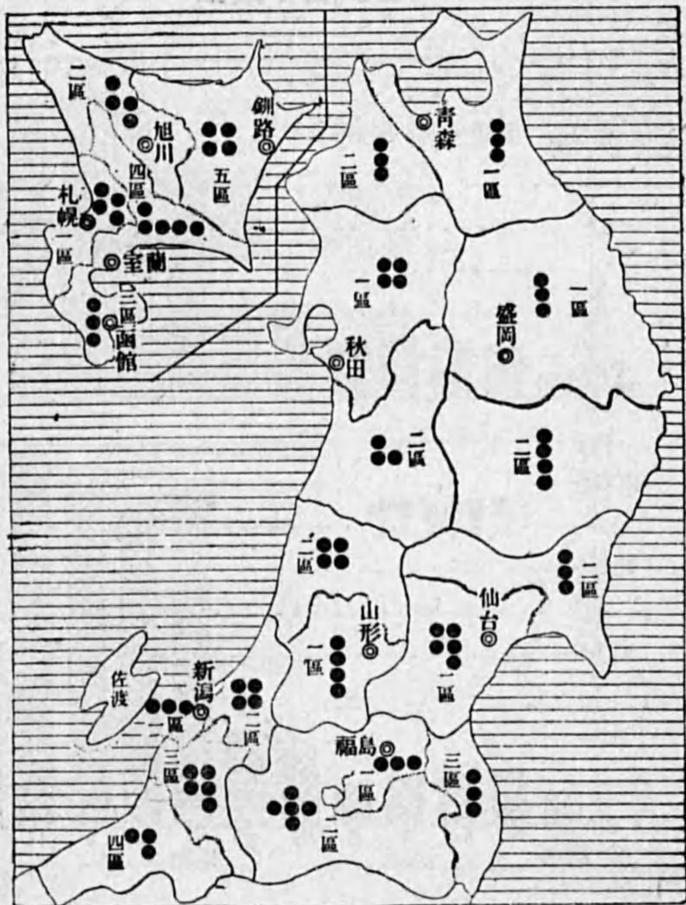




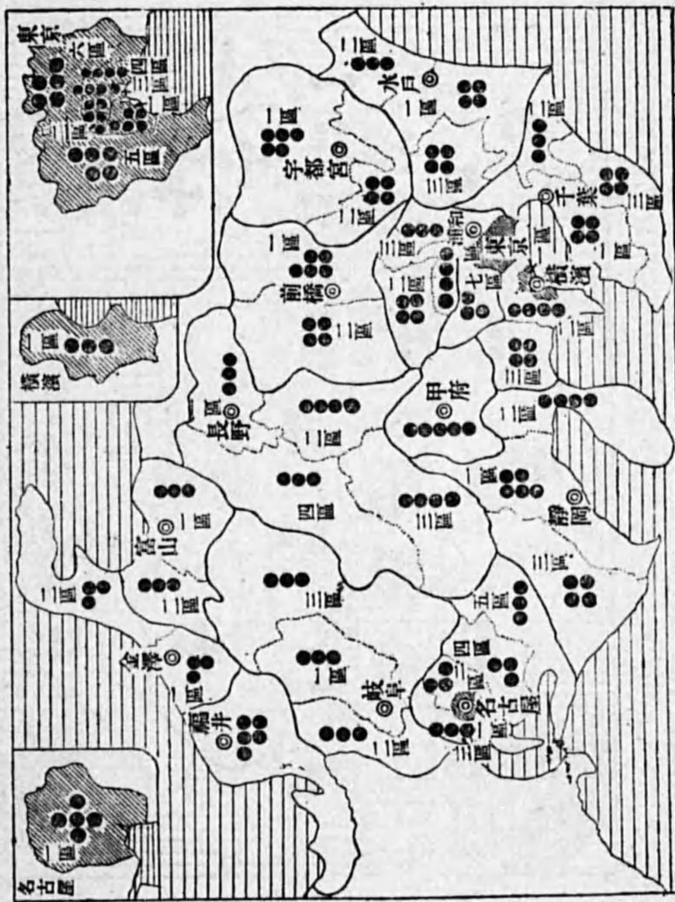
### 選挙権の擴張



**衆議院議員選舉區**  
 (北海道・奥羽地方) ●ハ議員定數一人



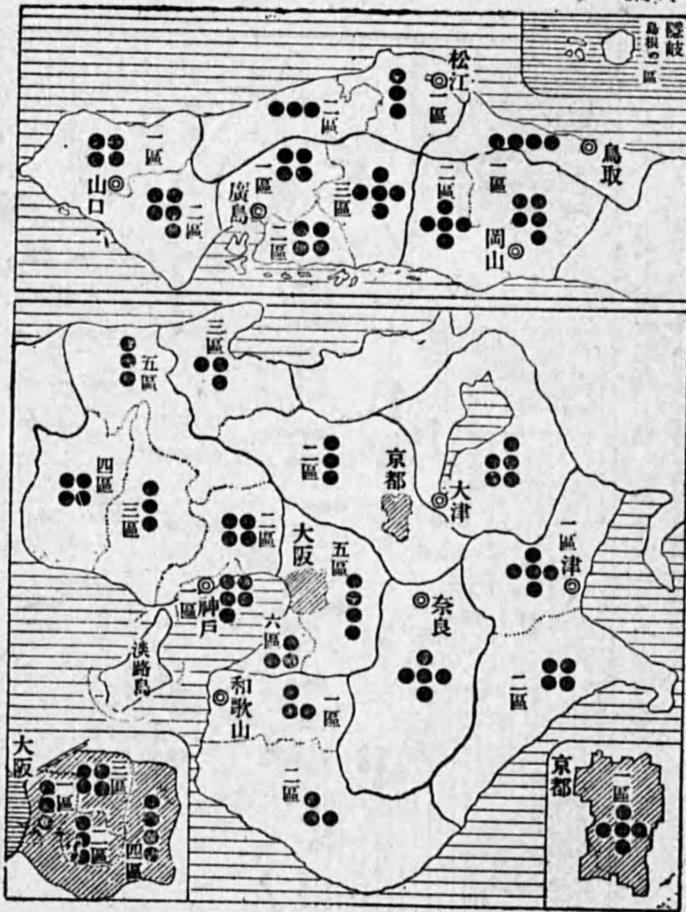
**衆議院議員選舉區**  
 (關東地方・中部地方) ●ハ議員定數一人



### 衆議院議

(近畿地方・中國地方)

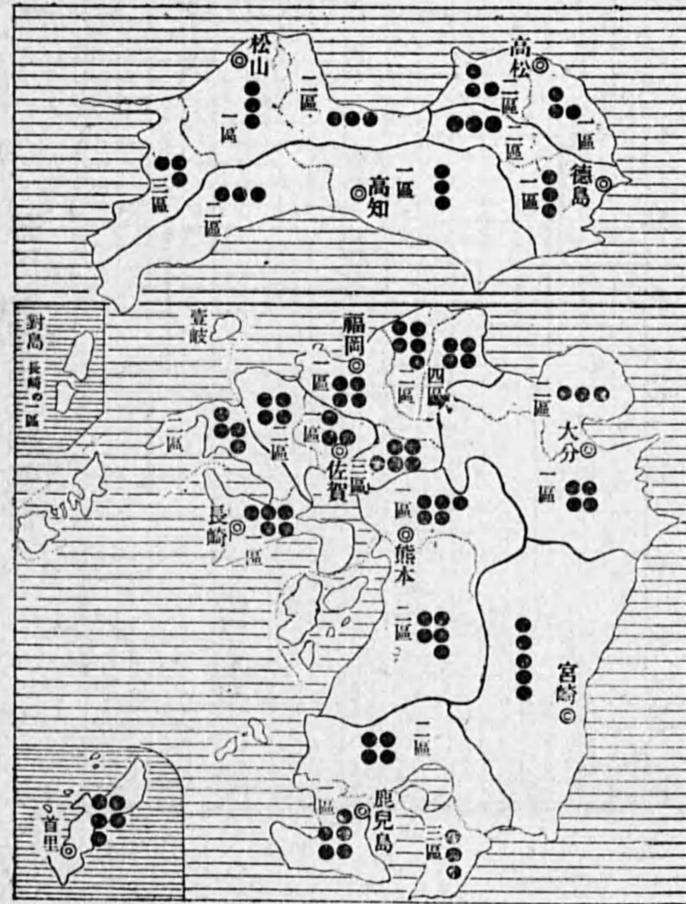
●ハ議員

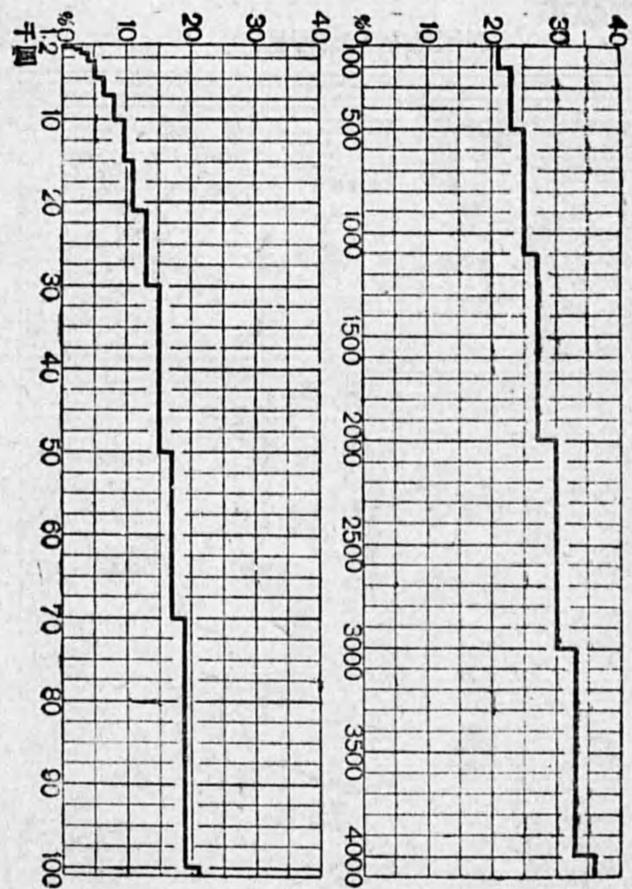


### 員選舉區

定數一人

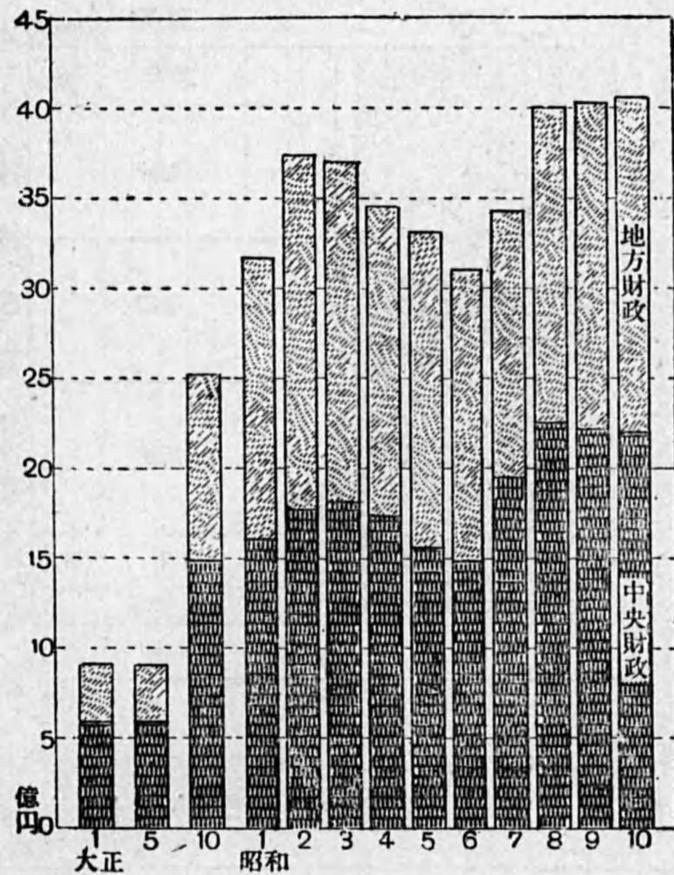
(四國地方・九州地方)

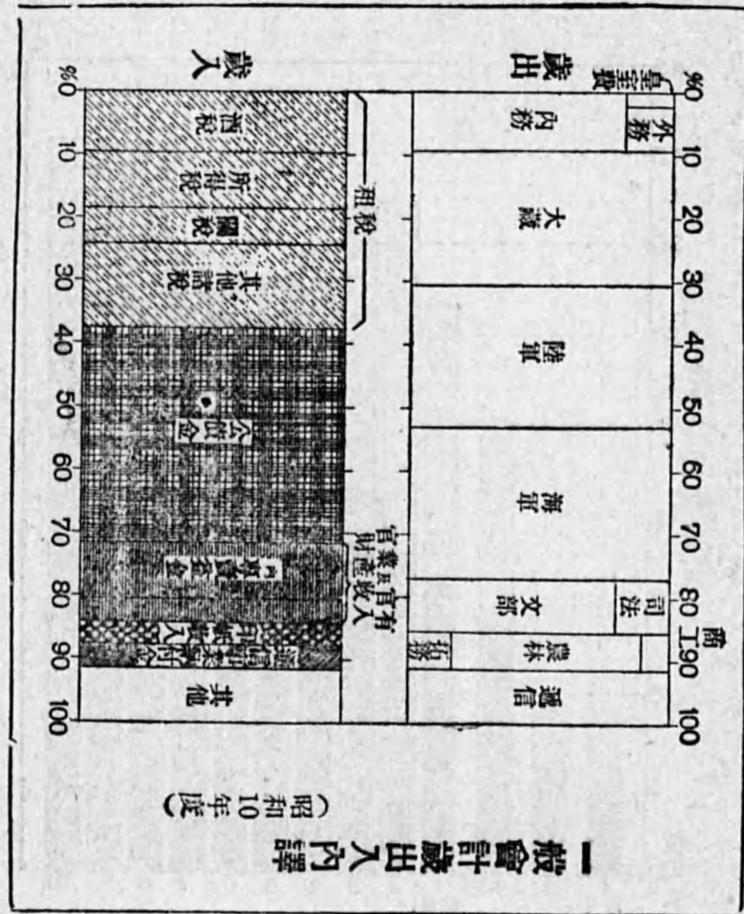




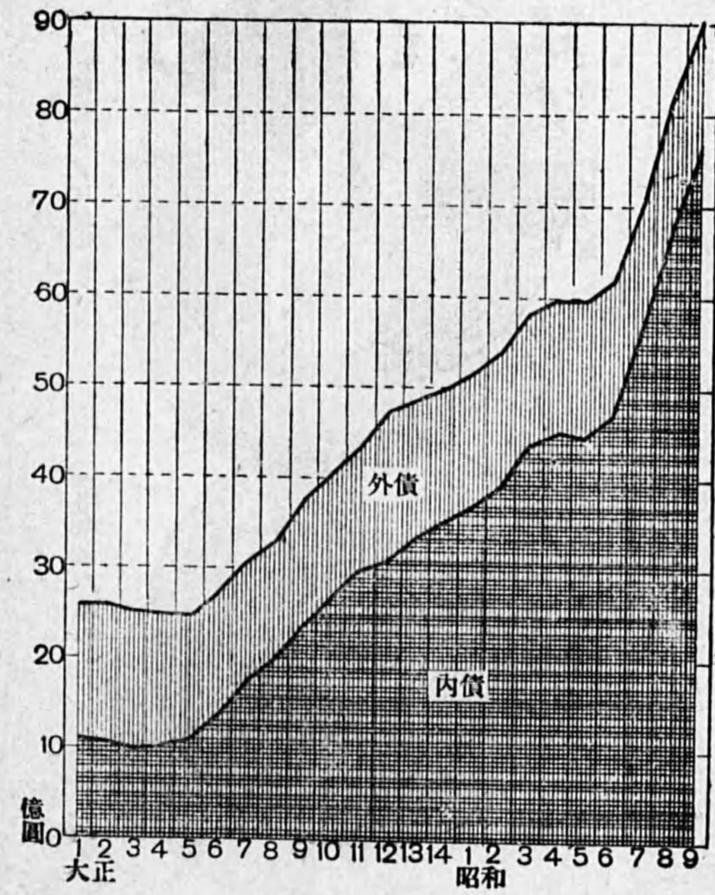
第三種所得稅累進率

中央及地方財政歲出累年比較

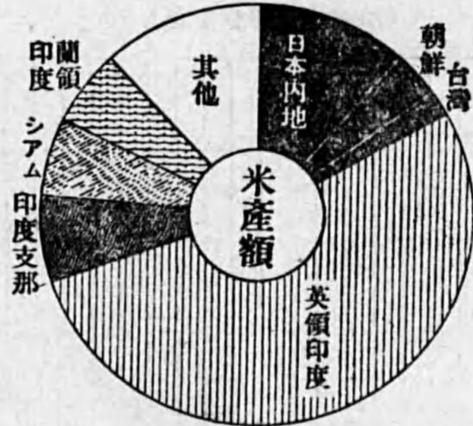




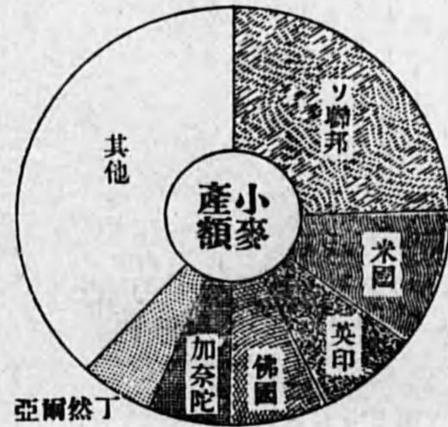
### 本邦國債現在高 (臨時國庫證券を含む)



### 世界の米及小麥産額

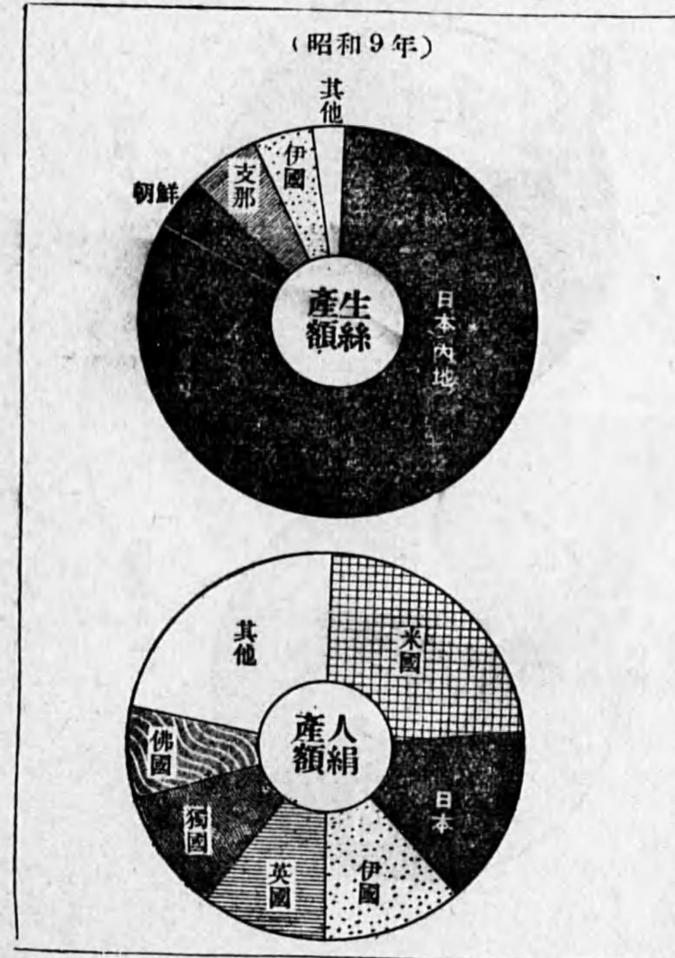


(昭和9/10年)

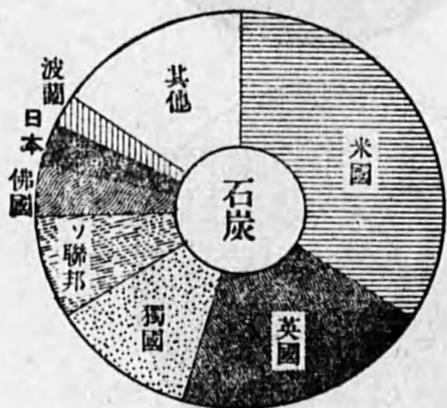
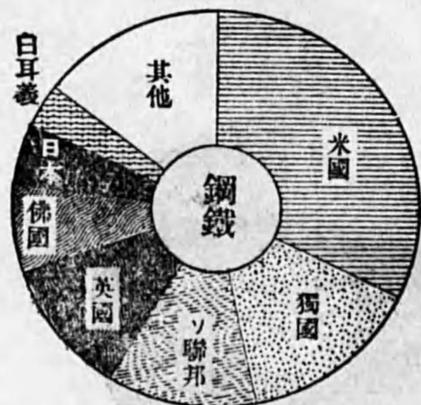


(昭和9/10年)

### 世界生糸及人絹産額

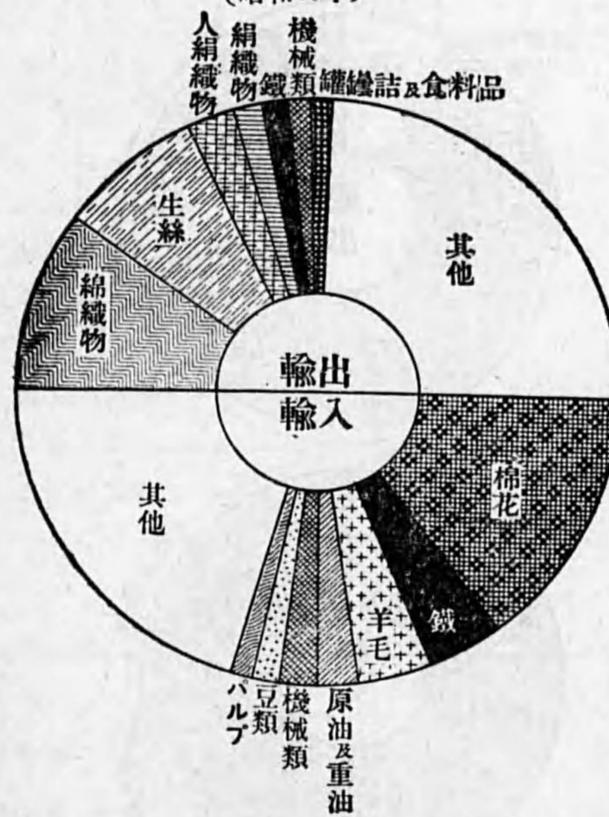


### 世界の鋼鐵及石炭産額

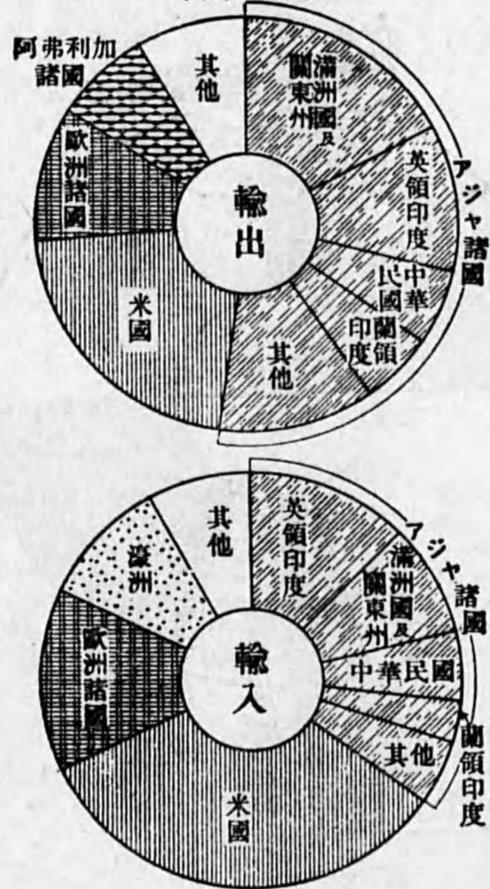


### 本邦貿易品内譯

(昭和10年)



### 本邦貿易相手國別 (昭和10年)



### 帝國の面積

	方軒	%
内地		
本州	230 532	34.1
四國	18 773	2.8
九州	42 079	6.2
北海道	88 775	13.1
琉球	2 386	0.4
計	382 545	56.6
朝鮮	220 776	32.7
臺灣本地	35 847	5.3
澎湖島	127	0
樺太	36 090	5.4
總計	675 385	100.0
關東州	3 462	—
滿鐵附屬地	284	—
南洋	2 149	—

### 帝國領土の膨脹

年次	膨脹面積	合計
日清戰役前		382 545 方軒
日清戰役後	{ 臺灣本地 35 847 澎湖島 127	418 519
日露戰役後	樺太 36 090	454 609
朝鮮合併後	朝鮮 220 776	675 385

### 列國の面積と人口及人口密度

(人口昭和8年末推計)

	面積	人口	密度(一方軒に付)
	千方軒	千人	人
日本(内地).....	383	69 251	181
滿洲.....	1 303	30 880	24
支那(全國).....	7 370	420 611	58
印度(英領).....	4 684	363 100	78
英國(本國).....	244	46 610	191
佛國(本國).....	551	41 900	76
獨逸.....	469	65 350	139
伊國(本國).....	310	42 217	136
ソ聯邦(全國).....	21 176	168 000	8
米國(本國).....	7 839	126 000	16
加奈陀.....	9 542	10 760	1
ブラジル.....	8 525	44 900	5
亞爾然丁.....	2 793	12 030	4
濠洲聯邦.....	7 704	6 657	-0.8
南阿聯邦.....	1 222	8 430	7
在亞細亞主要植民地			
セイロン(英).....	66	5 463	83
海峽植民地.....	4	1 050	263
英領馬來.....	132	3 180	24
英領ボルネオ.....	195	908	5
香港(英).....	1	923	923
印度支那(佛).....	736	22 300	30
蘭領印度.....	1 904	63 500	33
比律賓(米).....	296	12 850	43

### 百年間の列國人口増加 (單位 千人)

	1830年 現在	1870 "	1880 "	1890 "	1900 "
日本.....	1) 30 201	2) 34 806	36 649	39 902	43 847
米國.....	12 866	38 558	50 156	62 948	75 995
英國.....	24 028	31 384	34 885	37 734	41 459
佛國.....	32 569	36 103	37 672	38 348	38 962
獨逸.....	29 768	41 059	45 234	49 428	56 367
伊國.....	21 212	26 801	28 460	30 245	32 475
瑞西.....	5) 2 190	2 655	2 832	2 917	3 315
和蘭.....	2 613	3 580	4 013	4 511	5 104
加奈陀.....	...	3 689	4 325	4 833	5 371
印度.....	...	206 162	253 896	287 315	294 361
濠洲.....	70	1 648	2 250	3 175	3 773
	1910年 現在	1920 "	1930 "	百年間 増加	五十年 間増加
日本.....	49 184	55 473	64 450	34 249	27 801
米國.....	91 972	105 711	122 775	109 909	72 619
英國.....	45 222	3) 44 027	3) 46 035	22 007	11 150
佛國.....	39 605	4) 39 210	4) 41 835	9 266	4 163
獨逸.....	64 926	4) 59 851	1) 65 287	35 519	20 053
伊國.....	34 671	4) 38 711	4) 41 145	19 933	12 685
瑞西.....	3 753	3 880	4 083	1 893	1 251
和蘭.....	5 858	6 865	7 920	5 307	3 907
加奈陀.....	7 207	8 788	10 354	...	6 029
印度.....	315 156	318 942	351 451	...	97 555
濠洲.....	4 455	5 436	6 476	6 406	4 226

1) 文政十一年(1828)人口27 201千人、當時人口調査外に置かれたる公卿武士武家從屬者、無籍者非人等の數を約三百萬人と見て加算す、2) 明治5年(1872)人口 3) 1920年以後アイルランド自由國獨立し英國中に含まず、4) 歐洲大戰後國境に變化あり、此處に掲ぐるは新國境内の人口 5) 1837年人口。

華族戸數

年末	公爵	侯爵	伯爵	子爵	男爵	計
昭和 4	18	39	109	377	406	949
5	19	38	109	377	406	949
6	19	39	110	379	409	956
7	19	39	110	379	410	956
8	19	39	110	379	411	958
9	19	40	103	378	403	953

朝鮮貴族戸數

年末	侯爵	伯爵	子爵	男爵	計
昭和 5	7	3	17	31	58
8	7	3	18	33	61
9	7	3	17	33	60

なほ帝國皇族の禮を以て遇せられる王公族に李王家、及び李鍵公家、李鍋公家あり。

有位者人員 (年末現在 單位人)

	昭和 5	" 9		昭和 5	" 9
從一位…	1	1	從五位…	9 836	11 876
正二位…	28	30	正六位…	11 813	14 447
從二位…	65	66	從六位…	16 826	18 689
正三位…	313	405	正七位…	28 514	31 680
從三位…	658	779	從七位…	48 654	58 907
正四位…	1 480	1 802	正八位…	58 507	84 939
從四位…	2 954	3 815	從八位…	2 007	2 039
正五位…	6 651	8 663	計……	188 307	238 138

貴族院議員 (各年 6 月末)

	昭和 7	" 9		昭和 7	" 9
皇族………	18	18	男爵………	66	66
公爵………	14	16	勅選………	122	125
侯爵………	29	33	學士院………	4	4
伯爵………	18	18	多額納稅者…	66	66
子爵………	66	66	計………	403	412

衆議員議員 (一)

昭和10年12月20日

	議員數	選舉有權者	人口千に付有權者	議員一人に付人口
北海道………	20	千人 572	人 186	千人 153
青森………	6	186	192	161
岩手………	7	212	202	149
宮城………	8	236	191	154
秋田………	7	210	202	148
山形………	8	228	204	140
福島………	11	310	196	143
茨木………	11	327	211	141
栃木………	9	239	200	133
群馬………	9	254	205	138
埼玉………	11	326	213	139
千葉………	11	341	220	140
東京………	31	1 291	203	173
神奈川………	11	369	200	167
新潟………	15	423	212	133
富山………	6	175	219	133
石川………	6	168	219	128
福井………	5	141	218	129
山梨………	5	136	210	129
長野………	13	370	216	132

衆議院議員 (二)

昭和10年12月20日

	議員數	選舉有權者 千人	人口千に付	
			有權者 人	議員一人に付 人口 千人
岐阜.....	9	267	218	136
静岡.....	13	399	205	149
愛知.....	17	586	205	168
三重.....	9	262	223	131
滋賀.....	5	161	226	142
京都.....	11	367	216	155
大阪.....	21	887	206	204
兵庫.....	19	628	215	154
奈良.....	5	137	221	124
和歌山.....	6	195	249	144
鳥取.....	4	107	218	123
島根.....	6	176	236	124
岡山.....	10	304	228	133
広島.....	13	392	217	139
山口.....	9	266	224	132
徳島.....	6	164	225	121
香川.....	6	167	223	125
愛媛.....	9	253	217	129
高知.....	6	165	230	119
福岡.....	18	557	202	153
佐賀.....	6	140	204	114
長崎.....	9	256	198	144
熊本.....	10	238	207	139
大分.....	7	210	214	140
宮崎.....	5	168	204	165
鹿児島.....	12	316	199	133
沖縄.....	5	144	244	118
計.....	466	14 479	208	148
昭和7年2月	466	13 095	200	140
昭和5年2月	466	12 813	198	138

毎回選舉議員及有權者比率 (單位 人)

選舉 回次	年次	議員	有權者	人口千に 付有權者	議員一人に 付有權者
1	明治23	300	433 883	11.5	1 513
2	25	300	435 200	11.0	1 451
3	27(3月)	300	440 031	10.9	1 467
4	27(4月)	300	460 113	11.4	1 534
5	31(3月)	300	453 329	10.9	1 511
6	31(8月)	300	501 459	12.0	1 622
7	35	376	983 193	20.8	2 605
8	36	376	951 860	20.9	2 532
9	37	379	757 788	19.3	1 999
10	41	379	1 528 676	32.8	4 176
11	45	381	1 503 650	29.2	3 947
12	大正4	381	1 546 341	28.8	4 059
13	6	381	1 422 118	25.8	3 733
14	9	464	3 069 787	46.3	6 616
15	昭和13	464	3 288 368	55.6	7 037
16	3	466	12 409 078	199.7	26 629
17	5	466	12 813 192	198.8	27 496
18	7	466	13 075 621	207.3	28 102
*19	10	466	14 110 770	219.0	30 280

總選舉投票者及棄權者 (單位 人)

選舉 年次	投票者		棄權者	有權者百人中	
	有効	無効		投票者	棄權者
大正4	1 417 136	7 567	121 645	92.13	7.87
9	2 633 510	23 095	403 06	86.70	13.30
13	2 972 959	25 362	290 052	91.8	8.82
昭和3	9 866 196	101 836	2 441 056	80.33	19.67
5	10 446 188	98 099	2 107 656	83.34	16.66
7	9 723 116	90 552	2 201 421	81.68	18.32
*10	11 055 598	67 626	2 987 546	78.83	21.17

\* 暫定數、一部僻村を含まず)

毎回選出議員年齢

年 齡	明治36	大正 6	" 13	昭和 3	" 5	" 7	" 10
30—34	24	9	10	4	2	2	2
35—39	65	32	56	24	18	19	20
40—44	84	59	82	64	62	54	33
45—49	103	88	93	103	105	105	85
50—54	64	99	81	92	95	113	109
55—59	19	52	96	79	71	80	89
60以上	17	42	46	98	112	93	123
計	376	381	464	466	466	466	466

毎回選出議員職業別

職 業	明治36	大正 6	" 13	昭和 3	" 5	" 7	" 10
官公吏	1	1	12	41	36	39	36
軍 人	4	—	3	4	3	1	3
醫藥師	9	15	14	10	13	7	7
著述家 及記者	8	28	30	43	38	52	43
辯護士	55	56	64	69	78	79	92
銀行員	16	8	4	5	2	1	1
會社員	13	53	96	92	82	79	90
商 業	34	19	29	9	13	7	11
農林業	126	79	83	76	69	73	80
工 業	9	8	18	5	4	2	10
鑛山業	6	9	5	5	3	6	3
諸教員	—	6	9	7	8	9	13
無 職	72	73	79	65	77	81	42
其 他	23	26	18	35	40	30	35
計	376	381	464	466	446	466	466

無効投票種類別

(昭和7年2月衆議院議員選舉、全國ノ總計) 内務省調査

無 効 理 由	票 數
成規ノ用紙ヲ用キザルモノ……………	1 273
議員候補者ニ外ノ氏名ヲ記シタルモノ……………	12 521
被選舉權ナキ候補者ノ民名ヲ記入シタルモノ…	1 532
候補者氏名外ノ他事ヲ記入シタルモノ……………	17
候補者氏名ヲ自書セザルモノ……………	25 241
候補者氏名ヲ確認シ難キモノ……………	3 929
丸、點又ハ線ナドヲ記セルモノ……………	19 290
白紙ノ儘投函セルモノ……………	4 667
名刺、紙片ヲ貼付セルモノ……………	6 285
印鑑ヲ押捺セルモノ……………	2 710
單ナル雜事ヲ記セルモノ……………	116
其他……………	12 526
總計……………	90 552

衆議院解散一覽

解散年月日	内 閣	事 由
明治 22.12.25	松方内閣	建艦費其他否決
26.12.30	伊藤内閣	對外硬、官紀振肅
27. 6. 2	伊藤内閣	失政上奏案
30.12.25	大隈内閣	内閣不信任案
31. 6.10	伊藤内閣	増稅案否決
35.12.28	桂 内閣	海軍擴張資源否決
36.12.11	桂 内閣	對露外交彈劾奉答文
大正 3.12.25	大隈内閣	朝鮮増師案否決
6. 1.25	寺内内閣	内閣不信任案
9. 2.26	原 内閣	普通選舉法案
13. 1.31	清浦内閣	内閣不信任案
昭和 3. 1.21	田中内閣	内閣不信任案
5. 1.21	濱口内閣	與黨少數
7. 1.21	犬養内閣	與黨少數
10. 1.21	岡田内閣	與黨少數

衆議院議員選舉區 (一)

(選舉法別表)

選舉區	定數	市區及郡	選舉區	定數	市區及郡	
東京	第一	5	神奈川	第一	3	
	第二	5		第二	4	
	第三	4		第三	4	
	第四	4		兵庫	第一	5
	第五	5			第二	4
	第六	5			第三	3
	第七	3			第四	4
京都	第一	5	長崎	第一	5	
	第二	3		第二	4	
	第三	3		第三	4	
大阪	第一	3	新潟	第一	3	
	第二	3		第二	4	
	第三	4		新潟	第一	3
	第四	4			第二	4
	第五	4			第三	3
	第六	3			第四	4

衆議院議員選舉區 (二)

埼玉	第三	5	奈良縣	第二	4	
	第四	3		第三	5	
	第一	4		第一	5	
群馬	第二	4	三重	第二	4	
	第三	3		愛知	第一	5
	第一	5			第二	3
第二	4	第三	3			
千葉	第一	4	靜岡		第四	3
	第二	3			第五	3
	第三	4		第一	5	
茨城	第一	4	山梨	第二	4	
	第二	3		第三	4	
	第三	4		梨	5	
栃木	第一	5	岐阜	第一	3	
				第二	3	

衆議院議員選舉區 (三)

長野	第三	3	津、養老、不破、安八、揖斐、本巢加茂、可兒、土岐、惠那、益田、大野、吉城	岩手	第一	3	盛岡、岩手、紫波
	第一	3	長野、更級、上高井、下高井、上水内、下水内	岩手	第二	4	下閉伊、九戸、二戸、稗貫、和賀、膽澤、江刺、西磐井、東磐井、氣仙、上閉伊
	第二	4	上田、南佐久、北佐久、小縣、埴科	青森	第一	3	青森、東津輕、上北、下北、三戸
	第三	4	諏訪、上伊那、下伊那	青森	第二	3	弘前、西津輕、中津輕、南津輕、北津輕
宮城	第四	3	松本、西筑摩、東筑摩、南安曇、北安曇	山形	第一	4	山形市、米澤市、南村山、東村山、西村山、南置賜、東置賜、西置賜、鶴岡、北村山、最上、東田川、西田川、飽海
	第一	5	仙臺、刈田、柴田、伊具、互理、名取、宮城、黒川、加美、志田、遠田		山形	第二	4
福島	第二	3	玉造、栗原、登米、桃生、牡鹿、本吉	秋田	第一	4	秋田、鹿角、北秋田、山本、南秋田、河邊
	第一	3	福島、郡山、信夫、伊達、安達、安積	秋田	第二	3	由利、仙北、平鹿、雄勝
	第二	5	若松、岩瀬、南會津、北會津、耶麻、河沼、大沼、東白河、西白河、石川、田村、石城、雙葉、相馬	福井	第一	5	全縣一區
富山	第一	3	福島、郡山、信夫、伊達、安達、安積	福井	第二	3	金澤、江沼、能美、石川
	第三	3	石城、雙葉、相馬	石川	第一	3	河北、羽咋、鹿島、鳳至、珠洲
富山	第二	3	石城、雙葉、相馬	石川	第二	3	河北、羽咋、鹿島、鳳至、珠洲
	第三	3	石城、雙葉、相馬	富山	第一	3	富山、上新川、中新川、下新川、婦負
富山	第一	3	石城、雙葉、相馬	富山	第二	3	富山、上新川、中新川、下新川、婦負
	第二	3	石城、雙葉、相馬	富山	第三	3	高岡、射水、氷見、東礪波、西

衆議院議員選舉區 (四)

鳥取	第一	3	松江、八東、能義、仁多、大原	德島	第二	3	有田、日高、西牟婁、東牟婁
	第二	3	飯石、安濃、通摩、邑智、那賀、美濃、鹿足		第一	3	德島、名東、勝浦、那賀、海部、名西、板野、阿波、麻植、美馬、三好
岡山	第一	5	岡山、御津、赤磐、和氣、邑久、上道、真庭、苫田、勝田、英田、久米	香川	第一	3	高松、大川、木田、小豆、香川、丸龜、綾歌、仲多度、三豐
	第二	5	兒島、都窪、淺口、小田、後月、吉備、上房、川上、阿哲		第二	3	高松、大川、木田、小豆、香川、丸龜、綾歌、仲多度、三豐
廣島	第一	4	廣島、佐伯、安佐、山縣、高田、吳、安藝、賀茂、豐田	愛媛	第一	3	松山、溫泉、伊豫、上浮穴、喜多、今治、越智、周桑、新居、宇摩
	第三	5	尾道、福山、御調、世羅、沼隈、深安、蘆品、神石、甲奴、雙三、比婆		第二	3	松山、溫泉、伊豫、上浮穴、喜多、今治、越智、周桑、新居、宇摩
山口	第一	4	下關、宇部、厚狹、豐浦、美禰、大津、阿武	高知	第三	3	宇和島、西宇和、東宇和、北宇和、南宇和
	第二	5	大島、玖珂、熊毛、都濃、佐波、吉敷		第一	3	高知、安藝、香美、長岡、土佐、吾川、高岡、幡多
和歌	第一	3	和歌山、海草、那賀、伊都	福岡	第二	5	福岡、粕屋、宗像、朝倉、筑紫、早良、糸島
	第二	5	大島、玖珂、熊毛、都濃、佐波、吉敷		第一	4	福岡、粕屋、宗像、朝倉、筑紫、早良、糸島
和歌	第一	3	和歌山、海草、那賀、伊都	福岡	第二	5	福岡、粕屋、宗像、朝倉、筑紫、早良、糸島
	第二	5	大島、玖珂、熊毛、都濃、佐波、吉敷		第三	5	若松、八幡、戸畑、遠賀、鞍手、嘉穂、久留米、大牟田、浮羽、三井、三潨、八女、山門、三池
和歌	第一	3	和歌山、海草、那賀、伊都	福岡	第四	4	小倉、門司、企救、田川、京都、筑上
	第二	5	大島、玖珂、熊毛、都濃、佐波、吉敷		第四	4	小倉、門司、企救、田川、京都、筑上

衆議院議員選舉區 (五)

大分	第一	4	大分市、大分、北海部、南海部、大野、直入、玖珠、日田	沖	第一	5	全縣一區
	第二	3	別府、西國東、東國東、速見、下毛、宇佐		第一	5	札幌、小樽、石狩支廳管内、志支廳管内
佐賀	第一	5	佐賀市、佐賀、神崎、三養基、小城	北海道	第二	4	旭川、上川支廳管内、宗谷支廳管内、留萌支廳管内
	第二	5	東松浦、西松浦、杵島、藤津		第三	3	函館、檜山支廳管内、渡島支廳管内
熊本	第一	5	熊本、飽託、玉名、鹿本、菊池、阿蘇		第四	5	室蘭、室知支廳管内、膽振支廳管内、浦河支廳管内
	第二	5	宇土、上益城、下益城、八代、葦北、玖磨、天草		第五	4	釧路、河西支廳管内、釧路國支廳管内、根室支廳管内、網走支廳管内
宮崎	第一	5	全縣一區				
鹿兒島	第一	5	鹿兒島市、鹿兒島、揖宿、川邊、熊毛、日置				
	第二	4	薩摩、出水、伊佐、哈良、甕嶽				
	第三	2	肝屬、大島				

歴代内閣

成立時	存続期間	總理大臣	臨時代理或は兼攝
年月日	年月日		年月
明治 18.12.12	2. 4. 8	伊藤 博文	
21. 4.30	1. 7.24	黒田 清隆	三條實美 (22.15—)
22.12.24	1. 4.12	山縣 有朋	
24. 5. 6	1. 3. 3	松方 正義	
25. 8. 8	4. 1.10	伊藤 博文	黒田清隆 (29.6—)
29. 9.18	1. 4.25	松方 正義	黒田清隆 (30.4—6)
31. 1.12	5.18	伊藤 博文	
31. 6.30	4. 1	大隈 重信	
31.11. 8	1.11.11	山縣 有朋	
33.10.19	7. 5	伊藤 博文	西園寺公望 (33.10—)
34. 6. 2	4. 7. 5	桂 太郎	
39. 1. 7	2. 6. 7	西園寺公望	
41. 7.14	3. 1.16	桂 太郎	
44. 8.30	1. 3.10	西園寺公望	
大正 1.12.21	2. 0	桂 太郎	
2. 2.20	1. 1.17	山本權兵衛	
3. 4.16	2. 5.23	大隈 重信	
5.10. 9	1. 1.20	寺内 正毅	内田康哉 (10.11—)
7. 9.29	3. 1.14	原 敬	
10.11.13	6.29	高橋 是清	内田康哉 (12.8—)
11. 6.12	1. 2.23	加藤友三郎	
12. 9. 2	4. 5	山本權兵衛	
13. 1. 7	5. 4	清浦 奎吾	
13. 6.11	1. 7.16	加藤 高明	若槻禮次郎 (15.1—)
15. 1.30	1. 3.18	若槻禮次郎	
昭和 2. 4.20	2. 2.13	田中 義一	
4. 7. 2	1. 9.13	濱口 雄幸	幣原喜重郎 (5.11-6.3)
6. 4.14	8. 0	若槻禮次郎	
6.12.13	5.15	齋藤 毅	高橋是清 (7.5—)
7. 5.26	2. 1.12	齋藤 實	
9. 7. 8	1. 8. 2	岡田 啓介	
11. 3. 9		廣田 弘毅	

衆議院政黨別議員數 (開會時)

	50議會	51	52	53	54	55
憲政會	159	163	165	1) 232	1) 222	1) 216
政友本黨	115	114	91	}	}	}
政友會	106	136	161			
革新俱樂部	28	2) —	—	—	—	—
新政俱樂部	3) 37	25	26	25	25	4) 3
實業同志會	—	9	9	9	9	—
其他議員	18	17	12	32	16	17
計(定員)	464	464	464	464	464	466
	56議會	57	58	59	60	61
政友會	221	237	173	171	171	303
民政正黨	174	173	271	267	250	144
國民同志會	—	—	—	—	—	—
國民同志會	3	3	6	6	6	—
其他議員	5) 63	5) 51	15	16	23	19
計(定員)	466	466	466	466	466	466
	62議會	63	64	65	66	11年選舉
政友會	301	298	299	291	264	174
民政同盟	144	119	117	119	118	205
國民同盟	—	30	33	32	32	無産 21
其他議員	19	14	10	7	26	66
計(定員)	466	466	466	466	466	466

1)憲政會と政友本黨と合して民政黨となる。2)革新俱樂部は政友會に合併。3)中正俱樂部後に新政俱樂部となる。4)國民同志會。5)床次派を含む。

裁判所

(昭和8年6月現在)

大審院(東京)		控訴院	地方裁判所	區裁判所數		
控訴院	地方裁判所	區裁判所數				
東京	東京……	2	廣島	廣島……	7	
	橫濱……	3		山口……	6	
	浦和……	5		岡山……	7	
	千葉……	8		鳥取……	3	
	水戸……	6		松江……	7	
	宇都宮……	5		松山……	6	
	前橋……	6		長崎	長崎……	8
	静岡……	6			佐賀……	4
	甲府……	3			福岡……	11
	長野……	10			大分……	9
新潟……	10	熊本……	9			
		鹿兒島……	6			
大阪	京都……	6	宮崎……	5		
	大阪……	3	那霸……	2		
	神戸……	10	宮城	仙臺……	6	
	奈良……	4		福島……	6	
	大津……	4		山形……	5	
	和歌山……	5		盛岡……	7	
	徳島……	4		秋田……	7	
	高松……	3		青森……	5	
	名古屋	高知……	4	札幌	札幌……	6
		名古屋……	6		函館……	3
安濃津……		6	旭川……		4	
岐阜……		5	釧路……		5	
福井……		5	樺太……		2	
金澤……		4				
富山……		4	計 7		51	282

裁判所職員

種別	昭和 7	" 8	" 9
法衙數	340	340	341
判事	1 315	1 349	1 370
檢事	619	619	648
試補	156	168	190
書記長	8	8	8
書記	5 028	5 293	6 095
傭人	2 634	2 911	2 939
雇員	4 778	5 040	5 168
計	14 538	15 388	16 418
供託局員	397	359	394
執達吏	624	649	666
辯護士	7 035	5 075	7 032
公證人	280	288	288

民事事件

種別	昭和 7	" 8	" 9
上告	3 596	3 274	4 612
控訴	21 003	19 203	10 565
抗告	5 960	4 039	6 397
一審	255 155	228 209	248 436
督促	431 678	349 993	302 954
和解	29 772	31 896	31 260
強制執行	31 542	28 180	31 523
非訟	65 349	66 029	67 950
借地借家調停	19 233	20 133	20 611
小作調停	3 206	4 891	5 635
商事調停	2 582	2 607	2 434
破産	4 415	3 326	4 964
和議	190	105	151

刑法犯罪名別 (昭和8年)

罪名	死刑	懲役	禁錮	罰金	拘留料科
皇室に不敬	—	4	—	—	—
公務妨害	—	133	16	—	—
逃走	—	15	—	—	—
犯人藏匿及證據隠滅	—	13	—	1	—
騷擾	—	14	—	19	—
放火及失火	—	865	—	41	—
溢水及水利	—	1	—	9	—
往來妨害	—	43	1	6	—
居室侵入	—	340	—	101	—
秘密を侵す	—	—	—	1	—
阿片	—	68	—	—	—
飲料水	—	6	—	1	—
通貨偽造	—	72	—	—	—
文書偽造	—	390	—	33	—
證券偽造	—	323	—	—	—
印章偽造	—	27	—	—	—
偽證	—	156	—	—	—
誣告	—	53	—	—	—
猥褻姦淫重婚	—	280	—	67	4
賭博富籤	—	1 481	—	1 519	181
禮拜所墳墓	—	37	—	4	—
瀆職	—	357	2	161	—
殺人	4	945	—	—	—
傷害	—	2 056	—	874	164
過失傷害	—	—	70	393	1
墮胎	—	143	—	—	—
遺棄	—	13	—	—	—
逮捕監禁	—	17	—	—	—
脅迫	—	109	—	47	—
略取誘拐	—	130	—	—	—
名譽毀損	—	13	2	73	6
信用及業務	—	41	—	46	—
竊盜及強盜	21	20 881	—	—	—
計(其他を加ふ)	25	39 378	91	3 439	358

徴兵成績 (單位 人)

種別	昭和7	" 8	" 9
適齡者.....	789 391	807 043	826 062
検査人員.....	621 844	631 099	641 969
體格 等位			
甲種.....	174 282	178 994	185 432
第一乙種.....	71 556	72 796	72 979
第二乙種.....	125 938	132 631	135 275
丙種.....	207 401	205 777	206 810
丁種.....	41 951	40 141	40 822
戊種.....	716	710	651
家族の自活不能.....	617	493	364
徴兵 延期 及猶豫			
學校在學.....	85 211	88 544	91 133
在外國.....	44 856	47 208	49 131
逃亡所在不明.....	11 535	11 073	11 103
處刑.....	77	115	78
犯罪及裁判中.....	3 289	3 524	3 288
疾病其他.....	5 069	5 371	5 489
不出頭.....	1 629	1 457	1 693
計.....	152 283	15 785	162 279
忌避			
身體毀傷假病等.....	363	222	359
逃亡潛匿等.....	96	84	58
計.....	459	306	417

壯丁教育程度 (單位 人)

	昭和7	" 8	" 9
大學卒業.....	3 741	6 616	9 031
專門學校卒.....	13 188	15 049	16 467
中等學校卒.....	69 147	70 422	72 622
高等小學卒.....	324 204	339 677	356 135
尋常小學卒.....	182 064	174 024	165 240
同中途退學.....	25 323	21 634	18 802
不就學者.....	4 177	3 677	3 672
計.....	621 844	631 099	641 969

現役志願兵 (昭和9年度) (單位 人)

兵種	人員	兵種	人員
歩兵.....	8 259	電信兵.....	211
戰車兵.....	175	飛行兵.....	652
騎兵.....	1 172	氣球兵.....	27
野砲兵.....	695	輜重兵.....	529
山砲兵.....	83	看護兵.....	66
野戰重砲兵.....	284	磨工兵.....	1
騎砲兵.....	10	計.....	12 794
重砲兵.....	138		
高射砲兵.....	65		
工兵.....	268	昭和8年度	13 565
鐵道兵.....	156		

陸軍兵力兵種別 (昭和10年)

兵種・區分	聯(大)隊數	中隊數
歩兵.....	70聯隊	...
戰車兵.....	2聯隊	...
騎兵.....	25聯隊	70
野砲兵.....	15聯隊	90
騎砲兵.....		1大隊 2
山砲兵.....	4聯隊と1大隊	22
野戰重砲兵.....	8聯隊	44
重砲兵.....	3聯隊と8大隊	34
高射砲兵.....	1聯隊と1大隊	5
工兵.....		17大隊 43
鐵道兵.....	2聯隊	16
電信兵.....	2聯隊	16
航空兵	8聯隊	26
飛行兵.....		1隊 2
氣球兵.....		
輜重兵.....	15大隊	30

陸軍常備團隊

師團	旅團	師團	旅團
近衛(東京)	近 1(東京)	第 8(弘前)	4 (弘前)
	2( )		15 (秋田)
第 1(東京)	騎 1(習志野)	第 9(金澤)	騎 3(盛岡)
	砲 4(東京)		6 (金澤)
	1 ( )	第 10(姫路)	18 (敦賀)
	2 ( )		8 (姫路)
第 2(仙臺)	騎 2(習志野)	第 11(善通寺)	33 (岡山)
	砲 3(國府臺)		10 (善通寺)
	3 (仙臺)	第 12(久留米)	22 (徳島)
15 (高田)	12 (福岡)		
第 3(名古屋)	5 (名古屋)	第 14(宇都宮)	24 (久留米)
	29 (静岡)		砲 2(小倉)
	騎 4(豊橋)	第 16(京都)	27 (宇都宮)
砲 1(三島)	28 (高崎)		
第 4(大阪)	7 (大阪)	第 19(羅南)	19 (京都)
	32 (和歌山)		30 (津)
第 5(廣島)	9 (廣島)	第 20(龍山)	37 (咸興)
	21 (山口)		8 (羅南)
第 6(熊本)	11 (熊本)		39 (平壤)
	36 (鹿兒島)		40 (龍山)
第 7(旭川)	13 (旭川)		
	14 (旭川)		

騎は騎兵、砲は野戰重砲兵、其他は歩兵

陸軍航空部隊

飛行第一聯隊	4個中隊	岐阜縣各務ヶ原
飛行第二聯隊	2個中隊	
飛行第三聯隊	3個中隊	滋賀縣八日市
飛行第四聯隊	4個中隊	福岡縣太刀洗
飛行第五聯隊	4個中隊	東京府立川
飛行第六聯隊	3個中隊	朝鮮平壤
飛行第七聯隊	4個中隊	静岡縣濱松
飛行第八聯隊	2個中隊	臺灣恒春
氣球隊	2個中隊	千葉縣

海軍區

海軍區	軍港	所管鎮守府	要港
第一	橫須賀	橫須賀鎮守府	大湊
第二	吳	吳鎮守府	舞鶴
第三	佐世保	佐世保鎮守府	鎮海・馬公
關東洲			旅順
南洋		橫須賀鎮守府	

海軍航空部隊

霞ヶ浦海軍航空隊	茨城縣阿見村
橫須賀航空隊	橫須賀市田浦町
館山航空隊	千葉縣館山北條町
大湊航空隊	青森縣大湊町
吳航空隊	廣島縣廣村
佐伯航空隊	大分縣佐伯町
佐世保航空隊	佐世保市
大村航空隊	長崎縣竹松村(大村町附近)

帝國艦艇數 (一)

年末	軍艦					
	戰艦及巡洋艦		航空母艦		其他	
	隻	千噸	隻	千噸	隻	千噸
昭和 3	36	429.2	4	66.5	27	110.0
4	39	459.2	4	66.5	29	112.1
5	39	462.2	4	66.5	31	113.6
6	41	497.1	4	68.9	31	107.6
7	41	489.5	4	68.4	30	104.1
8	41	489.6	4	68.4	31	114.1
9	44	515.1	4	68.4	33	145.2

### 帝國艦艇數 (二)

驅逐艦		潜水艦		特務艦		掃海艇	
隻	千噸	隻	千噸	隻	千噸	隻	千噸
101	101.9	63	59.6	26	269.3	...	...
106	110.4	64	66.6	25	266.8	...	...
107	115.3	67	67.4	25	266.8	...	...
118	123.8	71	77.8	25	266.8	10	6.7
103	122.5	62	71.4	24	261.6	10	6.7
102	122.9	60	70.5	23	259.9	12	7.5
102	123.3	62	75.1	21	228.8	14	9.3

### 1936年末の日米海軍勢力比較(全保有量)

	日本		噸數比率(%)	米國		
	隻	千噸		隻	千噸	
主力艦.....	9	272.1	60	15	455.4	
航空母艦.....	5	78.4	60	6	131.3	
補助艦	甲級巡洋艦	12	107.8	71	16	152.7
	乙級巡洋艦	17	98.8	89	14	110.5
	驅逐艦.....	76	105.1	70	116	149.4
	潜水艦.....	36	52.6	100	48	52.0
計.....	140	364.3	78	194	464.6	
總計	全保有量...	154	714.7	68	215	1 051.3
	艦齡内.....	150	597.4	81	113	734.6

### 列國の軍事費

	昭和8年度 外國1932 —33	" 9 " 33—34	" 10 " 34—35	
	千圓	千圓	千圓	
日本	軍事費.....	851 894	941 735	10 122 642
	歳出總額.....	2 320 504	2 213 531	2 193 414
	軍事費對總額%	36.71%	42.54%	46.62%
英國	軍事費.....	千ポンド 86 907	千ポンド 91 192	千ポンド 95 794
	歳出總額.....	787 618	700 866	705 724
	軍事費對總額%	11.03%	13.01%	13.57%
米國	軍事費.....	千ドル 797 269	千ドル 869 922	千ドル 841 722
	歳出總額.....	4 268 888	10 045 460	4 639 038
	軍事費對總額%	18.68%	8.66%	18.14%
獨國	軍事費.....	千マ르크 674 470	千マ르크 671 114	千マ르크 894 323
	歳出總額.....	8 219 452	5 927 499	6 458 281
	軍事費對總額%	8.21%	11.32%	13.85%
佛國	軍事費.....	千フラン 9 601 423	千フラン 10 937 933	千フラン 10 821 938
	歳出總額.....	41 097 501	50 486 710	50 162 570
	軍事費對總額%	23.36%	21.67%	21.57%
伊國	軍事費.....	千リラ 5 273 236	千リラ 4 692 547	千リラ 4 394 837
	歳出總額.....	20 059 890	20 614 066	20 636 101
	軍事費對總額%	26.29%	22.76%	21.29%

本邦の條約國 (五十音順)

對手國	條約名稱	對手國	條約名稱
アメリカ合衆國	通商航海條約	デンマーク	通商航海
	著作権保護		特別相互關稅
アフガニスタン	ヤツプ島	トルコ	通商航海
	修好	ドイツ	通商
アルゼンチン	修好通商航海	ノルウエー	通商航海
アルバニア	修好通商	ノルウエー	特別相互關稅
イギリス	通商航海	パラグアイ	通商條約
	同上補足	フィンランド	通商航海
イタリー	通商航海	フランス	日佛
エクアドル	修好航海		日本印度支那通商
オーストリア	通商航海	佛領印度支那宣	
オランダ	通商航海	言	
ギリシヤ	條約通商航海	ブラジル	修好通商
コロンビア	修好通商	ベルギー	通商航海
シヤム	通商航海	ペルー	修好通商航海
スウエーデン	居住通商	ボリビア	通商
	司法的解決	ポーランド	通商航海
スペイン	通商航海	滿洲國	新奉及吉長鐵道
	特別相互關稅		協約
ソ聯邦	修好交通	滿洲國	南滿洲及東部內
	特別通商		蒙古條約
中華民國	日露基本	メキシコ	日滿議定書
	漁業		日滿經濟共同委
チエツコ	小包郵便	ラトヴィア	員會協定
	通商航海		通商航海
チリ	同上追加	ラトヴィア	同公文交換
	關稅協定		通商航海
	郵便物交換	ユーゴスラビア	通商航海
	通商	ラトヴィア	通商航海
	修好通商	リトワニア	通商航海

國際聯盟加入國と脱退國

國名	加入年次	經費分擔口數	國名	加入年次	經費分擔口數
中華民國	1920	49	瑞西	1920	17
シヤム	"	9	埃地利	"	8
ベルシヤ	"	5	洪牙利	1922	6
アフガニスタン	1934	1	チエツコ	1920	29
イラーク	1932	3	ユーゴスラブ	"	20
土耳其	"	10	ルーマニア	"	22
英本國	1920	105	ブルガリア	"	5
印度	"	56	アルバニア	"	1
愛蘭	1923	10	希臘	"	7
加奈陀	1920	35	エチオピア	1923	2
濠洲聯邦	"	27	リベリア	1920	1
新西蘭	1922	10	メキシコ	1931	14
南阿聯邦	1920	15	グアテマラ	1920	1
佛蘭西	"	79	サルヴァドル	1924	1
伊太利	1920	60	ボンヂユラス	1920	1
ソ聯邦	1934	79	ニカラグア	"	1
西班牙	1920	40	パナマ	"	1
葡萄牙	"	6	キューバ	"	9
白耳義	"	18	ハイチ	"	1
ルクセンブルグ	"	1	ドミニカ	1924	1
和蘭	"	23	ヴェネゼラ	1920	5
丁祿	"	12	コロンビア	"	6
瑞典	"	18	ペルー	"	9
諾威	"	9	ボリヴィア	"	4
芬蘭	"	10	アルゼンチン	"	29
ラトヴィア	1921	3	智利	"	14
エストニア	"	3	パラグアイ	"	1
リトワニア	"	4	ウルグアイ	"	7
波蘭	1920	32			

伯國及西班牙は1926年、墨國は1932年、日本は33年3月獨逸は同年10月脱退を聲明す、この後西班牙は聲明を取消す。

本邦國富推定額累年 (單位百萬圓)

	明治38	大正 2	大正 8	昭和 5
土地	8 398	13 795	33 036	41 091
建物	2 331	3 632	8 560	22 843
所藏財貨	2 056	4 201	13 556	18 847
內家具家財	( 873)	( 1 566)	( 4 424)	(12 473)
生產品	( 873)	( 1 888)	( 6 773)	( 5 458)
鑄貨及金銀地金	( 311)	( 747)	( 2 360)	( 917)
樹木	3 995	1 760	4 534	6 707
鑛山	1 169	1 469	6 413	6 500
其他	4 641	7 187	19 929	14 200
計	22 590	32 043	86 077	110 188
國民一人當リ	514	600	1 530	1 710

本邦國富推定額 (昭和5年)(單位 百萬圓)

	總額	官有	公有	私有
土地	41 091	3 125	1 412	36 554
鑛山	6 499	5	—	6 495
港灣及運河	343	247	95	1
橋梁	483	10	473	—
樹木	6 706	2 119	543	4 045
家畜及家禽	346	23	0	323
建物	22 843	888	1 223	20 732
工業用機械器具	1 809	145	—	1 664
鐵道及軌道	3 598	2 586	258	754
諸車及航空機	660	347	17	296
船舶	2 060	1 049	10	1 002
電氣及瓦斯供給設備	1 905	76	129	1 699
電信電話設備	199	196	—	3
水道設備	352	3	343	6
所藏財貨	18 847	832	321	17 694
雜	2 251	2 055	14	181
對外債權債務差額	192	-238	-203	633
總計	110 188	13 469	4 635	92 083

一般會計歲出入累年比較

(單位 百萬圓)

	歲入	歲出	歲入超過
昭和 2	2 062.8	1 765.7	297.0
△ 3	2 005.7	1 814.9	190.8
△ 4	1 826.4	1 136.3	90.1
△ 5	1 597.0	1 557.9	39.1
△ 6	1 531.1	1 476.9	54.2
△ 7	2 045.3	1 950.1	95.1
△ 8	2 331.8	2 254.7	77.1
△ 9	2 247.0	2 163.0	84.0
△ 10*	2 215.4	2 215.4	—
△ 11*	2 278.1	2 276.1	—

△は現計。\*は豫算。9年度より通信事業は特別會計となる。

一般會計歲入 (款項別)

(單位 百萬圓)

	昭和 8	△ 9	△ 10	△ 11	
經常部	租稅	748.6	775.3	828.7	924.8
	印紙收入	73.8	73.6	82.2	79.9
	官業及官有	—	—	—	—
	財產收入	495.2	254.9	276.4	291.9
	其他	73.8	144.7	148.3	—
計	1 391.4	1 234.5	1 335.6	1 451.8	
臨時部	公債金	753.0	742.5	771.7	—
	前年度剩餘金	95.1	77.1	7.0	—
	其他	92.2	64.5	101.1	—
計	940.3	904.1	879.8	—	
總計	2 331.8	2 247.0	2 215.4	—	

一般會計歳出 (所管省別)  
(單位 百萬圓)

	昭和 8	9	10	11
皇室費	4.5	4.5	4.5	4.5
外務省	30.7	28.0	29.7	31.7
內務省	235.0	216.1	161.4	184.3
大藏省	404.4	468.7	473.4	491.5
陸軍省	462.6	453.2	493.0	507.5
海軍省	410.0	488.5	529.8	551.9
司法省	37.2	35.9	38.2	39.6
文部省	152.1	155.2	148.2	142.5
農林省	122.0	132.6	91.5	90.2
商工省	12.8	13.8	13.5	13.9
逓信省	353.2	189.9	189.9	196.5
拓務省	30.0	27.1	20.5	19.0
合計	2 254.7	2 248.5	2 193.4	2 278.1

鐵道省は特別會計に屬するを以て茲に掲げず。  
昭和 9 年度より通信事業は特別會計となる。

國債現在高

(單位 百萬圓) (各年3月末)

	昭和 7	8	9	10
內國債	4 415.1	5 663.8	6 724.4	7 687.5
外國債	1 472.6	1 390.4	1 414.6	1 402.9
大藏省證券	148.3	100.0	—	—
米穀證券	75.7	220.4	543.6	522.4
計	6 411.7	7 374.6	8 682.6	9 612.8
	円	円	円	円
國民一人當り	72.1	85.4	100.0	112.7
{ 內債	22.5	21.0	21.0	20.6
{ 外債	—	—	—	—
借入金	641.6	536.4	213.9	166.9

特別會計歳入歳出豫算 (一)

(單位 千圓)

	昭和 9 年度		" 10 年度	
	歳入	歳出	歳入	歳出
對支文化事業	9 324	2 999	8 700	2 957
健康保險	18 749	18 749	28 296	28 296
勞働者災害扶 助責任保險	1 382	1 382	2 710	2 710
造幣局	11 629	6 514	13 219	8 936
同資金部	12 479	15 428	9 439	21 596
印刷局	9 120	7 035	9 198	7 114
專賣局	352 331	162 651	373 381	181 372
大藏省預金部	164 840	116 404	174 813	124 134
教育基金	22	—	22	—
國債整理基金	3 279 767	3 279 767	4 281 660	4 281 660
公債金	977 037	977 087	826 152	826 152
國有財産整理 資金	6 259	6 259	5 629	5 629
教育改善及農 村振興基金	7 713	8 045	5 308	6 233
陸軍造兵廠	130 110	130 110	120 789	120 789
千住製絨所	6 564	6 559	6 098	6 093
海軍工廠資金	82 320	82 568	90 344	89 560
海軍火藥廠	8 036	8 036	8 247	8 247
海軍燃料廠	24 094	23 744	24 791	24 441
帝國大學	28 617	28 617	28 553	28 553
同資金部	897	3 122	2 018	4 477
官立大學	13 207	13 207	12 398	12 398
同資金部	325	905	498	1 235
學校及圖書館	17 033	17 033	17 378	17 378
同資金部	383	1 341	333	1 281
米穀需要調節	168 749	168 749	282 734	282 734

特別會計歳入歳出豫算 (二)

(單位 千圓)

	昭和9年度		" 10 年度	
	歳入	歳出	歳入	歳出
家畜再保險.....	404	404	468	468
通信事業 { 資本勘定...	38 871	36 544	51 368	51 368
{ 用品勘定...	35 699	35 699	43 033	43 033
{ 作業勘定...	277 818	265 562	296 010	274 600
簡易生命保險.....	223 533	156 238	250 517	147 841
郵便年金.....	13 620	5 719	15 629	6 271
帝國鐵道 { 資本勘定...	113 133	124 760	141 283	161 112
{ 用品勘定...	188 160	188 160	204 723	204 723
{ 作業勘定...	674 888	611 754	749 160	647 872
朝鮮總督府 { 經常部.....	—	—	240 463	209 646
{ 臨時部.....	—	—	47 885	78 703
計.....	262 979	262 979	288 349	288 349
朝鮮鐵道用品.....	16 818	16 818	20 335	20 335
朝鮮簡易生命保險.....	6 442	3 721	7 802	4 532
臺灣總督府 { 經常部.....	—	—	107 661	92 385
{ 臨時部.....	—	—	11 319	26 595
計.....	110 821	110 821	118 980	118 980
臺灣鐵道用品.....	6 000	6 000	6 600	6 600
關東局.....	22 911	22 911	24 738	24 738
樺太廳.....	25 929	25 929	28 537	28 537
南洋廳.....	5 636	5 636	5 978	5 978

租稅歳入内譯 (單位 千圓)

	昭和8	" 9	" 10
所得稅.....	159 707	165 077	195 888
地租.....	58 137	53 265	57 922
營業收益稅.....	40 386	44 225	50 500
資本利子稅.....	14 634	14 443	14 904
相續稅.....	25 595	28 782	28 984
鑛業稅.....	3 557	3 297	3 903
酒稅.....	203 865	218 572	212 562
清涼飲料稅.....	3 203	3 409	3 587
砂糖消費稅.....	72 522	74 429	78 029
織物消費稅.....	29 441	30 670	33 468
取引所稅.....	16 241	17 492	16 526
關稅.....	113 963	114 273	129 956
噸稅.....	2 300	2 329	2 512
營業稅.....	10	—	—
計.....	748 567	775 263	823 742

官業及官有財産收入 (單位 千圓)

	昭和8	" 9	" 10
郵便電信電話收入... 1)	261 715	—	—
森林收入.....	33 316	35 127	41 075
專賣局益金.....	179 267	188 155	195 711
印刷局益金.....	2 198	2 085	2 035
千住製絨所益金.....	5	5	5
海軍工廠資金益金.....	617	1 240	1 240
海軍燃料廠益金.....	2	350	350
官有物貨下料.....	725	529	555
配當金收入.....	9 598	21 662	21 540
刑務所收入.....	7 805	5 771	8 849
計.....	495 247	254 924	276 410

昭和8年は決算額、同9、10年は豫算額。1)昭和9年度より通信事業特別金納付金として別計となる。

世界の米産額 (単位 千石)

	昭和7-8	" 8-9	" 9-10
内地.....	8 624	10 117	9 621
日本 { 朝鮮.....	2 334	2 598	3 103
臺灣.....	1 278	1 194	1 644
計.....	12 236	13 909	4 368
英領印度.....	47 146	46 030	45 509
印度支那.....	5 858	5 825	...
蘭領印度.....	5 401	5 060	...
シヤム.....	5 116	4 829	5 184
比律賓.....	2 105	...	...
世界計(其他共)...	89 100	90 500	86 000

支那の産額は約 4 300 萬石と推算される。

本邦分は 1 石 = 0.07 石で換算。

世界の小麦産額 (単位 千石)

	昭和 9-10	10-11		昭和 9-10	10-11
* 内地.....	1 594	1 712	ルーマニア...	871	924
日本 { 朝鮮.....	1 049	1 178	カナダ.....	1 388	1 905
計.....	2 642	2 890	波蘭.....	1 453	1 474
ソ連邦.....	6 840	...	チェッコ.....	1 034	1 061
獨逸.....	3 204	3 355	世界計		
米國.....	2 577	6 357	(其他共).....	37 940	...
西班牙.....	2 819	1 983			

\* 裸麦を含む。

小麦の産額

(単位 千石)

	昭和7-8	" 8-9	" 9-10	" 10-11
内地.....	892	1 099	1 297	1 326
日本 { 朝鮮.....	244	242	254	265
臺灣.....	0.7	...	...	...
滿洲國.....	1 133	1 430	639	936
米國.....	20 251	14 397	1 512	16 405
ソ連邦.....	20 250	27 730	50 410	...
カナダ.....	12 058	7 672	7 508	7 456
英領印度.....	9 169	9 591	9 565	9 880
佛國.....	9 077	9 861	9 213	7 587
伊國.....	7 537	8 110	6 343	7 715
アルゼンチン...	6 556	7 787	6 550	3 920
獨逸.....	5 003	5 604	4 533	4 673
西班牙.....	5 013	3 762	5 085	4 190
濠洲.....	5 822	4 773	3 659	3 810
ルーマニア.....	1 512	3 241	2 084	2 625
南斯拉ビヤ.....	1 455	2 629	1 860	1 990
ハンガリー.....	1 754	2 622	1 764	2 013
トルコ.....	1 877	2 712	2 714	2 452
チェッコ.....	1 463	1 984	1 361	1 690
波蘭.....	1 346	2 174	2 080	1 987
英國.....	1 187	1 699	1 776	1 649
ブルガリヤ.....	1 309	1 509	1 078	1 304
世界計(其他共)	124 920	131 180	124 150	...

繭の産額 (単位 趙)

	昭和 7	" 8	" 9	" 10
日本.....	335 813	379 676	32 700	307 748
朝鮮.....	22 241	25 051	22 989	21 318
支那 <sup>1)</sup> .....	47 324	54 210	...	...
印度支那(交趾).....	13 125	15 456	...	...
シリア・レバノン.....	1 730	1 845	1 200	730
土耳其.....	1 225	1 892	...	...
ブルガリヤ.....	1 304	1 364	1 385	1 200
佛國.....	987	943	975	657
伊國.....	38 246	34 531	28 857	17 800
西班牙.....	544	460	...	...
世界總計*.....	430 700	481 000	...	...

1) 輸出額。\* 支那を除く。

生絲の産額 (単位 趙)

	昭和 7	" 8	" 9
日本.....	41 590	42 161	45 245
朝鮮.....	1 264	1 596	2 126
支那(輸出).....	4 165	4 629	3 127
トルコ.....	140	190	...
シリア及キプロス.....	146	116	...
伊太利.....	3 775	3 403	2 625
希臘.....	215	215	310
伊國.....	75	76	77
ソ聯邦.....	* 850	* 1 230	...
世界計(其他共).....	52 620	54 050	* 54 900

\* 概算。

世界の人造絹絲産額

(単位 趙)

	昭和 7	" 8	" 9
日本.....	29 204	41 018	62 488
米國.....	61 152	94 589	95 406
英國.....	32 890	38 140	42 230
伊國.....	32 071	37 154	43 251
獨逸.....	28 173	30 000	41 550
佛國.....	23 000	25 500	32 050
和蘭.....	9 000	8 700	9 950
瑞西.....	4 000	4 165	4 620
其他.....	20 710	23 666	77 225
計.....	240 200	349 680	413 770

世界の羊毛産額 (単位 千趙)

	昭和 7	" 8	" 9
濠洲.....	466.3	410.5	462.7
南阿聯邦.....	146.1	122.5	113.4
英領地 { 新西蘭.....	130.8	117.9	132.5
英本國.....	53.1	54.0	51.7
英領印度.....	45.0	40.4	45.9
カナダ.....	9.3	8.7	8.9
計.....	850.5	754.0	815.1
米國.....	197.3	204.3	198.8
亞爾然丁.....	162.8	166.9	171.6
ソ聯邦.....	63.5	62.0	63.5
ウルグアイ(概算).....	54.4	59.0	59.0
ルーマニア.....	25.2	25.0	...
世界總計(其他共).....	1670.0	1416.1	...

### 世界棉花消費

(昭和8—9年) (單位 千俵)

	米國棉	印度棉	埃及棉	其他棉	計
日本.....	1 781	1 224	58	189	3 252
米國.....	5 554	14	69	33	5 670
英領印度.....	40	2 229	42	203	2 514
英國.....	1 461	234	366	407	2 470
支那.....	417	185	19	1 762	2 383
ソ聯邦.....	60	33	—	1 792	1 885
獨逸.....	1 056	190	146	132	1 524
佛國.....	747	194	119	72	1 134
伊國.....	639	146	77	12	874
ブラジル.....	—	—	—	513	513
西班牙.....	288	60	49	9	406
チェッコ.....	217	31	30	16	294
白耳義.....	148	84	5	42	279
カナダ.....	219	—	10	—	229
波蘭.....	227	23	25	4	279
世界計(其他共).....	13 539	4 770	1 108	5 671	25 094
重量換算	千疋	千疋	千疋	千疋	千疋
日本.....	409	220	20	26	675
米國.....	1 278	3	23	4	1 308
英國.....	336	42	124	55	557
印度.....	9	401	14	27	451
支那.....	96	33	6	238	373

重量換算は米國棉一俵230疋、印度棉一俵180疋、埃及棉一俵340疋、其他棉一俵130疋として換算す。

### 世界紡績錘數

(各年 7 月末現在) (單位 千錘)

	昭和 7	" 8	" 9
日本.....	7 798	9 209	9 115
英國.....	51 908	49 001	45 893
米國.....	31 709	30 894	30 938
獨逸.....	10 233	9 850	10 109
佛國.....	10 144	10 144	10 170
英領印度.....	9 312	9 506	9 572
ソ聯邦.....	9 200	9 200	9 800
伊國.....	5 392	5 338	5 487
支那.....	4 285	4 535	4 680
チェッコ.....	3 622	3 627	3 627
ブラジル.....	2 690	2 620	2 702
白耳義.....	2 156	2 087	2 106
西班牙.....	2 070	2 070	2 070
世界計(其他共).....	161 016	157 755	156 882

### 日英綿布輸出高

(單位 百萬平方ヤード)

		輸出總額			内東洋への輸出		
		英國	日本	英國 100 到付日本	英國	日本	英國 100 到付日本
大和	2	7 053	320	4.5	4 369	280	6.4
昭正	3	3 687	1 419	37	2 003	1 237	63
"	6	1 716	1 414	82	468	1 033	222
"	7	2 198	2 032	92	809	1 456	180
"	8	2 031	2 090	103	587	1 363	232
"	9	1 995	2 577	139	631	1 472	233

### 列國の林業

	調査年	森林面積 千ヘクタール	木材伐採高	
			総額 千立方メートル	左の内 用材 千立方メートル
日本	1931	19 879	1) 43 679	13 596
ソ連邦	26	670 797	183 292	2) 36 663
米國	28	189 992	...	80 566
カナダ	29	298 221	87 526	3) 32 979
芬蘭	27	25 263	46 700	43 800
瑞典	23—29	23 181	4) 47 700	37 300
獨逸	27	12 654	49 643	24 936
諾威	27	10 950	9 000	6 226
佛國	30	10 370	25 400	7 000
濠洲	29—30	9 915	...	5) 1 144
波蘭	26	8 944	21 413	...
ユーゴスラビヤ	25	7 596	12 400	4 836
トルコ	25	7 434	...	993
ルーマニア	25—30	7 134	20 848	8 983
西班牙	28—29	5 166	...	441
伊國	30	4 981	6) 20 000	6) 2 000
チェッコ	20	4 653	4) 14 600	7 796
南阿聯邦	28	4 133	...	453

- 1) 薪炭材は層積の7割を實高と看做す。
- 2) 建築用材のみ。他に鐵道枕木 3 300 千立方メートル、薪炭材 193 300 立方メートル。
- 3) 枝を除いた材積。 4) 一ヶ年平均成長材積。
- 5) 製材高。 6) 推算。

### 列國の家畜在高

(單位 千頭)

#### 牛

國名	年次	頭數	國名	年次	頭數
英印(直轄州)...	7	121 373	伊國	5	7 039
米國	10	60 667	マダガスカル	8	6 169
ブラジル	6	42 539	タンガニカ	7	5 336
ソ連邦	8	38 592	土耳其	9	5 169
亞爾然丁	5	32 212	シヤム	8	5 120
支那 <sup>1)</sup>	8	22 246	蘭領印度	8	4 962
獨逸	9	19 198	チェッコ	10	4 303
佛國	9	15 704	新西蘭	9	4 301
濠洲	7	12 783	ルーマニア	7	4 189
南阿聯邦	5	10 574	西班牙	7	4 164
墨國	5	10 083	愛蘭自由國	8	4 137
波蘭	8	8 985	キューバ	4	4 033
カナダ	9	8 999	南スラビヤ	9	3 990
英國	8	8 643	丁抹	8	3 185
コロムビヤ	9	7 972	瑞典	8	3 086
ウルグアイ	5	7 372	滿洲國	8	1 755

年次は昭和を略す。以下同じ。1) 水牛を含む。

#### 馬

ソ連邦	8	16 645	佛國	9	2 838
米國	10	11 827	滿洲國	8	2 037
亞爾然丁	5	9 858	ルーマニア	7	2 034
ブラジル	6	6 828	濠洲	7	1 756
波蘭	8	3 773	英印(直轄州)	7	1 674
獨逸	9	3 360	日本内地	9	1 464
カナダ	9	2 964	英國	8	1 155

豚

日本	{	内地	9	981	カナダ	9	3 661
		朝鮮	9	1 584	亞爾然丁	5	3 769
		臺灣	9	1 836	英國	8	3 507
支那			8	94 344	墨國	9	3 698
米國			10	37 007	ハンガリヤ	10	3 176
獨逸			9	23 170	チエツゴ	10	3 035
ブラジル			6	22 090	伊國	5	3 318
ソ聯邦			8	12 036	ルーマニヤ	7	2 964
佛國			9	7 044	埃國	9	2 823
滿洲國			8	5 274	南斯拉ビヤ	9	2 792
波蘭			8	5 753	比律賓	8	2 702
西班牙			7	5 048	和蘭	9	2 022
丁抹			8	4 477	瑞典	8	1 790

綿羊

日本(内地)	9	36	土耳其	9	10 719
濠洲	7	112 927	ペルー	4	11 209
ソ聯邦 <sup>1)</sup>	8	50 551	ブラジル	6	10 702
米國	10	49 766	伊國	5	10 268
南阿聯邦	5	48 358	南斯拉ビヤ	9	8 868
亞爾然丁	5	44 413	モロツゴ(佛)	8	8 591
新西蘭	9	28 967	希臘	8	7 427
英國	8	26 651	チリ	5	6 264
英印(直轄州)	7	25 286	アルゼリヤ	10	5 845
西班牙	7	16 471	獨逸	9	3 483
ウルグアイ	5	15 406	カナダ	9	3 424
支那 <sup>1)</sup>	8	19 418	愛蘭自由國	8	3 405
ルーマニヤ	7	12 294			

1) 山羊を含む。

世界の漁獲高

	調査年次	數量(千噸)	金數(百萬圓)		
日本	{	内地	1932	3 391	218
		其他 <sup>1)</sup>	"	1 811	111
		計	"	5 202	329
ソ聯邦			31	1 428	170
支那			"	723	150
英本國			32	1 042	158
米國(アラスカを含む)			"	1 205	155
諸威			"	1 004	33
シヤム			...	900	80
カナダ			32	342	24
獨逸			"	371	27
西班牙			31	309	103
佛國			"	288	84
印度支那			30	258	8
葡萄牙			31	183	14
アイスランド			"	232	14
和蘭			32	198	16
丁抹			31	90	18
伊國			"	95	51
ニューファンランド			"	90	21
瑞典			32	87	13
英領馬來			31	58	6
比律賓及布哇			...	50	12
上記以外	{	印度洋沿岸	...	900	40
		中南米及西印度	...	309	40
		アフリカ	...	146	82
		歐洲諸國	...	187	150
		大洋洲	...	54	20
世界總計			...	12 982	1 816

1) 植民地漁業、トロール、捕鯨、露領出漁を含む。

世界金産額 (単位 噸)

	昭和7	" 8	" 9
日本			
内地	13	14	15
朝鮮	10	12	12
臺灣	0.8	0.7	1
計	24	26	29
南阿聯邦	360	343	326
カナダ	95	92	92
英領ローデシヤ	18	20	22
濠洲	22	26	27
印度	10	10	10
米國及アラスカ	72	72	85
墨國	18	20	21
ソ聯邦	59	88	125
總計(其他共)	755	794	848

\* 推算。

世界の銀産額 (単位 噸)

	昭和8	" 9		昭和8	" 9
日本	210	249	濠洲	336	370
(内地)	186	217	ボリビヤ	170	162
(朝鮮)	22	31	英領印度	189	180
(臺灣)	0.2	0.3	獨逸	197	...
メキシコ	2118	2306	西班牙	91	...
米國	719	822	蘭領印度	27	24
カナダ	42	504	南阿聯邦	33	31
ペルー	228	273	チェツコ	31	...
			總計(其他共)	5206	5664

\* 推算。

世界の鐵鋼産額 (単位 千噸)

	銑鐵		鋼鐵	
	昭和8	" 9	昭和8	" 9
日本*	2028	2414	3096	3903
米國	13434	16300	23446	26370
ソ聯邦	7133	10400	6852	9600
佛國	6324	6155	6531	6147
獨逸	5267	8742	7586	11896
英國	4190	6074	7115	9002
白耳義	2745	2907	2742	2948
ルクセンブルグ	1888	1955	1845	1932
ザール地方	1592	1826	1671	1944
英領印度	1075	...	709	813
伊國	553	573	1784	1850
波蘭	306	382	833	856
チェツコ	502	600	747	953
瑞典	347	558	630	861
世界計(其他共)	49100	62600	67600	81850

\* 本邦分には朝鮮及滿洲の邦人工場産額を含む。

(製鍊額) 世界の銅産額 (単位 千噸)

	昭和8	" 9		昭和8	" 9
日本(内地)	69.0	67.0	南スラブ	40.3	44.4
米國	227.2	241.0	ペルー	24.6	27.2
チリ	157.2	247.0	ソ聯邦	37.5	...
白領コンゴ	66.5	110.0	メキシコ	39.6	44.3
カナダ	118.1	151.9	西班牙	17.3	...
北ロデシヤ	105.9	140.1	其他	90.0	...
獨逸	49.8	52.6	總計	1043.0	1280.0

\* 概算。

### 世界の石炭産額

(単位 百萬噸)

	昭和8	" 9		昭和8	" 9
日本(内地)...	32.5	35.9	英領印度.....	18.5	20.5
滿洲國.....	9.1	...	和蘭.....	12.6	12.3
米國.....	347.6	376.4	チエツコ.....	10.5	10.3
英國.....	210.4	224.5	ザール地方...	10.6	11.3
獨逸.....	109.7	125.0	支那*.....	18.7	...
佛國.....	46.9	47.6	南阿聯邦.....	10.7	12.2
ソ聯邦.....	75.8	93.5	カナダ.....	7.7	9.6
波蘭.....	27.4	29.2	其他.....	32.3	...
白耳義.....	25.3	26.4	世界計.....	1006.3	1100.0

\* 印前年分。

### 世界の原油産額

(単位 百萬バレル)

	昭和9	" 10		昭和9	" 10
日本.....	1.8	1.9	コロンピヤ...	17.3	18.0
北樺太.....	1.8	2.4	アルゼンチン	14.0	14.7
米國.....	909.3	982.0	トリニダード	10.9	11.3
ソ聯邦.....	175.1	168.0	ペルー.....	14.1	16.4
ベネズエラ...	137.7	149.0	英領印度.....	9.0	9.0
ルーマニヤ...	62.0	61.4	波蘭.....	3.9	3.7
波斯.....	57.8	51.4	イラク.....	4.0	25.0
蘭領印度.....	45.5	43.0	其他.....	9.6	12.8
墨國.....	38.2	40.0	世界計.....	1512.0	1610.0

\* 概算。1バレル=42米國ガロン=8.8斗

### 品目別工業生産高 (一)

(常時職工五人以上の工場)

(昭和8年) (単位 百萬圓)

	金額		金額
<b>紡織工業</b>		アルミニウム	14.5
生絲.....	480.4	真鍮.....	36.2
玉絲.....	10.6	*鑄物.....	87.4
生皮苧.....	13.6	釘類.....	17.9
*綿絲.....	677.5	網索.....	9.7
*紡績絹織絲...	51.6	ブリキ罐.....	29.5
麻絲.....	17.5	其他金屬板...	18.4
毛絲.....	191.2	建築橋梁材...	30.4
棉撚絲.....	21.1	アルミニウム器	10.8
絹撚絲.....	14.3	鍍金製品.....	52.8
*綿織物.....	609.5	其他共計.....	887.7
*絹織物.....	192.7		
絹綿交織物...	8.4	<b>機械器具工業</b>	
麻織物(交織物)	14.3	蒸気罐.....	11.6
*毛織物.....	154.6	内燃機關.....	48.1
*人絹織物.....	106.4	發電機.....	7.7
*莫大小.....	62.3	電動機.....	21.6
製綿.....	25.5	變壓機.....	10.0
其他共計.....	2 696.1	電機.....	17.9
		電信電話機...	27.0
<b>金屬工業</b>		電池.....	11.5
鉄鐵.....	8.6	紡織機械器具...	44.2
*鋼.....	309.1	金屬工機械...	15.4
特殊鋼.....	22.3	化學工業機械...	14.3
銅.....	75.9	印刷製本機械...	7.0
亜鉛.....	12.6	唧筒.....	9.7
鉛.....	8.6	度量衡器.....	8.8

\* 印を附せるものは次の「主な工業生産物」に詳掲す。

品目別工業生産高 (二)

(常時職工五人以上の工場)  
(昭和8年) (単位 百萬圓)

	金額		金額
計器.....	13.3	工 苛性曹達...	22.0
*時計.....	8.4	業 } カーバイト	16.5
*電球.....	22.0	薬 } 壓縮酸素...	4.8
楽器.....	4.8	品 } アンモニ...	23.8
兵器類.....	32.2	ヤ瓦斯	
機關車.....	9.7	其他共計...	205.1
客車貨車.....	7.1	合成染料.....	24.0
*自動車.....	60.3	同上 中間物...	34.0
*船舶.....	38.4	ワニス.....	6.0
航空機.....	—	ペイント.....	12.4
車輪、車軸、車承	14.3	顔料.....	28.7
其他共計.....	805.1	石鹼.....	37.7
窯業		化粧品品.....	35.2
*陶磁器.....	33.1	礦油類.....	78.0
*硝子類.....	52.5	植物油脂.....	44.3
煉瓦.....	10.5	樟腦.....	6.3
屋根瓦.....	4.0	蠟燭.....	5.4
セメント.....	85.1	加工油.....	20.6
セメント製品...	6.4	*ゴム製品.....	86.7
珐瑯鐵器.....	12.0	蓄音器レコード	11.6
其他共計.....	212.5	爆藥.....	10.1
化學工業		薄荷.....	6.6
醫藥.....	30.9	パルプ.....	7.5
*賣藥類.....	44.7	紙類.....	168.5
硫酸.....	31.0	セルロイド.....	24.2
曹達灰.....	26.9	*人造絹絲.....	104.1
		植物質肥料.....	28.9
		動物質肥料.....	4.6
		鐵物質肥料.....	172.5

品目別工業生産高 (三)

(常時職工五人以上の工場)  
(昭和8年) (単位 百萬圓)

	金額		金額
調合肥料.....	43.3	水飴.....	12.8
製革.....	22.8	罐詰.....	34.3
コークス.....	21.1	乳製品.....	18.9
煉炭.....	4.8	水産品.....	20.8
其他共計.....	1 300.3	製茶.....	13.5
		製氷.....	11.9
製材及木製品工業		其他共計.....	1 017.6
製材.....	107.5	其他の工場.....	
家具.....	11.2	印刷及製本.....	169.6
包装用木箱.....	25.7	紙製品.....	36.5
樽及桶.....	7.3	皮革製品.....	16.8
其他共計.....	183.4	繻、網、繩.....	16.9
食料品工業		洋服、外套.....	18.0
*清酒.....	263.3	抽下足袋.....	16.5
*麥酒.....	84.8	其他の足袋.....	20.7
其他酒類.....	51.0	帽子.....	14.6
*醬油及溜.....	61.3	マツチ.....	9.2
味噌.....	16.5	石綿製品.....	6.3
酒粕.....	6.6	麵類.....	4.9
清涼飲料.....	19.7	運動靴.....	21.2
*製粉.....	142.7	其他共計.....	457.6
澱粉.....	7.1	工業製品總計.....	7 871.4
砂糖.....	123.5		
菓子及パン.....	91.0		

### 貿易總額累年比較

(單位 百萬圓)

		總額	輸出	輸入	入超(+) 出超(-)
内地	昭和 5	3 016	1 470	1 546	76
	“ 6	2 383	1 147	1 236	89
	“ 7	2 841	1 410	1 431	21
	“ 8	3 778	1 861	1 917	49
	“ 9	4 455	2 172	2 283	111
	“ 10	4 971	2 499	2 472	+ 29
朝鮮	昭和 5	115	26	86	63
	“ 6	65	13	53	40
	“ 7	91	29	62	32
	“ 8	117	53	64	11
	“ 9	138	58	80	22
	“ 10	166	65	101	36
臺灣	昭和 5	68	23	45	22
	“ 6	50	19	31	11
	“ 7	49	18	31	13
	“ 8	53	18	35	18
	“ 9	65	27	38	11
	“ 10	82	37	45	8
* 南洋	昭和 5	319	61	257	196
	“ 6	188	10	178	168
	“ 7	390	49	341	292
	“ 8	1 023	584	439	+ 145
	“ 9	2 299	1 964	335	+ 1 628

\* 南洋は單位千圓。

### 主な貿易品 (内地)

(單位 百萬圓)

	輸出品		輸入品	
	昭和 9	“ 10	昭和 9	“ 10
綿織物……………	492.4	496.1	棉花……………	731.4 714.2
生絲……………	286.8	387.0	鐵……………	171.6 207.2
人絹織物…………	113.5	128.3	羊毛……………	186.5 191.8
絹織物……………	77.5	77.4	原油及重油…	82.5 106.8
鐵……………	53.0	65.8	機械類…………	98.0 105.0
機械及部分品	57.8	63.9	バルブ…………	44.3 55.0
罐詰食料…………	50.3	57.1	生ゴム…………	57.3 51.6
メリヤス製品	47.6	50.3	豆類……………	52.0 71.6
陶磁器……………	41.9	42.7	木材……………	40.2 49.8
鐵製品……………	35.3	37.5	石炭……………	47.2 49.0
綿織絲……………	23.5	35.9	油粕……………	42.1 38.7
玩具類……………	30.4	33.9	小麥……………	40.7 43.2
小麥粉……………	28.5	33.7	探油用種子…	23.8 40.8
毛織物……………	29.8	32.4	自動車及同…	32.3 32.6
植物油……………	11.0	31.6	部分品…………	
木材……………	23.9	23.2	鐵……………	27.8 44.5
硝子及同製品	19.5	23.3	麻類……………	24.3 24.7
紙類……………	20.7	23.1	皮類……………	16.3 21.4
人造絹絲…………	22.4	22.9	硫安……………	13.8 21.1
帽子……………	17.9	20.7	飼料……………	31.1 20.7
水産物……………	16.5	16.3	砂糖……………	9.7 12.7
精糖……………	13.5	17.6	穀……………	8.9 7.5
製茶……………	9.5	11.4	其他(再輸入共)	608.6 562.3
其他(再輸出共)	738.0	767.0		
計……………	2 171.9	2 499.1	計……………	2 282.5 2 472.2

相手國別貿易 (輸出)

(單位 百萬圓)

	昭和 4	8	9	10
亞細亞洲.....	915.2	930.6	1 169.5	1 304.4
歐洲.....	147.2	182.1	227.8	262.8
北米洲.....	947.7	499.2	407.6	543.4
中米洲.....		16.2	43.3	36.0
南米洲.....	23.0	30.4	61.5	73.4
阿弗利加洲.....	60.5	137.2	182.4	183.5
大洋洲.....	54.8	65.4	79.9	95.5
計.....	2 148.6	1 861.0	2 171.9	2 499.1
米國.....	914.1	492.2	398.9	535.4
關東州.....	124.5	221.1	295.9	300.3
英領印度.....	1) 198.1	1) 205.2	238.2	275.6
支那.....	281.9	108.3	117.1	148.8
蘭領印度.....	87.1	157.5	158.5	143.0
滿洲國.....	64.8	82.1	107.2	126.0
英國.....	63.2	87.8	109.3	119.5
濠洲聯邦.....	44.1	51.4	64.5	74.8
埃及.....	31.4	55.6	73.0	53.8
海峽殖民地.....	27.9	46.1	63.3	48.5
比律賓群島.....	30.6	24.1	36.5	48.1
香港.....	61.1	23.4	33.5	49.7
佛國.....	44.5	38.7	38.3	42.5
暹羅.....	10.6	26.7	29.5	40.3
南阿聯邦.....	13.2	18.1	28.0	32.8
亞爾然丁.....	8.6	12.3	20.0	28.6
獨逸.....	13.4	12.4	19.7	26.8
和蘭.....	6.9	12.3	17.9	18.3

主要相手國

1) セイロンを含む。

本邦重要輸出品國別

昭和 10 年 (單位 千圓)

	金額		金額
生絲.....	387 032	南阿聯邦.....	9 157
米國.....	328 911	埃及.....	8 008
佛國.....	23 765	米國.....	7 041
英國.....	21 451	比律賓.....	5 114
濠洲.....	4 233	海峽殖民地.....	4 949
綿織物.....	496 097	ソルグアイ.....	4 498
英領印度.....	85 183	佛國.....	3 437
蘭領印度.....	66 579	新西蘭.....	2 096
滿洲國.....	35 733	罐詰食料品.....	57 130
埃及.....	31 683	英國.....	20 488
アルゼンチン.....	20 126	米國.....	16 813
濠洲.....	17 176	白耳義.....	2 509
ケニヤウガンダ	15 957	メリヤス製品.....	50 266
關東州.....	15 211	英領印度.....	7 510
比律賓.....	14 492	英國.....	7 345
イラク.....	13 609	比律賓.....	4 734
シヤム.....	13 227	蘭領印度.....	4 118
支那.....	11 912	米國.....	3 871
香港.....	9 802	南阿聯邦.....	1 701
英埃スダン.....	9 663	埃及.....	1 698
海峽殖民地.....	8 494	小麥粉.....	33 700
絹及人絹織物.....	205 704	關東州.....	16 314
英領印度.....	40 529	滿洲國.....	14 450
濠洲.....	29 497		
關東州.....	14 485		
蘭領印度.....	14 046		
英國.....	12 780		

### 本邦重要輸入品國別

昭和10年 (單位 千圓)

	金額		金額
棉花.....	714 262	豆類.....	71 649
米國.....	371 952	滿洲國.....	64 162
英領印度.....	259 037	支那.....	4 429
埃及.....	43 009	生ゴム.....	51 636
支那.....	20 705	海峽植民地.....	24 125
羊毛.....	191 761	蘭領印度.....	11 651
濠洲.....	182 007	木材.....	49 775
新西蘭.....	4 007	米國.....	28 227
南阿聯邦.....	1 872	カナダ.....	8 258
鐵(銑を除く).....	165 979	比律賓.....	5 095
米國.....	88 892	石炭.....	48 970
獨逸.....	18 701	滿洲國.....	30 906
白耳義.....	16 903	印度支那.....	9 793
英國.....	11 535	支那.....	7 610
礦油*.....	152 647	小麥.....	43 199
(124 027)		濠洲.....	30 936
米國.....	(71 689)	カナダ.....	6 258
蘭領印度.....	(26 254)	亞爾然丁.....	2 574
露領アジア.....	( 8 036)	油粕.....	38 678
ボルネオ.....	( 4 734)	滿洲國.....	23 966
機械及同部分品.....	137 597	關東州.....	7 274
米國.....	70 157	支那.....	6 997
獨逸.....	30 152		
英國.....	22 267		

\* 括弧内は昭和9年。

### 本邦貿易外收支

(單位 百萬圓)

	昭和 8	9
經常收入		
外國證券利子及配當.....	23.8	22.3
海外事業及勞務利益.....	167.4	184.8
海運關係收入.....	227.9	260.6
保險關係收入.....	117.6	128.2
外國人本邦內消費.....	69.5	84.3
政府海外收入.....	7.2	5.8
其他.....	75.7	91.2
計.....	689.1	777.7
經常支拂		
本邦證券利子及配當.....	138.9	124.1
外國人事業及勞務利益.....	9.5	9.9
海運關係支拂.....	101.9	103.1
保險關係支拂.....	108.9	113.3
本邦人海外消費.....	68.4	68.6
政府海外支拂.....	128.0	124.2
其他.....	21.7	32.0
計.....	577.3	575.2
經常收支差引.....	111.8	202.5
臨時收入		
外國人本邦投資.....	119.5	32.4
本邦人海外投資回收.....	174.3	164.3
計.....	293.8	196.7
臨時支拂		
本邦人海外放資.....	215.8	310.8
外國人本邦放資回收.....	99.0	90.0
計.....	314.8	406.8
臨時收支差引.....	△ 21.0	△ 210.1
總收支差引.....	90.8	△ 7.6

△ 支拂超過

### 本邦國際收支

(△支拂超過又は輸入超過) (單位 百萬圓)

		昭和 7	" 8	" 9	
貿易外收支	經常	受取勘定.....	577.4	689.1	777.7
		支拂勘定.....	462.2	577.3	575.2
		差引.....	115.2	111.8	202.5
	臨時	受取勘定.....	190.5	293.8	196.7
		支拂勘定.....	290.6	314.8	406.8
		差引.....	△ 100.1	△ 21.0	△ 210.1
合計差引.....		15.1	90.8	△ 7.6	
貿易入超	内地.....	△ 21.5	△ 56.2	△ 110.6	
	朝鮮.....	△ 32.5	△ 11.6	△ 21.9	
	臺灣.....	△ 13.0	△ 17.8	△ 11.5	
	計.....	△ 67.2	△ 85.6	△ 144.0	
國際收支	(イ).....	48.0	26.2	58.5	
	(ロ).....	△ 52.1	5.2	△ 151.6	
金銀出超額×.....		120.5	28.5	13.1	

大藏省發表數字による。國際收支の(イ)は貿易と經常的貿易外收支との差引、(ロ)は貿易と貿易外收支全部との差引。×朝鮮、臺灣を含む。

### 海外在留内地人數

(昭和 9 年 10 月) (單位 人)

	男	女	計
關東州.....	76 176	69 453	145 629
南洋委任(統治).....	23 998	15 887	39 885
滿洲國.....	139 413	104 455	243 868
極東露領.....	2 293	199	2 492
支那.....	30 364	25 685	56 049
香港、澳門.....	743	735	1 478
シヤム.....	268	121	389
佛領印度支那.....	119	117	236
英領馬來.....	3 459	2 388	5 847
ボルネオ、サラワク.....	575	237	812
波斯.....	23	9	32
英領印度及錫蘭.....	820	596	1 416
蘭領東印度.....	4 761	1 777	6 538
比律賓.....	14 425	6 133	20 558
濠洲新西蘭.....	2 488	364	2 852
米 { 本土.....	84 923	61 785	146 708
國 { 布哇.....	78 109	72 723	150 832
加奈陀.....	12 225	8 837	21 062
メキシコ.....	3 246	2 114	5 360
キューバ.....	548	213	761
ペルー.....	13 915	7 212	21 127
ポリビヤ.....	524	237	761
智利.....	415	223	638
ブラジル.....	96 757	76 743	173 500
アルゼンチン.....	4 110	1 382	5 492
其他中南米諸國.....	397	164	561
英國.....	954	469	1 423
佛國.....	377	136	513
獨逸.....	462	68	530
歐露.....	54	25	79
其他歐洲.....	258	158	416
阿弗利加.....	119	82	201
計.....	597 318	460 727	1 058 045

本邦の移民

		渡航許可員數	歸國移民數	在外邦人送金額
		人	人	千円
大正	10	12 944	18 755	31 524
昭和	1	16 184	14 549	24 945
	5	21 829	15 432	23 195
	8	27 317	14 141	20 307
	9	28 087	...	20 532
		ブラジル.....	744	1 624
		ソ聯邦.....	—	53
		米國.....	6 767	8 549
		比律賓.....	—	1 001
		布哇.....	4 361	4 149
		英領馬來.....	—	248
		蘭領印度.....	—	267
		亞爾然丁.....	129	307
		ペルー.....	634	809
		メキシコ.....	84	216
		加奈陀.....	1 394	1 038
		英領印度.....	—	82
		パナマ.....	2	10
		香港.....	—	9
		英領ボルネオ.....	—	27
		濠洲.....	—	280
		智利.....	26	22
		其他.....	—	1 841

\* 昭和9年内譯

\* 内譯中歸國移民數は昭和8年

社會事業施設類別

	昭和4	" 5	" 6	" 7
社會事業=關スル機關	313	327	943	1 193
救護.....	539	564	573	582
總數.....	4 019	4 367	4 435	4 378
經濟				
住宅經營.....	3 070	3 143	3 382	3 384
宿泊經營.....	140	148	159	152
公益市場.....	321	319	304	291
簡易食堂.....	77	80	68	70
公益浴場.....	215	216	208	167
公益質屋.....	196	261	314	314
職業紹介.....	256	304	421	462
授産.....	73	72	72	72
職業輔導.....	6	6	5	5
總數.....	501	538	593	599
醫療				
施療病院.....	126	135	142	142
精神病院.....	36	39	39	44
結核療養所.....	25	26	27	28
癩療養所.....	12	12	12	12
診療所.....	302	326	373	373
總數.....	1 274	1 387	1 469	1 481
兒童				
無料産院.....	40	39	39	45
育兒.....	120	120	124	127
託兒所.....	419	506	589	589
教護教育.....	61	61	61	59
産婆.....	378	391	391	391
其他.....	256	270	265	270
隣保事業.....	97	115	115	152
婦人保護.....	19	18	23	23
人事相談.....	146	146	146	145
司保				
釋放人.....	809	811	821	819
法護少年.....	72	73	83	91
其他.....	205	217	223	226